

令和7年度

福岡県包括外部監査の結果報告書

令和8年3月

福岡県包括外部監査人

公認会計士 諏訪原 功一郎

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件として選定した理由	1
4. 監査の方法	2
5. 監査の実施期間	2
6. 監査の実施者	3
7. 利害関係	3
第2 監査対象の概要	4
1. 我が国の防災に係る政策の概要	4
2. 福岡県の地域強靱化計画	7
3. 災害対策基本法の概要	11
4. 監査対象	15
第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	20
1) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	20
(1) 監査の結果及び意見の一覧	21
2) (総論) 監査の結果及び意見	24
3) (各論) 監査の結果及び意見	24
1. 私立学校耐震化促進費	24
(1) 事業の概要	24
(2) 事業の内容	24
(3) 監査の結果及び意見	27

2. 医療施設近代化施設整備費補助金	29
(1) 事業の概要	29
(2) 監査の結果及び意見	30
3. 災害福祉支援体制整備事業	32
(1) 事業の概要	32
(2) 監査の結果及び意見	33
4. 被災者住宅再建支援費	34
(1) 事業の概要	34
(2) 監査の結果及び意見	34
5. 災害救助費	35
(1) 事業の概要	35
(2) 監査の結果及び意見	35
6. 流域湛水減災対策費	36
(1) 事業の概要	36
(2) 事業の内容	36
(3) 監査の結果及び意見	38
7. ため池等整備費	40
(1) 事業の概要	40
(2) 事業の内容	40
(3) 監査の結果及び意見	49
8. 治山事業費	51
(1) 事業の概要	51
(2) 事業の内容	51
(3) 監査の結果及び意見	54
9. 災害関連緊急治山等事業費	56

(1) 事業の概要	5 6
(2) 事業の内容	5 6
(3) 監査の結果及び意見	5 7
1 0. 直轄治山事業負担金	5 8
(1) 事業の概要	5 8
(2) 事業の内容	5 8
(3) 監査の結果及び意見	5 8
1 1. 耕地災害復旧事業費	5 9
(1) 事業の概要	5 9
(2) 事業の内容	5 9
(3) 監査の結果及び意見	6 3
1 2. 農地災害復旧緊急支援費	6 5
(1) 事業の概要	6 5
(2) 事業の内容	6 5
(3) 監査の結果及び意見	6 6
1 3. 道路管理情報の一元化事業費	6 7
(1) 事業の概要	6 7
(2) 事業の内容	6 7
(3) 監査の結果及び意見	6 8
1 4. 道路施設維持管理推進費	6 9
(1) 事業の概要	6 9
(2) 監査の結果及び意見	6 9
1 5. 道路防災事業費	7 0
(1) 事業の概要	7 0
(2) 事業の内容	7 0

(3) 監査の結果及び意見	7 1
1 6. 河川改修費	7 2
(1) 事業の概要	7 2
(2) 事業の内容	7 2
(3) 監査の結果及び意見	7 7
1 7. 河川災害関連等事業費	8 1
(1) 事業の概要	8 1
(2) 事業の内容	8 1
(3) 監査の結果及び意見	8 2
1 8. 土木災害復旧事業費	8 3
(1) 事業の概要	8 3
(2) 監査の結果及び意見	8 4
1 9. 流域治水推進費	8 5
(1) 事業の概要	8 5
(2) 監査の結果及び意見	8 5
2 0. 河川総合流域防災事業費	8 6
(1) 事業の概要	8 6
(2) 監査の結果及び意見	8 6
2 1. 直轄河川事業費負担金	8 7
(1) 事業の概要	8 7
(2) 監査の結果及び意見	8 7
2 2. 直轄河川災害復旧事業費	8 8
(1) 事業の概要	8 8
(2) 監査の結果及び意見	8 8

23.	海岸整備事業費	89
	(1) 事業の概要	89
	(2) 事業の内容	89
	(3) 監査の結果及び意見	89
24.	港湾保安対策管理費	90
	(1) 事業の概要	90
	(2) 事業の内容	90
	(3) 監査の結果及び意見	91
25.	砂防事業費	92
	(1) 事業の概要	92
	(2) 監査の結果及び意見	93
26.	砂防災害関連等事業費	100
	(1) 事業の概要	100
	(2) 監査の結果及び意見	101
27.	砂防総合流域防災事業費	105
	(1) 事業の概要	105
	(2) 監査の結果及び意見	105
28.	原子力災害対策費	106
	(1) 事業の概要	106
	(2) 監査の結果及び意見	107
29.	原子力防災ネットワーク運営費	108
	(1) 事業の概要	108
	(2) 監査の結果及び意見	108
30.	防災対策費	109

(1) 事業の概要	1 0 9
(2) 監査の結果及び意見	1 0 9
3 1. 防災情報発信強化費	1 1 0
(1) 事業の概要	1 1 0
(2) 監査の結果及び意見	1 1 0
3 2. 防災行政無線業務費	1 1 1
(1) 事業の概要	1 1 1
(2) 監査の結果及び意見	1 1 1
3 3. みんなで備える地震対策費	1 1 2
(1) 事業の概要	1 1 2
(2) 監査の結果及び意見	1 1 3
3 4. デジタルでまもる防災推進費	1 1 4
(1) 事業の概要	1 1 4
(2) 監査の結果及び意見	1 1 5
3 5. 消防へり応援体制強化費	1 1 6
(1) 事業の概要	1 1 6
(2) 監査の結果及び意見	1 1 6
3 6. 救急業務高度化推進費	1 1 8
(1) 事業の概要	1 1 8
(2) 監査の結果及び意見	1 1 9
3 7. 消防連絡調整費	1 2 0
(1) 事業の概要	1 2 0
(2) 監査の結果及び意見	1 2 0
3 8. 救急医療情報センター運営費	1 2 2

(1) 事業の概要	1 2 2
(2) 監査の結果及び意見	1 2 2
3 9. 原子力災害医療対策費	1 2 4
(1) 事業の概要	1 2 4
(2) 監査の結果及び意見	1 2 4
4 0. 福岡県備蓄基本計画について	1 2 8
(1) 監査の概要	1 3 0
(2) 監査の結果及び意見	1 3 5

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査のテーマ

防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について

(2) 監査の対象期間

原則として令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）を対象としている。必要に応じて、上記以外の期間も対象としている。

3. 特定の事件として選定した理由

福岡県は、従来より比較的、自然災害が少ない地域と思われていたが、平成17年3月に福岡県北西沖の玄界灘でマグニチュード7の西方沖大地震が発生し、防災の意識も高まった。その後は、局地的な大雨による水害が頻繁に発生するようになっていく。平成29年7月に、朝倉市や東峰村で記録的な豪雨が発生し河川の氾濫や土砂の流出等が県民の生活に甚大な被害をもたらした。その後、毎年のように局地的な大雨が発生し、令和3年に至るまで、5年連続で「大雨特別警報」が発表されている。このような事案は、他の県には見られない。特に、令和2年7月には、大牟田市や久留米市等で甚大な浸水被害が起きており、床上浸水が発生した戸も多く見られている。平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめとして、近年の大規模な災害に対応すべく、国は「国土強靱化基本法」を踏まえ、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」を閣議決定している。福岡県においても、上記基本計画との調和を行いながら本県の地域特性を考慮した県土の強靱化を図る「福岡県地域強靱化計画」を策定している。このような状況において、防災に関連する事業は、福岡県が2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間を対象として、県の行政運営の指針として作成している「福岡県総合計画」の4つの柱のうちの「感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる」という基本方向に大きく関わっており、身近な課題でもあることから、県民の関心は高いと考える。そのため、防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について検討し、包括外部監査人の立場において、合規性、有効性、経済性、効率性及び公平性の観点から検討することは意義があるものと考え、特定の事件（テーマ）として選定を行った。

4. 監査の方法

(1) 監査の視点について

- ① 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理は、関連する法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ② 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理は、事業目的に適合し期待される目的を達成するために最適な執行を実施しているか。
- ③ 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理が、少ない費用で効果を上げるように、経済性に配慮して遂行されているか。
- ④ 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理が、同様の費用でより大きな効果を上げるように、効率性に配慮して遂行されているか。
- ⑤ 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理が、公平性を十分に確保したうえで遂行されているか。
- ⑥ 国、他の地方公共団体及び関連団体との連携が十分に配慮されているか。

(該当ある場合)

過年度に実施された包括外部監査の指摘事項や意見に対する措置等は適切に行われ改善されているか。

(2) 監査の方法について

- ① 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理は、関連する法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ② 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理は、事業目的に適合し期待される目的を達成するために最適な執行を実施しているか。また、担当者からヒアリングを行った。
- ③ 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理が、少ない費用で効果を上げるように、経済性に配慮して遂行されているか。
- ④ 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理が、同様の費用でより大きな効果を上げるように、効率性に配慮して遂行されているか。
- ⑤ 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理が、公平性を十分に確保したうえで遂行されているか。
- ⑥ 国、他の地方公共団体及び関連団体との連携が十分に配慮されているか。

5. 監査の実施期間

令和7年6月21日から令和8年3月31日まで

6. 監査の実施者

包括外部監査人	諏訪原功一郎	公認会計士
補 助 者	堀 芳 郎	公認会計士
補 助 者	外 山 啓 太	公認会計士
補 助 者	鈴 木 聡	公認会計士
補 助 者	清 水 剛	公認会計士
補 助 者	水 城 寛 司	公認会計士
補 助 者	佐 藤 陽 平	公認会計士
補 助 者	山 口 真 彦	弁 護 士

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(本報告書の端数表記について)

本報告書の数値は、原則として、金額の単位未満及び比率の表示単位未満については、四捨五入している。そのため、文中や表中における内訳金額を加減した場合、合計金額と合致しない場合がある。また、公表されている統計資料等を使用する場合には、原則としてそのまま使用している。

第2 監査対象の概要

1. 我が国の防災に係る政策の概要

我が国の災害法制の歴史は、戦前は、防災対策としては、治山、治水事業が中心であり、全国的に大きな河川を中央政府が、その他の河川を地方庁（現在の都道府県）が、特に法的な裏付けなく管理を行っていた。

そのようななかで、各地で水害が発生し、1896年には全国的な大雨により、各地で大洪水が発生し、特に新潟県（信濃川流域）、岐阜県（木曾川、長良川、揖斐川等の流域）などで、大きな被害が生じている。

このような大きな被害が生じたことにより、1896年に河川法、翌年の1897年には砂防法と森林法といういわゆる「治水三法」が制定されている。一方で、被害者に対する救護策として、1880年に備荒儲蓄法、1899年には罹災救助基金法などが制定されている。これらの法は、被災者支援を担う地方庁に対する中央政府の財政支援や負担のルールが中心であり、被災者に対する支援の具体的内容は地方庁に委ねられていた。

上記のような縦割り型、個別対応型の災害法制は、その後も継続されていくが、以下のような2つの大きな災害を経て、その行政対応に限界が露呈してしまった。

(1) 災害救助法

1946年に紀伊半島沖を震源地とするマグニチュード8.0の昭和南海地震が発生した。この地震では大きな津波が発生しており和歌山、高知、徳島を中心に死者約1千3百人、全壊約1万1千棟など大きな被害をもたらしている。この災害に対して罹災救助基金法による被災者支援が行われているが、各都道府県の財政力の大小があり、また、救助に関する方針が各県まちまちであったりしたこともあり、支援がうまく実施されなかった。

このようなことから、円滑かつ迅速な救助を実施する救助内容と費用負担を明確にすることが求められ、1947年の災害救助法の制定につながった。

(2) 災害対策基本法

また、1959年に愛知県、岐阜県、三重県といった東海地方を中心に大きな被害をもたらした伊勢湾台風は死者約5千人、全壊約3万5千戸という大災害となった。当時の台風被害としては相当規模な被害であったが、名古屋市という大都市が被害にあったことの社会的影響が大きく、戦後しばらく基本的な事項を定めた法律は無かった日本の防災及び危機管理に関して、対応の見直し等の必要性が大きくなっていった。また、伊勢湾台風の被害からの復旧に関しては、従来の個別的対応では対応が出来ないものも多く、当時、迅速な復旧や防災体制整備のために、直接的には、「伊勢湾等高潮対策事業に関する特別措置法（昭和34年法律第172号）」など複数の特別法が制定されている。

しかし、1961年には「災害対策基本法」が公布された。当該法律では、国や地方公共

団体などの責務や組織に関して、また防災計画の作成の義務などが定められている。

この「災害対策基本法」は、日本の総合的な防災対策の基本法たる位置づけであるため、その根本的なところは維持されているが、その後発生した大規模な災害によりその教訓からしばしば改正されている。

1) 阪神・淡路大震災

大都市の直下型地震であり神戸、芦屋、西宮などに大きな被害が発生した。この地震では死者の 8 割以上が木造住宅の倒壊による圧死や窒息死で亡くなっている。発生時期が真冬の早朝であったため、自宅にいる時間であったことから、建物倒壊による被害が大きくなったと言われている。上記の教訓から、建物の耐震補強を求める声が強くなっていった。

2) 東日本大震災

東北地方で発生した大規模な地震であるが、かつての災害から高さ 10m の二重の防潮堤を有していた岩手県の田老地区が大津波により乗り越えられ堤防を破壊されてしまったことは驚きであった。この大規模地震の教訓として、それまで市町村を中心として行われてきた防災行政を緊急時には県及び国が代行する権限を拡大するという流れになっていった。

参考までに、次ページに「令和 7 年版防災白書 付属資料 6 主な災害対策関係法律の類型別整理票」を付ける。

付属資料6 主な災害対策関係法律の類型別整理票

類型	予防	応急	復旧・復興
	災害対策基本法		
地震 津波	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震対策特別措置法 ・津波対策の推進に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法 ・消防法 ・警察法 ・自衛隊法 ・災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律 	<p><全般的な救済援助措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 <p><被災者への救済援助措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法 ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 ・株式会社日本政策金融公庫法 ・自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律 <p><災害廃棄物の処理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <p><災害復旧事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・被災市街地復興特別措置法 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 <p><保険共済制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震保険に関する法律 ・農業保険法 ・森林保険法 <p><災害税制関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 ・大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法
	<ul style="list-style-type: none"> ・地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 ・地震防災対策特別措置法 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・首都直下地震対策特別措置法 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ・津波防災地域づくりに関する法律 		
火山	<ul style="list-style-type: none"> ・活動火山対策特別措置法 		
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法 ・海岸法 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防法 	
地滑り 崖崩れ 土石流	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法 ・森林法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 ・宅地造成及び特定盛土等規制法 		
豪雪	<ul style="list-style-type: none"> ・豪雪地帯対策特別措置法 ・積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法 		
原子力	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法 		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害からの復興に関する法律

出典：内閣府資料

2. 福岡県の地域強靱化計画

福岡県における「福岡県地域強靱化計画」の策定について、以下のように①計画策定の趣旨及び②計画の位置付けが記載されている。

I 計画策定の趣旨

東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈した。また、近年の気候変動に伴い、全国各地で大型台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されることとなった。

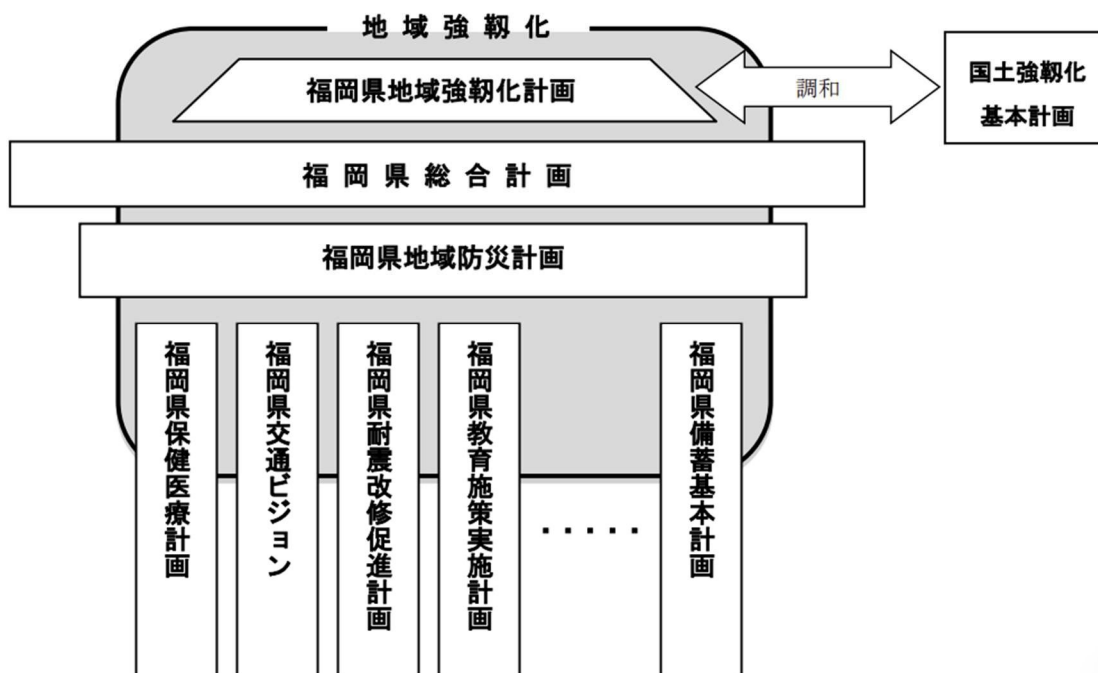
このような中、国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が施行され、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定された。（平成 30 年 12 月 14 日、基本計画の変更について閣議決定）

本県においても、基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するため、「福岡県地域強靱化計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものである。

II 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に係る本県の他の計画等の指針となるものである。すなわち、強靱化に関する事項については、地域防災計画はもとより、本県の様々な分野の計画等よりも「上位」に位置付けられるものである。

なお、本計画は、基本法第 14 条に基づき、基本計画との調和を図るものとする。



(出所：福岡県地域強靱化計画)

また、「地域防災計画」との関係についても以下のように触れている。

地域防災計画との関係

地域防災計画は、地震や風水害といった災害の種類ごとに、その対応を取りまとめたものである。このため、「地震・津波対策編」、「風水害対策編」など、災害ごとに計画が立てられている。

一方、地域強靱化計画は、いかなる大規模な自然災害が発生しようとも最悪の事態に陥ることがないよう、「強靱」な行政機能、地域社会、地域経済を平常時から作り上げていこうとするものである。

そのため、まずは「起きてはならない最悪の事態」を想定して、そういう事態に陥らないために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて、事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチがなされている。

(出所：福岡県地域強靱化計画)

「福岡県地域防災計画」においては、①その計画の目的及び②性格が記載されている。

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 40 条の規定に基づき、福岡県の地域に係る 防災(災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興)のうち風水害対策等に関し、福岡県・市町村・指定 地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として福岡県防災会議が定めたものであり、県民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と県民福祉の確保に万全を期することを目的とする。

計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害からの迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、県民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した県民運動の展開が必要である。

計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。

一 本県の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。

二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

計画の推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、地方防災会議における委員の性別の偏りを是正する等、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がいのある人、外国人などの参画を拡大する。

なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に定める特別防災区域に係る防災については、同法第 31 条の規定に基づく福岡県石油コンビナート等防災計画による。

第 2 節 計画の性格

この計画は、福岡地域の防災に関する基本計画であり、国の防災基本計画に基づいて策定したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が策定する防災業務計画に抵触することがないよう緊密に連携を図ったものである。また、この計画は市町村地域防災計画の指針となるものである。

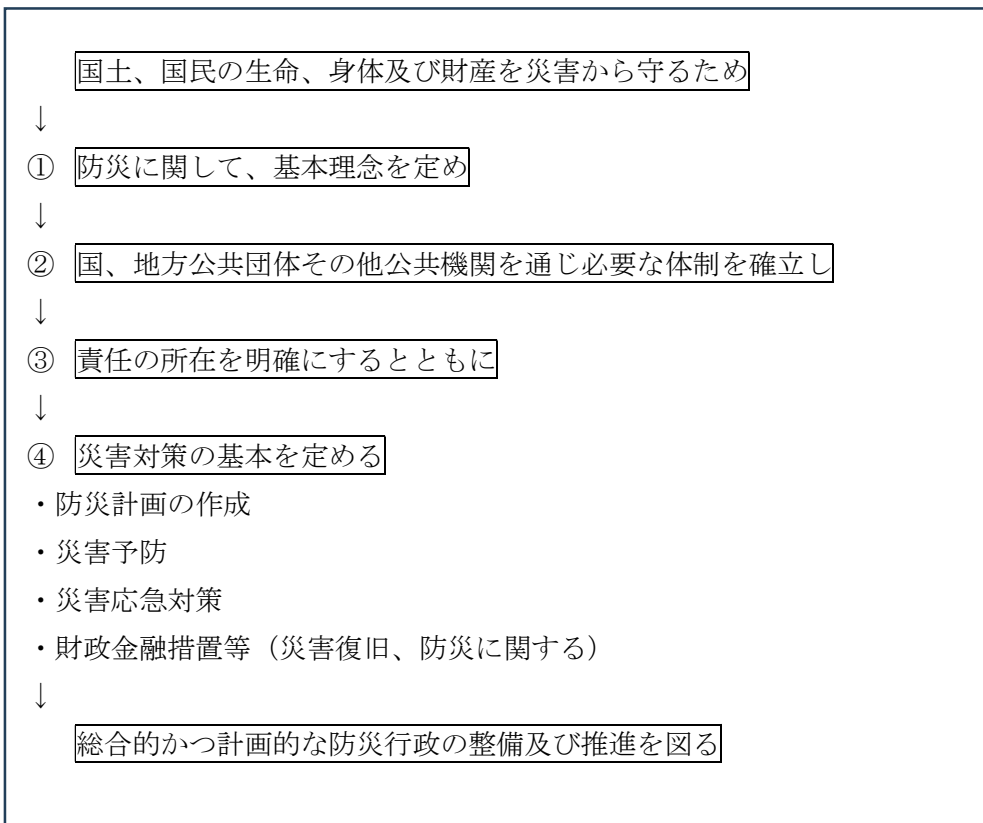
なお、本計画は、災害対策に関し、関係機関の防災業務の実施内容、責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上での基本的大綱を示すもので、毎年、防災会議において検討を加え、所要の修正を行っていくべきものであるが、その実施細目等については、関係機関において別途具体的に定めるものである。

（出所：福岡県地域防災計画）

3. 災害対策基本法の概要

災害に関する法制は、災害対策基本法が災害に関する法令としてその目的をはじめとして国の責務、都道府県の責務、市町村の責務と続き、住民等の責務の記載があり、その後、災害予防から復旧活動にかけて総合的に規定されている。

目的には、「この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、**総合的かつ計画的な**防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする」と記載されている。つまり、以下のような構成になっているのである。



まず、「災害対策基本法」は、国土や国民の生命・身体のみでなく財産をも災害から守るための法であることが分かる。これは、被災後の生活も見据えて健康的な生活を行い得るよう定められていると思われる。

次に、災害対策に関して以下のような基本理念を定めている。

自国の自然的特性、社会経済情勢を踏まえて、災害の発生を想定して、災害発生時には被害の最小化を図り、迅速な回復を図ることや各公共機関の役割や相互の連携を確保し、住民自らの防災活動等も促進する。

その次には、確立すべき必要な体制に関して、第 14 条、第 15 条には、都道府県防災会議を置くことが定められており、都道府県知事を会長としてその他の委員をもって組織するとされている。

災害対策基本法の目的を達成する手段として「体制を確立し、責任の所在を明確にする」とあり、都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

上記のように、地方公共団体等の責務が記載されているが、本法には第 7 条に「住民等の責務」も規定されている。これは、災害時には、国や地方公共団体等のみでなく、国民、県民といった住民の責務も記載され、公助のみでなく住民も自主的に防災に対して寄与する責務があると考えられる。

災害対策基本法の目的を達成する手段として、「防災計画の作成」と記載があるが、福岡県地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、福岡県の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興）対策に関し、福岡県・市町村・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として福岡県防災会議が定めたものであり、県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と県民福祉の確保に万全を期することを目的としている。

(基本理念)

第二条の二

- 一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組

織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

六 災害復旧及び災害からの復興に必要な準備をするとともに、災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

（住民等の責務）

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（都道府県防災会議の設置及び所掌事務）

第14条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。

四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(都道府県防災会議の組織)

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
 - 三 当該都道府県の教育委員会の教育長
 - 四 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長
 - 五 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
 - 六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - 七 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - 八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 6 都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、当該都道府県の知事が任命する。
- 8 前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。

(出所：災害対策基本法)

4. 監査対象

(1) 監査対象の選定方法

福岡県総合計画（2022（令和4）年度→2026（令和8）年度）において、4つの基本方向のなかの1つに、「感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる」がうたわれている。そしてその基本方向のなかで、「災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化」が取組事項とされている。

上記の取組事項に対応する「災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化」にかかる令和6年度の当初予算の編成概要の中から、金額的重要性、事業内容等から、総務部（防災危機管理局防災企画課、防災危機管理局消防防災指導課）、人づくり・県民生活部（私学振興・青少年育成局私学振興課）、保健医療介護部（医療指導課）、福祉労働部（福祉総務課）、農林水産部（農村森林整備課）及び県土整備部（道路維持課、河川管理課、河川整備課、港湾課、砂防課）の以下の予算に関する業務を監査の対象とした。

《令和6年度当初予算の編成概要 3. 感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる》

担当課 (※監査対象には◎)	事項名	当初予算 (千円)
政策支援課 道路建設課	日田英彦山沿線地域振興費	349,134
社会活動推進課	多様な主体の協働による被災者支援体制機能強化費	3,745
私学振興課 ◎	私立学校耐震化促進費	351,532
健康増進課 医療指導課 ◎	医療施設近代化施設整備費補助金	474,911
福祉総務課 ◎	災害福祉支援体制整備事業費	20,717
福祉総務課 ◎	被災者住宅再建支援費	33,000
福祉総務課 ◎	災害救助費	826,920
環境保全課	放射能測定体制強化費	141,011

担当課 (※監査対象には◎)	事項名	当初予算 (千円)
環境保全課	災害時大気環境観測体制強化費	12,080
廃棄物対策課	災害廃棄物処理体制整備費	249
農山漁村振興課 園芸振興課 農村森林整備課 ◎	流域湛水減災対策費	175,646
農山漁村振興課 農村森林整備課	農林災害対応体制強化事業費	40,536
農村森林整備課 ◎	ため池等整備費	4,562,276
農村森林整備課 ◎	治山事業費	3,709,286
農村森林整備課 ◎	災害関連緊急治山等事業費	724,543
農村森林整備課 ◎	直轄治山事業負担金	418,167
農村森林整備課 ◎	耕地災害復旧事業費	5,217,022
農村森林整備課 ◎	農地災害復旧緊急支援費	24,477
企画課	ドローンと AI を活用した土木施設点検費	66,756
道路維持課 ◎	道路管理情報の一元化事業費	81,000
道路維持課 ◎	道路施設維持管理推進費	400,000
道路維持課 ◎	道路防災事業費	1,948,085
河川管理課	市町村洪水ハザードマップ充実支援費	4,389
河川管理課 ◎ 河川整備課 ◎	河川改修費	8,600,087
河川管理課 ◎ 河川整備課 ◎	河川災害関連等事業費	11,739,878

担当課 (※監査対象には◎)	事項名	当初予算 (千円)
河川管理課 ◎ 港湾課 ◎	土木災害復旧事業費	8,753,640
河川整備課 ◎	流域治水推進費	173,000
河川整備課 ◎	河川総合流域防災事業費	2,669,625
河川整備課 ◎	直轄河川事業費負担金	3,554,506
河川整備課 ◎	直轄河川災害復旧事業費	20,808
港湾課 ◎	海岸整備事業費	1,326,480
港湾課 ◎	港湾保安対策管理費	136,424
砂防課 ◎	砂防事業費	6,119,821
砂防課 ◎	砂防災害関連等事業費	681,180
砂防課 ◎	砂防総合流域防災事業費	808,767
都市計画課	都市計画基本方針等策定費	10,785
都市計画課	官民連携による公共空間の利活用費	15,000
都市計画課	盛土等規制区域指定調査費	11,800
都市計画課	盛土情報管理システム整備費	17,600
建築指導課	建築物地震対策事業費	14,932
建築指導課	民間施設ブロック塀安全対策費	14,600
住宅計画課	建築物耐震化促進費	43,137
住宅計画課	住宅被災者本再建支援費	2,200
防災企画課	地域防災計画強化費	1,328
防災企画課 ◎	原子力災害対策費	52,645

担当課 (※監査対象には◎)	事項名	当初予算 (千円)
防災企画課 ◎	原子力防災ネットワーク運営費	55,219
防災企画課	災害対策本部強化費	1,226
防災企画課 ◎	防災対策費	11,994
防災企画課 ◎	防災情報発信強化費	22,693
防災企画課 ◎	防災行政無線業務費	183,230
防災企画課 ◎	みんなで備える地震対策費	60,584
防災企画課 ◎	デジタルでまもる防災推進費	57,135
防災企画課 ◎	消防ヘリ応援体制強化費	90,027
消防防災指導課	自主防災組織育成強化費	1,032
消防防災指導課	個別避難計画作成促進費	2,804
消防防災指導課	市町村受援計画改善促進費	2,946
消防防災指導課	自主防災組織活性化事業費	4,878
消防防災指導課 ◎	救急業務高度化推進費	17,863
消防防災指導課	消防広域化推進費	124
消防防災指導課	消防団体加入促進事業費	1,989
消防防災指導課	消防団加入促進強化費	11,250
消防防災指導課 ◎	消防連絡調整費	137,025
国際政策課	外国人地域防災力強化事業費	1,878
健康増進課	災害派遣精神医療チーム整備費	5,028
生活衛生課	ペット救援対策推進費	90
医療指導課 ◎	救急医療情報センター運営費	289,644

担当課 (※監査対象には◎)	事項名	当初予算 (千円)
医療指導課	災害派遣医療チーム運営費	23,025
医療指導課 ◎ 薬務課	原子力災害医療対策費	59,415
薬務課	災害時緊急医薬品等備蓄事業費	1,308
薬務課	災害時の調剤支援事業費	314
警察本部	防災危機管理体制整備費	9,449
警察本部	原子力災害対策費	9,180
警察本部	災害対応力強化費	8,047

第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

当報告書では、「指摘事項」と「意見」は、次のように定義している。

「指摘事項」現在の法令等（法律、条令、規則等）に照らして、合規制や正確性に大きな問題がある。または、それと同等の問題があると監査人が判断した事項。

「意見」経済性、効率性及び有効性等の観点から、監査の過程において、監査人が改善の提案として記載する事項。

(1) 監査の結果及び意見の一覧

指摘事項及び意見の内容	指摘事項	意見
1. 私立学校耐震化促進費		
① 再度通知の実施や計画提出の要請等の検討について		○
② 個別面談の実施について		○
③ 小中学校、高等学校等に対する経営面も含めた深度ある対話の推進等について		○
2. 医療施設近代化施設整備費補助金		
① 福岡県共同利用施設整備事業費補助金の交付後のモニタリングについて		○
3. 災害福祉支援体制整備事業費		
4. 被災者住宅再建支援費		
5. 災害救助費		
① 備蓄物資の管理について		○
6. 流域湛水減災対策費		
① 関係者一体の推進体制（協議体）の整備		○
② 低コストでの効果の見える化と理解促進		○
7. ため池等整備費		
① 端末利用方針の明確化		○
② 運用ルール・手続の整備		○
③ 職員への教育・周知の実施		○
8. 治山事業費		
① 中期計画の作成及び運用		○
9. 災害関連緊急治山等事業費		
10. 直轄治山事業負担金		
11. 耕地災害復旧事業費		
① デジタル化への提案		○
② ノウハウ蓄積共有、研修への展開		○
12. 農地災害復旧緊急支援費		
13. 道路管理情報の一元化事業費		
14. 道路施設維持管理費		
15. 道路防災事業費		
16. 河川改修費		
① 河川整備基本方針の作成について		○
② 押印と日付の記載漏れについて		○

③ 工事打合せ簿の確認について		○
④ 落札者提出書類の確認について		○
⑤ 県産資材の不利用理由について		○
17. 河川災害関連等事業費		
① 委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリストについて		○
18. 土木災害復旧事業費		
① 特記仕様書の作成について	○	
19. 流域治水推進費		
20. 河川総合流域防災事業費		
① 後関の取扱いについて		○
21. 直轄河川事業負担金		
22. 直轄河川災害復旧事業費		
23. 海岸整備事業費		
24. 港湾保安対策管理費		
25. 砂防事業費		
① 文書の記載方法について		○
② 文書の記載方法について		○
③ 文書の修正方法と記載方法について		○
④ 文書の修正方法と記載方法について		○
⑤ 委託先に対する個人情報の取扱状況の確認について		○
⑥ 不十分な内容の文書が承認されていることについて		○
26. 砂防災害関連等事業費		
① 文書の記載内容の修正方法について		○
② 保有個人情報の取扱状況チェックリストについて		○
27. 砂防総合流域防災事業費		
28. 原子力災害対策費		
29. 原子力防災ネットワーク運営費		
30. 防災対策費		
31. 防災情報発信強化費		
32. 防災行政無線事業費		
33. みんなで備える地震対策費		
34. デジタルでまもる防災推進費		
35. 消防ヘリ応援体制強化費		
① 防災消防ヘリについて		○

36. 救急業務高度化推進費		
37. 消防連絡調整費		
① 消防学校の給食業務の契約について		○
38. 救急医療情報センター運営費		
① 随意契約に係る業務の再委託に関する検討及び再委託の承認に関する決裁スケジュールについて		○
39. 原子力災害医療対策費		
① 資機材の運用及び管理について		○
② 決裁スケジュールについて		○
40. 福岡県備蓄基本計画		
① 情報の共有について		○

2) (総論) 各事業に共通して提出すべき意見等はなかった。

3) (各論) 監査の結果及び意見

1. 事項名) 私立学校耐震化促進費

(1) 事業の概要について

所管部署	私学振興課
事業の概要	学校法人が行う学校施設の耐震改修及び改築工事費用について国庫補助額に上乗せして補助を行う。

ア. 事業内容

<ul style="list-style-type: none">・学校法人が行う校舎、体育館、寄宿舍等（国の補助制度の対象施設）の耐震改修・改築工事に要する経費について、国庫補助額に県費を上乗せして補助する。・補助率：国が補助対象とした経費の6分の1以内。・事業年数：令和6年度の1年間。 <p>本事業は、国庫補助と一体となった財政支援を通じて、耐震化が遅れている私立学校施設の改修を後押しする役割を担っている。</p>
--

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
289,545	640,727	351,532	48,567	・高等学校3校（3法人）、幼稚園1園（1法人）に対し、補助を実施。

(2) 事業の内容

1) 私立学校施設の耐震化の現状と全国における位置付け

①全体状況（幼・小・中・義務・高・中等・特別支援）

文部科学省の「私立学校施設の耐震改修状況等調査」（令和6年4月1日現在）によると、福岡県内の私立学校施設は全840棟のうち754棟が耐震性ありとされ、耐震化率は89.8%で全国37位にとどまっている。同調査では、全国平均の耐震化率は93.6%と

されており、福岡県は全国平均を下回っている状況にある。なお、福岡県における耐震性がない又は耐震診断未実施の棟数は 86 棟であり、そのうち耐震化完了や取壊し等の予定が示されていない棟が 65 棟と多くを占めている。

②幼稚園

幼稚園については、全 398 棟のうち 351 棟が耐震性あり、耐震化率は 88.2%（全国 33 位）である。一方で、耐震性がない又は耐震診断未実施の棟数は 47 棟（38 法人）であり、件数は神奈川県（55 棟）、千葉県（49 棟）に次いで全国 3 番目に多い。

③小・中・義務・高・中等・特別支援学校

小・中・高等学校等については、全 442 棟のうち 403 棟が耐震性あり、耐震化率は 91.2%（全国 35 位）である。

しかし、耐震性がない又は耐震診断未実施の棟数は 39 棟であり、その数は北海道（60 棟）に次いで岡山県と並び全国で 2 番目に多い。

2) 県のこれまでの取組状況

①幼稚園に対する取組

幼稚園においては、実地検査や「私立学校施設整備費補助金」の募集案内等の機会を通じて、耐震性の重要性を周知するとともに、補助金の活用を個々の園に促し、耐震化の推進を依頼している。

※幼稚園では、経常費補助金の審査を書面審査で対応しており、各園との個別の面談の機会は概ね実地検査時に限られている。また、園数は 365 園と非常に多い一方、担当職員数が限られていることから、未対応園に対する個別面談等は実施していない。

②小・中・高等学校等に対する取組

小中高等学校係においては、学校に対して交付する経常費補助金について、その審査が複雑であり、且つ、内容も多岐に渡ることから、原則として、県庁舎において対面で審査を実施しており、その際に合わせて耐震診断未実施校に対して、確認を行っている。なお、県内の小中高等学校数は 99 校である。ヒアリングでは、取壊しや代替施設の検討、施設統合の検討状況等について各学校法人から回答を得ているほか、経営状況についても一部学校に対して確認している。

また、資金面での課題がある学校に対しては、今後もヒアリングを継続し、法人内での耐震化計画の策定を早急に進めるよう依頼するとともに、補助金の活用を促していく方針が示されている。

③事業実績の推移

法人の耐震化計画に基づく将来推計では、福岡県の私立学校施設の耐震化率は、令和6年度末には90.1%、令和8年度末には91.6%へと上昇する見込みとされているが、全国平均（令和8年度末94.8%）との乖離は残ると見込まれている。

3) 監査において把握された課題

①未耐震施設数について

前述のとおり、福岡県は、耐震性がない又は診断未実施の棟数が多く、全国的な水準へのキャッチアップの課題がある。

②個別園・学校との対話の必要性

i) 幼稚園

幼稚園については、実地検査や補助金説明の場での周知は行われているものの、未耐震の園に対する個別面談や継続的なフォローアップは実施されていない。

そのため、耐震化を進めるための課題（園児数の動向、法人全体の経営状況、借入余力など）を確認・共有化し、共に耐震化について考える機会が限られる。

ii) 小中高等学校等

小中高等学校等については、経常費補助金の審査に伴う対面の場を活用してヒアリングが実施されているものの、資金不足の具体的内容にまで踏み込んだ対話が十分でない事例が見られる。このことから、耐震化を阻害している要因（将来投資計画、借入制約、他施設整備との優先順位等）を踏まえた対話が十分とはいえない状況がうかがえる。

③他都道府県の先進事例の把握・活用

文部科学省調査では、様々な取組が紹介されており、また、各都道府県の取組も具体的にホームページ等で公表されており、これらの情報を十分活用し参考にする必要がある。

④人的体制の課題

県の担当職員数が限られることもあり、個別面談や詳細なフォローアップが困難であるのが実情と認識されている。

4) 私立学校耐震化促進費の活用に関する論点

私立学校耐震化促進費は、国庫補助に対する上乘せ補助として位置付けられており、耐震化に取り組む学校法人にとっては重要な財政支援である。他方で、

- ・県としては起債を活用しているものの、県単独補助率の更なる引上げ等、財政負担の増加には限界があるとの認識が示されている。
- ・補助制度の存在を知らながらも、資金繰りや学校運営方針の検討に時間を要し、耐震化に踏み出せない学校も存在する。

このことから、耐震化促進費の効果を最大化するためには、単に補助制度を用意するだけでなく、個々の学校法人の課題に応じた計画策定支援や情報提供を行うとともに、他県の好事例を本県の実情を踏まえて検討し取り組む必要があると考える。

(3) 監査の結果及び意見

災害時の園児児童生徒の安全確保や地域の防災力向上のためにも、全国に比べ耐震化が遅れている現状を踏まえ、私立学校施設の耐震化の一層の推進に向けた以下のような取組が必要と考える。

1) 幼稚園

①再度通知の実施や計画提出の要請等の検討【監査意見1】

文部科学省の調査結果公表後、各学校法人へ耐震化の早期実施に努めるよう再度通知を行う取組や耐震化未実施の法人に計画の提出を求める取組などの他都道府県の好事例を参考に、福岡県においても再度通知の実施や計画提出の要請を検討すること。

②個別面談の実施【監査意見2】

人的体制の課題も踏まえつつ、可能な限り、未耐震又は診断未実施の47棟(38法人)について、園児数や建築年数などを踏まえ、優先度の高い園から順に個別面談を行うことを検討すること。例えば、オンライン面談の実施なども考えられる。

2) 小・中・高等学校等に対する経営面も含めた深度ある対話の推進等

【監査意見3】

経常費補助金審査時のヒアリングを、耐震化促進の機会として活用し、耐震化が進まない要因を財務状況（資金不足の要因を含む）、生徒数の推移、学校運営方針等から構造的に把握した上で、学校と深度ある対話を行うことが必要と考える。あわせて、長期的な施設整備計画における耐震化の位置付けを共有し、今後の実施計画の策定・提出を求める運用について検討することが望まれる。

県においては、以上の点を踏まえ、個別園・学校との対話及び計画的なフォローアップを一層充実させるなどにより、私立学校施設の耐震化の推進に努めていただきたい。

2. 事項名) 医療施設近代化施設整備費補助金

(1) 事業の概要について

所管部署	医療指導課
事業の概要	施設整備、設備整備等に要する経費に充てるために交付する補助金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養成力の充実度を図る。

ア. 事業内容

<p>【地球温暖化対策施設整備事業】</p> <p>・地球温暖化対策に資する医療施設の整備を補助し、病院等における地球温暖化対策の取組みを推進する。</p> <p>(対象経費)地球温暖化対策に資する医療施設の整備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>【医療施設等耐震整備事業】</p> <p>・医療施設等の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図る。</p> <p>(対象経費)医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p> <p>【共同利用施設整備事業】</p> <p>・地域医療支援病院における共同利用部門の体制を整備し、共同利用施設として地域の医療機関相互の密接な連携と機能分担の促進、医療資源の効率的活用を図り、もって地域の医療水準の向上に資する。</p> <p>(対象経費)共同利用施設又は地域医療支援病院の共同部門として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p>

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
185,050	394,927	185,385	106,424	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設等耐震整備事業 ・地球温暖化対策施設整備事業 ・共同利用施設整備事業

※監査対象所属のみの記載であるため、令和6年度当初予算の編成概要に記載の金額と異なる。

(2) 監査の結果及び意見

福岡県共同利用施設整備事業補助金の交付後のモニタリングについて【監査意見4】

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(5)事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、福岡県補助金等交付規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(実績報告)

12 補助事業者は、様式第3号による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して一月を経過した日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して一月を経過した日)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

(補助金の返還)

13 知事は、補助事業者が7に定める交付の条件に違反した場合には、期限を定めて、この補助金の全部又は一部について県に返還をすることを命ずるものとする。

(出所：福岡県共同利用施設整備事業補助金交付要綱)

(財産の処分の制限)

第二十条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、知事の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、第五条第二項の規定による条件に基き、補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

一 不動産及びその従物

二 機械、重要な器具その他重要な資産で知事が定めるもの及びその従物

(出所：福岡県補助金等交付規則)

上記のように「福岡県共同利用施設整備事業補助金交付要綱」及び「福岡県補助金等交付規則」では規定されているが、補助金交付後のモニタリングは事業完了時の実績報告のみであり、それ以降のモニタリングについては要綱に規定されておらず、実績報告後の使用状況の確認までは行われていない状況である。

当該補助金は、地域医療の確保や医療機関間の機能分化・連携を推進するため、地域の医療機関が共同で利用する施設設備の整備に補助を行うものであるため、たとえば年数の経過に伴って共有の趣旨が薄れ、設置病院により占有的に使用されるといった状況を招かないように、一定期間は使用状況のモニタリングが必要である。

3. 事項名) 災害福祉支援体制整備事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	福祉総務課
事業の概要	災害時の福祉支援の中核となる(社福)福岡県社会福祉協議会に災害福祉支援センターを設置し、当該センターによる災害派遣福祉チームの組成・育成を支援することで、要配慮者への的確な支援を行う。

ア. 事業内容

- ・連携及び体制機能の強化
 関係団体による災害福祉支援ネットワーク会議を開催する。
 災害時の派遣体制について協議を行い、団体間の連携体制を強化することにより、本県の災害体制向上を図る。
 厚生労働省が毎年開催している「災害福祉広域支援ネットワーク構築セミナー」へ参加することにより、団体間の連携強化の方法について検討する。
 各団体の派遣リスト登録者を対象とした研修会を年2回開催する。
 災害福祉支援コーディネーター(仮)を設置し、災害時医療チームとの連携を図る。

- ・派遣体制の整備
 福祉避難所等における人材確保対策として、災害時に専門人材の派遣を行うための仕組みを構築する(下記表の各団体の専門人材を派遣)。
 災害発生時に専門人材を派遣する際、派遣先での事故等に備え、派遣者を対象に傷害保険に加入するための保険料を負担する。
 毎年、年度当初に加入し、災害発生時に迅速に派遣できる体制としておく。
 当保険は、想定した人数以下の利用の場合、保険を利用しなかった人数分の保険料は返金となる仕組みとする(保険利用0人の場合、事務手数料の支払いのみ)。
 派遣人数が想定を超過した場合は、補正予算により対応する。
 災害発生に伴い、実際に人材派遣を行った際に必要となる日当、交通費等について、必要な場合は、災害発生後に補正予算により対応する。

(表：各専門団体)

施設団体 (11 団体)	職能団体 (9 団体)	その他 (2 団体)
福岡県乳児院協議会	福岡県介護支援専門員協会	福岡県社会福祉協議会
福岡県児童養護施設協議会	福岡県介護福祉士会	福岡県
福岡県母子生活支援施設協議会等 (他 8 団体)	福岡県言語聴覚士会等 (他 6 団体)	

- ・地域協働型災害ボランティアセンター（以下、「VC」という。）運営体制の構築
県社協が実施する平時の研修・訓練、応援職員派遣団体の開拓、及び災害時の災害
VC 運営支援に対して助成を行う。
- ・被災者見守り・相談支援の実施
見守り・相談支援実施の手引き作成や市町村に対して見守り・相談支援研修を実施
する。

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
12,080	14,463	20,717	17,978	<ul style="list-style-type: none"> ・DWAT の体制整備 ・市町村災害ボランティアセンターの運営支援 ・被災者見守り・相談支援の実施

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

4. 事項名) 被災者住宅再建支援費

(1) 事業の概要について

所管部署	福祉総務課
事業の概要	災害により被害を受けた県民に対し、早期の生活再建を図り、被災地の早期復興を後押しするため、金銭的な救済等を行う。

ア. 事業内容

県内において被災者生活再建支援法が適用された災害により、住居が被災し、県内で住宅再建するために金融機関等から融資を受けた者に対し、利子相当額を支援する。
--

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
36,000	33,000	33,000	6,000	・被災者住宅再建支援事業 補助金の交付

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

5. 事項名) 災害救助費

(1) 事業の概要について

所管部署	福祉総務課
事業の概要	災害により被害を受けた県民に対し、金銭的な救済等を行う。

ア. 事業内容

<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法に基づく救助に係る費用の救済を行う。 (過年度災害対応分) 賃貸型応急住宅の供与 (令和6年度発生災害対応分) ①応急仮設住宅の供与、②物資の購入等

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
831,918	825,050	826,920	62,937	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年7月7日からの大雨災害及び令和6年台風第10号の被災者に対する賃貸型応急住宅の提供等 ・ 令和6年能登半島地震の求償経費

(2) 監査の結果及び意見

① 備蓄物資の管理について【監査意見5】

備蓄物資について、県本庁舎、消防学校、各地区の総合庁舎に備え置いている。令和3年度の行政監査の結果に記載されていた「各備蓄拠点の品目ごとに、その受払いがわかる台帳を作成されたい」に対して「備蓄品ごとに台帳を作成し、各備品の受払を明記することとした」と措置が実施されている。

当該備蓄物資について、確認を行ったところ、備蓄品目ごとに備蓄物資台帳にて管理を行い、定期的な棚卸は実施されていた。しかし、棚卸に関する報告書がないため、実施日、実施者が確認できなかった。備蓄物資については、使用可否の判断を含め定期的な棚卸を行い、実施日及び実施者を記載した報告書を作成すべきである。

6. 事項名) 流域湛水減災対策費

(1) 事業の概要について

所管部署	農村森林整備課
事業の概要	下記参照

ア. 事業内容

下記参照

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
90,000	135,000	113,363	112,917	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定、実施設計 ・田んぼダム導入支援

※監査対象所属のみの記載であるため、令和6年度当初予算の編成概要に記載の金額と異なる。

(2) 事業の内容

1) 流域湛水減災対策の取組

① 流域治水の推進

平成29年7月九州北部豪雨をはじめ、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など、近年、全国各地において激甚な水災害が頻発しており、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水災害の激甚化・頻発化が予測される。このような水災害リスクの増大に備えるため、福岡県ではこれまでの河川整備に加え、流域内のあらゆる関係者と一体となって、流域全体で水災害を軽減させる「流域治水」を推進している。

② 流域治水プロジェクト

これまでの河川整備に加え、あらゆる関係者が重点的に実施する治水対策（(1)氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、(2)被害対象を減少させるための対策、(3)被害の軽減、早期復旧・復興のための対策）の全体像をとりまとめた「流域治水プロジェクト」を公表。

「流域治水プロジェクト」は、様々な対策とその実施主体を「見える化」した【位置図】、対策の実施時期を示した【ロードマップ】等で構成している。なお、ロードマップの工程において、短期は概ね5年、中期は概ね10～15年、中長期は概ね20年～30年を目標としている。

流域治水プロジェクトを支援する事業の一つとして、「農地湛水対策事業費」が予算化されており、事業の概要は以下のとおりである。

2) 農地湛水対策事業費

(事業の目的)

大雨時における内水による施設園芸作物を中心とした湛水被害を解消するための、効果的な対策として事業計画を策定した上で、施設等の整備を実施する。

また、県下全域における「田んぼダム」や、基幹的水利施設が「平地ダム」として機能している地域における「先行排水」を実施するための取組みを推進するとともに、必要な施設整備を実施する。

(事業の概要)

区分	事業主体	事業内容
流域湛水減災対策	県・市町村等	<p>大刀洗川, 陣屋川, 山ノ井川, 飯江川及び大根川, 桂川流域の内水による農地湛水の解消のための対策を実施する。</p> <p>(1) 事業計画策定業務 湛水解消に向けた事業計画策定等を実施する。</p> <p>(2) 対策工事 (1)の事業計画策定に基づく対策工事を実施する。</p>
先行排水広域化推進	県・市町村等	<p>筑後川下流域において先行排水を広域的に推進するとともに、先行排水の推進に必要な施設整備を実施する。</p> <p>(1) 事業計画策定業務 先行排水の広域的な推進に向けた事業計画策定等を実施する。</p> <p>(2) 対策工事 (1)の事業計画策定に基づく対策工事を実施する。</p>
田んぼダム導入支援	市町村等	<p>田んぼダムの導入に必要な施設整備の経費について、県が支援する。</p> <p>(1) 通常型 地区の5.0%以上で田んぼダムを実施するために必要な施設整備を支援するもの。 (国事業活用地区)</p> <p>(2) 小規模型 地区の2.5%以上で田んぼダムを実施するために必要な施設整備を支援するもの。</p>

本事業の主な取組について、以下に示す。

① 流域湛水減災対策の取組

令和6年度においては、流域治水プロジェクトの一環として、大刀洗川・陣屋川流域地区における降雨シミュレーション※の結果に基づく基本計画・経済効果算定等を踏まえた排水機場整備のための実施設計、山ノ井川流域地区・飯江川・大根川流域地区における降雨シミュレーションの結果に基づく基本計画策定・経済効果算定が行われている。

※降雨シミュレーション…地域の地形や降雨の状況を考慮して、想定される降雨によって浸水が発生する場所、深さ、時間を予測するもの。

② 田んぼダム導入支援の取組

田んぼダムとは、水田に雨水を通常の管理水位以上に一時貯留することにより、水路・河川への流出を抑制し、下流域の急激な水位上昇を緩和する取組である。下流域の浸水被害の低減に資することから、流域治水の観点で、排水機場等のハード対策を補完するソフト対策として位置付けられる。

本事業は令和5年度に創設され、初年度は豪雨災害を契機に意欲が高まった農業法人について、普及指導センターから紹介を受け、直接訪問して事業内容の説明を行った。令和6年度は、市町村担当者が参集する会議において事業説明を行い、市町村を通じた周知を図るなど、田んぼダムの普及に取り組んでいる。しかし、令和6年度は予算36,363千円（小規模型34,285千円、通常型2,078千円）に対し、実績433千円に留まっている。

この理由として、田んぼダムは、効果の受益が下流域に現れやすい一方で、上流域の実施主体（農家・農業法人等）にとっては直接的な便益が見えにくい性質を有する。このため、導入には農家の理解と協力が不可欠である。加えて、専用の堰板設置や、増水時の水位に耐え得る畦畔の整備等が必要となり、地元負担や維持管理負担が生じ得る。農業生産法人への事業推進を図るに当たり、「高齢化が進んでおり新たな取組を行える組織ではないため断りたい」「管理費への支援があれば取り組みやすい」との声もある。

本県は園芸農業が盛んであり、田んぼの中にもハウスが点在している。田んぼダムの効果を発揮させるためには、まとまった地域での取組が必要であるが、園芸農業との兼ね合いから、実施に適した地域は限られるため、可能な範囲で農家の賛同を得て実施できるソフト対策として田んぼダムの導入を図ることは合理性がある。県は引き続き、市町村と連携しつつ、過去に浸水被害を受けた地域等を中心に、導入効果、支援制度、先行事例の紹介等を通じて、更なる導入を働きかけ、田んぼダムを活用した流域治水の取組を推進する方針としている。

(3) 監査の結果及び意見

① 田んぼダムの事業促進について

本事業は令和5年度から開始した施策であるが、令和6年度の執行は予算に対して実績が低水準に留まっている。田んぼダムは、排水機場等のハード対策を補完するソフト対策として、比較的安価に着手し得る可能性があり、下流域の浸水被害低減という公共的利益が期待できる。また、多数の農家、市町村、県、関係団体が協働することで、災害リスクや水管理に関する認識共有が進み、地域一体となった災害対応にもつながり得る点で意義があると考えられる。

一方で、上流域の実施主体にとって直接的な便益が見えにくいこと、堰板・畦畔等の整備や維持管理、降雨時対応の作業負担、収量・品質への影響懸念等が導入障壁となり得ることから、現状の周知・協力依頼のみでは、実施主体の納得感が十分に形成されていない可能性がある。したがって県は、単なる「協力依頼」にとどまらず、「自分たちの圃場管理や地域の安全にどう役立つのか」を農家が具体的にイメージできるよう、導入障壁の低減と便益の可視化に重点を置いた普及手法へ転換することが望まれる。具体的には、次の取組を検討することが望まれる。

1. 関係者一体の推進体制（協議体）の整備【監査意見6】

田んぼダムは、複数の農家・関係機関の協力のもとで効果が発現する取組であることから、関係者が継続的に情報を共有し、課題を整理・改善していく体制づくりが重要である。

他県の事例として、農家・県・市町村等で構成する協議体を設け、田んぼダムの推進に係る情報共有や課題検討を継続的に行う取組は有効と考えられる。個別訪問や単発の説明会に依存するのではなく、地域一体となって災害対応に継続的に取り組む枠組みを構築することが望ましい。

2. 低コストでの効果の見える化と理解促進【監査意見7】

田んぼダムを推進するに当たっては、取組が具体的にどのように地域防災に貢献し得るのかを分かりやすく示し、関係者の納得感を高めることが不可欠である。そのため、効果の見える化（効果測定）は重要な要素となる。ただし、効果測定に過度な費用を要する手法を前提とするのではなく、国が無料で提供する試算ツール（例：水田流出の簡易計算ツール等）を活用し、重点地区の代表的な条件に基づいて「田んぼダム有／無」の比較（流出量や水深の推移等）を簡便に提示するなど、低コストで実施可能な方法を採用することが現実的である。

併せて、国が提供する「田んぼダムの手引き」を共通教材として活用し、先行事例や留意点（作業負担、収量・品質への影響、設備維持管理等）を関係者間で共有することも有効である。さらに、解説動画・実験動画等をホームページ等で公開し、仕組みを分かりやすく周知している他県の取組も参考になる。

以上を踏まえ、協議体を通じた継続的な合意形成及び運用改善を推進の基盤とし、国の無料ツールや「田んぼダムの手引き」等を活用した低コスト効果の見える化により、実施主体の理解促進に資する説明材料を整備した上で、得られた知見を横展開することにより、田んぼダム事業の促進を図ることが望まれる。

7. 事項名) ため池等整備費

(1) 事業の概要について

所管部署	農村森林整備課
事業の概要	下記参照

ア. 事業内容

下記参照

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
3,840,008	4,100,247	4,562,276	2,937,804	・地震・集中豪雨等による災害を未然に防止するためのため池・用排水路・井堰等の農業用水利施設を改修

(2) 事業の内容

ため池等整備費

1) 福岡県地域防災計画におけるため池対策方針

福岡県地域防災計画において、ため池対策として、以下の方針等が策定されている。

① ため池施設整備の実施方針

ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、堤体、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池について、市町村等からの申請に基づき、県営ため池等整備事業、団体営ため池等整備事業等で、整備を推進する。

また、緊急を要するものについては適切な措置を講ずる。特に、防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（以下「法」という）」第5条の規定に基づき、防災工事等推進計画を策定・公表しており、本計画に基づいて防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。

※防災重点農業用ため池：決壊による水害その他の災害により周辺区域の住宅等に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池

② 安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備

県は、ため池の管理者である市町村及び水利組合等と連携してため池を調査し安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備を図る。

市町村は、ため池に関するハザードマップの作成にあたっては、ワークショップを開催するなど十分に地域と連携するとともに、作成後においては、説明会や防災学習などの場などを通じて継続的な住民への分かりやすい周知に努める。

2) 福岡県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

福岡県地域防災計画に記載のある「防災工事等推進計画」について、「福岡県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」を定め、防災工事等の推進に関する基本的な方針として、以下が掲げられている。

①防災工事等の推進に関する基本的な方針

i) 福岡県における農業用ため池の概要

県内には、農業用ため池が 4,738 箇所存在し、その内、「法」第4条に基づき、県が指定した防災重点農業用ため池は 3,469 箇所である。しかし、その多くの防災重点農業用ため池が造成時からの改修歴がなく、堤体、洪水吐、取水施設等の老朽化が進んでおり、また地震や豪雨に対する耐性の有無が不明である。このことから、ため池の決壊による被災を未然に防止するため、以下の方針に基づき、法の有効期間内に、ため池の防災減災対策を推進する。

・劣化状況評価

劣化状況評価については、改修歴があり必要な地震・豪雨耐性を有する、又は廃止工事を実施するため池を除き、法の有効期間内に全ての防災重点農業用ため池に対し、評価を実施する。

・地震・豪雨耐性評価

地震・豪雨耐性評価については、改修歴があり必要な地震・豪雨耐性を有する、又はこれまでの評価によって必要な地震・豪雨耐性を有することが明らかなたため池を除き、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針（以下、「指針」）」に示す実施要件に該当するため池に対し、評価を実施する。なお、実施要件に該当しないため池についても劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたため池については、地震・豪雨耐性評価を併せて実施する。

・防災工事

上記のため池に対する評価（法の有効期間以前に実施した評価を含む）の結果、防災工事が必要であると判断されたため池については、防災工事の優先順位を明らかにした上で、防災工事を集中的かつ計画的に推進する。優先順位は、決壊した場合の下流への影響度（ため池貯水量と浸水区域の家屋や公共施設等との距離に応じた影響の大きさ）及び浸水区域内に存する公共施設の重要度、劣化の程度、地震・豪雨に対する耐性の有無、又は地域の事情（地域の推進体制が整っている等）を踏まえて決定する。

また、防災工事等を計画的に実施するため、県・市町村等の役割分担（事業主体）を明確にする。

・管理対策

防災工事までに一定の期間を要する防災重点農業用ため池においては、応急的な防災工事の実施及び管理・監視体制の強化を図り、ソフト対策を実施することで、緊急時の避難行動につなげる。

3) 福岡県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画の現状について

「法」の有効期限が現時点で令和 12 年度までとされているため、計画的に事業が推進されている。

「劣化状況評価」については、国の担当者会議等で、令和 10 年度末までに完了するよう指導を受けていることから、当初計画よりも順調に進んでいる。

また、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、福岡県ため池管理保全支援センターや市町村等で経過観察を行っている。定期（日常）点検については、地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したのものも含め、防災重点農業用ため池については、管理者が行う定期的な点検（日常点検）により、決壊の危険性を早期に把握するようにしている。

「地震・豪雨耐性評価」については、1 箇所あたりの作業期間がかかる（ボーリング調査）ことや営農計画により落水ができない等、地元調整に時間を要している。ただし、重要度が高いため池に関して、令和 12 年までに完了するよう計画している。

「防災工事」については、「法」の有効期間内を前期及び後期に区分し、ため池が決壊した場合の影響度等による優先順位を「福岡県防災重点農業用ため池総合判定指標」として取り纏め、福岡県、各農林事務所、市町村と情報共有を図り、計画的に防災工事を実施する方針にしている。地元との合意形成がはかれているため池に関しては、防災工事を実施し、すぐに対応できないため池に関しては、ソフト対策（ハザードマップ作成や低水管理等）を実施するなどにより対応している。総合的なリスクが相対的に高いにも関わらず、ハザードマップが未作成の箇所も一部あるが、ワークショップの開催等で、地元調整が整わないこと等が原因と考えられる。未作成期間中の各市町村の代替的な取組み、今後の予定などについても、リスクの程度も踏まえ各市町村との情報共有、対話を図り、適切に事業管理を行うことに留意されている。

また、ため池数が多いなか、各市町村でも「予算不足」、「技術職員不足等」の課題があり、防災工事の実施が思うように進まない場合があるが、特に技術者不足等については県への期待も大きいと思われ、引き続き可能な支援を継続し、強化することが望ましい。

4) 安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備の現状について

福岡県地域防災計画にある「安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備」の具体的な取組は以下の通り。

①安全対策の指導：令和元年7月に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定され、ため池の適正管理を進めていくなかで、福岡県ため池管理保全支援センター業務を福岡県土地改良事業団体連合会へ委託し、本業務のなかで、市町村やため池管理者等に向けて、研修会を実施している。

②防災情報連絡体制：防災情報連絡体制表を農林事務所毎に作成。また、国のため池防災支援システムで、大雨特別警報時等の農業用ため池緊急点検を国の要領に基づき、ため池の被害報告を実施している。また、同システムと連動している「ため池管理アプリ」の利用者について、登録者管理を行っている。

以上の計画を達成するために、令和6年度予算において、ため池等整備費として、「災害に強いため池等整備事業費」、「県営ため池等整備事業費」、「団体営ため池等整備事業費」が計上されている。各事業の目的、概要は以下の通り。

1) 災害に強いため池等整備事業費

(事業の目的)

ため池が被災すると、農業用水の確保が困難となるうえ、下流の家屋等にも被害を及ぼすため、工期延長や着工凍結は許されない。このため、ため池等改修が計画どおり進むように県単事業を構築し、国庫削減の影響を受けない計画的な防災対策を図り、ため池等の災害発生を防止する。

(事業の概要)

県営事業として国の採択基準を満たす規模で、決壊の恐れのあるため池等の改修事業を実施する。

区分	事業主体	事業内容
ため池等整備工事	県	<p>農業用ため池等の改修又は廃止 【R6 実施地区数:14】</p> <p>(1)受益面積:10ha 以上 総事業費:800 万円以上 負担割合:県 80% (85) 市町村・地元 20% (15) ()書きは中山間地域等</p> <p>(2)農山漁村地域整備交付金実施要綱第 3 に定める農山漁村地域整備計画を策定している地区であって、農山漁村地域整備交付金実施要領に定める農地防災事業及び農地の改良又は保全事業に該当するもの 負担割合:県 75%、市町村 25%</p>

農業用河川 工作物応急 対策事業	県	国及び県が管理する河川区域内に設置してある農業用河川工作物のうち、前後一連の区間に対して、治水機能が劣っている工作物の改修及び廃止 【R6 実施地区数：1】 総事業費：800 万円以上 負担割合：県 92% 市町村・地元 8%
クリーク防 災機能保全 対策事業	県	湛水被害及び水路機能障害が発生する恐れのある農業用排水路(クリーク)の整備 【 R6 実施地区数:0】 ①受益面積：概ね 20ha 以上 ②湛水被害及び水路機能障害が発生しているか又は発生する恐れのあるもの 負担割合：県 95% (90)・市町村 5% (10) ()書きは小規模・受益面積 20ha 以上 100ha 未満
農業用排水 路整備事 業	県	湛水被害及び水路機能障害が発生する恐れのある農業用排水路等の整備 【 R6 実施地区数:12】 農山漁村地域整備交付金実施要綱第 3 に定める農山漁村地域整備計画を策定している地区であって、農山漁村地域整備交付金実施要領に定める農業用排水施設整備事業及び農業集落排水施設整備事業に該当するもの 負担割合：県 75%、市町村 25%
湛水防除事 業	県	既存施設の立地条件の変化や機能低下により湛水被害が生じる恐れのある地域で、予想される被害を未然に防止するため、排水機、樋門、排水路の新設又は改修更新 【R6 実施地区数:0】 ①受益面積:30ha 以上、事業費：50,000 千円以上 ②排水改良事業実施後においてその耐用年数内での立地条件の変化により著しく排水不良となった地域。 ③受益戸数中農家戸数以外の戸数が占める割合又は受益面積中農地以外の土地の面積が占める割合が 5 分の 1 以上である地域。 ④地盤沈下等により著しく排水不良となった地域。 負担割合：県 95% (90)、市町村 5% (10) ()書きは小規模、受益面積 400ha 未満
農業水利施 設保全対策	県	国営又は県営土地改良事業により造成された農業水利施設の老朽化による機能低下停止に対する補修・更新【 R6 実施地区

事業		<p>数:12】</p> <p>①県の基幹的農業水利施設の機能不全に関する実施方針の対象施設であること</p> <p>②対象施設の機能保全計画に基づく対策工事である又は、対象施設の突発的事故に対する緊急補修工事であること</p> <p>負担割合:県 75% (80), 市町村 25% (20)</p> <p>()書きは中山間地域等</p>
海岸堤防等 老朽化対策 事業	県	<p>海岸保全区域内の海岸保全施設において、機能低下した施設の対策工事又は、緊急補修工事を行う事業【R6 実施地区数:3】</p> <p>①海岸保全区域内の海岸保全施設であること。</p> <p>②対象施設の機能保全計画に基づく対策工事である又は、対象施設の突発的事故に対する緊急補修工事であること</p> <p>負担割合:県 100%</p>
現場技術業 務事業	県	<p>災害の発生等により工事の適正な執行が困難であると認められる場合における工事等の現地確認や検測等の補助的業務</p> <p>【R6 実施地区数:0】</p> <p>負担割合:県 100%</p>

2) 県営ため池等整備事業費

(事業の目的)

ため池・用排水路・井堰等の農業水利施設を改修することにより、地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の総合的な防災・減災対策の推進を目的とする。

(事業の概要)

区分	事業主体	事業内容
ため池整備 事業	県	<p>R6 実施地区数 48 地区</p> <p>農業用ため池の改修又は廃止</p> <p>受益面積:2ha 以上</p> <p>総事業費:800 万円以上</p> <p>負担割合:国 50% 県 30% 市町村・地元 20%</p> <p>(55%) (15%)</p> <p>()書きは農村地域防災減災事業における中山間地域等</p>
用排水施設 整備事業	県	<p>R6 実施地区数 6 地区</p> <p>農業用排水施設の改修</p> <p>受益面積:20ha 以上</p>

		<p>総事業費:800 万円以上 負担割合:国 50% 県 30% 市町村・地元 20% (55%) (15%) ()書きは農村地域防災減災事業における中山間地域等</p>
農業用河川 工作物応 急対策事業	県	<p>R6 実施地区数 5 地区 国・県の管理河川区域内に設置してある農業用河川工作物のうち、前後の区間に対して、治水機能が劣っている工作物の改修・廃止 総事業費:800 万円以上 負担割合:国 50% 県 42% 市町村・地元 8% (55%) (37%) ()書きは大規模 総事業費 10,000 万円以上 及び農村地域防災減災事業における中山間地域等</p>
実施計画策 定等事業	県	<p>R6 実施地区数 3 地区 事業に係る施設の諸条件等についての調査及び事業に係る実施計画の策定 負担割合:国 100%</p>
農業水路等 長寿命 化・防災減 災事業	県	<p>R6 実施地区数 2 地区 農業水利施設の長寿命化を図るほか、施設の機能低下による災害の発生を未然に防ぐための対策等の実施 ①長寿命化対策 ②防災減災対策 ③ため池の保全・避難対策 負担割合 ①②:国 50 (55) % 県 30% 市町村・地元 20 (15) % ③:国 100% ()書きは農業水路等長寿命化・防災減災事業における中山間地域等</p>

(事例紹介)

本事業の最近の事例で、田代地区（うきは市）を紹介する。

【整備前】



【整備後】



3) 団体営ため池等整備事業費

(事業の目的)

農業用ため池、農業用排水施設を改修し、農用地、農業用施設、公共施設、人命等に対する災害を未然に防止することを目的とする。また、これらの改修により、農業用水の安定的供給を図る。

(事業の概要)

区分	事業主体	事業内容
1. 農地防災事業 【補助金】 【交付金】	市町村・ 土地改良 区等	ため池整備 事業対象:受益面積 2ha 以上かつ総事業費 800 万円以上 負担割合: (防災重点ため池)国 50 (55) % 県 25% 市町村・地元 25 (20) % (その他のため池)国 50 (55) % 県 10% 市町村・地元 40(35) % ()は国庫の農村地域防災減災事業における中山間地域等 R6 実施地区数 2 地区
		用排水施設整備・河川工作物等応急対策 事業対象:受益面積 20 (10) ha 以上かつ総事業費 800 万円以上 負担割合: (用排水施設整備)国 50(55)% 県 10% 市町村・地元 40 (35)% (河川工作物等応急対策)国 50(55)% 県 32% 市町村 18 (13) % ()は国庫の農村地域防災減災事業における中山間地域等 R6 実施地区数 0 地区
		調査設計 ①事業計画策定 ②防災重点農業用ため池の劣化状況評価 ③防災重点農業用ため池の耐震状況評価 ④所有者確定に関する調査測量 負担割合:①～③国 定額、④ 国 50 (55) % 市町村・地元 50 (45) % ()は国庫の農村地域防災減災事業における中山間地域等 R6 実施地区数 69 地区

農業水路等 長寿命化・防 災減災事業 【非公共】	市町村・ 土地改良 区等	ため池の防災減災対策 ①ため池整備 ②危機管理システム等整備 ③地域防災上のリスク除去 事業対象:受益面積 2ha 未満かつ総事業費 200 万円以上 負担割合: ①(防災重点ため池)国 50 (55) % 県 25% 市町村・地元 25(20) % (その他のため池)国 50 (55)% 市町村・地元 50(45) % ()は国庫の農業水路等長寿命化・防災減災事業における中山 間地域等 ②③ 国 定額 R6 実施地区数 17 地区
		調査設計 ①事業計画策定 ②ハザードマップ作成 ③耐震性点検・調査 負担割合: 国 定額 R6 実施地区数 24 地区

(3) 監査の結果及び意見

「防災情報連絡体制の課題」について

1 現状

防災情報連絡体制として、国立研究開発法人農研機構が提供する「ため池防災支援システム」により、大雨特別警報時等の農業用ため池緊急点検を国の要領に基づき実施し、ため池の被害報告を行っている。担当職員等は、同システムと連動する「ため池管理アプリ」を私用スマートフォン等に導入し、現地で災害状況を撮影し、アプリ内で撮影した写真等をサーバに送信することで、国・県・市町村等の登録者間で災害情報を共有している。迅速な情報共有は、初動対応の精度向上や関係機関の連携強化に資するものであり、当該アプリが実務上重要であることは理解できる。また国が利用を推奨していることから、アプリおよびサーバ側で一定の安全対策が講じられている前提があると考えられる。

一方、県の情報セキュリティ対策基準では「業務のために私物のパソコン等を用いて、情報処理作業を行ってはならない」とされているところ、私用端末で業務アプリを利用する場合の方針、端末要件、承認手続等のルールは明確に整備されていない。

2 問題点・リスク

国が推奨するアプリであるとしても、リスクはアプリそのものより「私用端末で利用すること」に起因することが考えられる。具体的には、端末の紛失・盗難、OS 更新遅れ、マルウェア等の影響、撮影画像が端末に保存されることによる想定外の情報拡散等が挙げられる。災害写真には、住居・車両・人物等が写り込む可能性もあり、個人情報やプライバシーへの配慮が必要である。

また、私用端末を使用する場合の運用が職員個々の判断に委ねられる場合には、セキュリティ確保やインシデント対応等の観点で不確実性を高める。

3 改善の方向性検討

本件は、災害対応上の即時性を確保しつつ、情報セキュリティ対策基準との整合を図る必要がある。県として、次の観点を参考に検討を行い、実務に即した形でルール化することが望ましい。

① 端末利用方針の明確化【監査意見 8】

原則、県支給端末の利用とし、災害対応等やむを得ない場合に限り私用端末の利用を例外的に認める、あるいは一定の要件を満たす場合に限り条件付きで許容する、などの基本方針を検討し明確化する必要がある。

② 運用ルール・手続の整備【監査意見 9】

私用端末での利用を認める場合には、事前申請・承認、利用端末の台帳管理等を定める。また、最低限の安全管理要件として、端末の画面ロック（パスコード・生体認証）、OS・アプリ更新の徹底、紛失時の即時報告等を明確にする。退職者・異動者・機種変更時に、アプリ削除やアカウント無効化が確実に実施されるよう台帳管理するなど、運用手続きを整備する。

③ 職員への教育・周知【監査意見 10】

ルールを整えても、現場での理解と実践が伴わなければ実効性は確保されない。定期的な災害研修などの機会を通じて、当該アプリを県支給端末で利用する場合や私用端末で利用を認める場合の基本ルール（情報漏洩・個人情報保護に関する事項等を含む）について職員へ周知徹底する必要がある。

4 まとめ

本件は、国推奨アプリを活用した迅速な情報共有という効果がある一方、私用端末利用に関するルールの不存等により、様々なリスクや運用上の課題が残る状況になっている。県として、上記①～③の観点を参考に検討を行い、安全かつ持続可能な運用体制を早期に構築することが望まれる。

8. 事項名) 治山事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	農村森林整備課
事業の概要	森林の維持造成を通じて山地災害から生命・財産を守りつつ、水源涵養や生活環境の保全・形成を図る。

ア. 事業内容

下記参照

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
4,461,588	3,723,019	3,709,286	3,252,278	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治山施設（谷止工、山腹工等）の設置 ・ 保安林の整備

(2) 事業の内容

1) 治山事業の概要について (8. 治山事業費、9. 災害関連緊急治山等事業費及び10. 直轄治山事業負担金で共通)

① 目的・役割

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地災害から生命・財産を守りつつ、水源涵養や生活環境の保全・形成を図る国土保全政策であり、法的には森林法等に基づく保安施設事業・地すべり防止工事等で構成される。

福岡県地域強靱化計画でも同様の観点から、保安林・治山施設の整備と施設の予防保全型メンテナンスを、山地災害対策の柱の一つとして位置付けている。

② 実施体制 (県の所管)

農林水産部の「農村森林整備課」が治山・林道事業、および林道・治山施設等の整備計画・実施、災害復旧等を所掌する。

③ 対象地域・リスク情報の公開 (山地災害危険地区)

福岡県は、山地災害による被害軽減には「日頃からの備え」と「早めの避難」が重要であるとして、山地災害危険地区に関する位置情報を公開している。危険地区は「山腹崩壊危険地区」「地すべり危険地区」「崩壊土砂流出危険地区」の3類型とされ、県内民有林の情報は「ふくおか森林オープンデータ」等で閲覧可能にしている。

④ 施設整備の内容

福岡県が公表する「治山施設個別施設計画」(令和3年2月)では、県が管理する治山施設の範囲(保安施設事業施設、地すべり防止施設等)を定義した上で、計画対象施設を7,635施設(令和2年3月時点台帳等に基づく)としている。

同計画における種別・工種の整理例としては、

- ・溪間工（治山ダム工〔谷止工・床固工、スリットダム工〕、護岸工、流路工等）
 - ・山腹施設（落石対策工、土留工・法枠工、地すべり防止工〔アンカー工、集水井工〕等）
 - ・海岸施設（防潮護岸等）
- が挙げられ、施設数の内訳（溪間工 7,200、山腹施設 409、海岸施設 26）も示されている。

⑤ 維持管理・更新（予防保全への転換）

福岡県の治山施設個別施設計画では、計画期間を令和2年度～令和8年度とした上で、メンテナンスサイクル（計画作成→点検→健全度評価→維持管理対策）に基づき優先順位を付け、目視を基本とする定期点検や災害後の緊急点検等を行う方針を示している。

福岡県地域強靱化計画でも、同様に「個別施設計画に基づく予防保全型インフラメンテナンスへの転換」を明記しており、整備と維持管理を一体で進める方向性が読み取れる。

⑥ まとめ

福岡県の治山事業は、上記のように、山地災害リスクの高い区域を念頭に施設整備等を進める枠組みを設定し、地権者、国や市町村等と連携し、事業を推進している。

2) 各治山事業の概要

令和6年度の治山関係として、「治山事業費」・「県単治山事業費」の事業が予算化されており、各々の事業の概要は以下の通りである。

① 治山事業費

i) 事業の目的

- ・山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る目的で、「治山激甚災害対策特別緊急事業」「山地治山総合対策事業」「水源地域等保安林整備事業」「農山漁村地域整備交付金」に区分して事業を実施する。
- ・「治山激甚災害対策特別緊急事業」は、台風、集中豪雨等により著しく甚大な災害が発生した地区において、一定の計画に基づき緊急かつ集中的に復旧・整備を行う事業。災害発生年度は災害関連緊急治山事業で実施し、次年度以降おおむね3箇年で実施。
- ・「山地治山総合対策事業」は荒廃山地や荒廃危険山地等の復旧・整備等を行う事業。
- ・「農山漁村地域整備交付金」は、森林の山地災害防止機能を確保するため荒廃地の崩壊防止や森林整備等を行う事業。

ii) 事業の概要

「山地治山総合対策事業」

- ・事業主体 福岡県
- ・事業内容

- a 復旧治山…荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る。
- b 緊急総合治山…災害関連緊急治山事業を実施した地区において、同事業に引き続き荒廃地の復旧や荒廃危険山地の崩壊等を防止する。
- c 緊急予防治山…山地災害の発生が特に懸念される山地災害危険地区において崩壊等を未然に防止する。
- d 緊急機能強化・老朽化対策 …山地災害の発生が特に懸念される山地災害危険地区において、既存の治山施設を有効活用して山地災害を未然に防止す

る。

- e 防災林造成…保安林機能が失われた森林における森林の造成・整備、又は海岸保安林における潮風等の被害を防止するための事業を実施する。
- f 保安林整備…荒廃した保安林の復旧整備や治山事業施行地の保育事業を実施する。
- g 流域保全総合治山…重要な水源地域において、水資源確保と国土保全に資するため、荒廃地等の復旧整備を総合的に実施する。

「農山漁村地域整備交付金事業」

・事業主体 福岡県

・事業内容

- a 予防治山…荒廃危険山地の崩壊等を未然に防止する。
- b 緊急防災減災対策総合治山…荒廃危険地等の集中した地域や火山地域における荒廃地の復旧等を総合的に実施する。
- c 機能強化・老朽化対策…既存の治山施設を有効活用して山地災害を未然に防止する。
- d 林地荒廃防止…激甚災害により被災した地域等において山地災害を未然に防止する。

② 県単治山事業費

i) 事業の目的

国庫補助の対象とならない箇所、荒廃地の復旧等を県と市町村で適切に役割分担して復旧し、公共の利益の保護、林業生産基盤の確保及び民生の安定を図る。

ii) 事業の概要

・事業主体 福岡県、市町村

・事業内容 荒廃地の復旧及び県が実施した治山施設の災害復旧工事並びに維持工事を計画的に実施。

a. 対象となる災害

防風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じた災害

b. 対象となる災害復旧事業

・施設維持管理事業

箇所の全体計画の工事費用等が 300 万円以上であること。

・県単補助治山事業

箇所の年度計画の工事費用等が 100 万円以上であること。

c. 「施設維持管理事業」と「県単補助治山事業」の区分

・施設維持管理事業…保安林(保安林指定が確実なものを含む)内の事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧工事

・県単補助治山事業…林地に係る災害で、国庫補助の対象とならず、林地崩壊防止事業で採択できない小規模な災害復旧工事

(風水害時の緊急対策工事について)

風水害時において、福岡県民の生命、財産を守り、安全な社会経済活動が行えるように、農林事務所等が管理する公共施設、区域の機能を保持し、または速やかな復旧を図るために必要な緊急対策工事等を迅速かつ適切に実施するための取扱要領が定められ、これに基づく対応が実施されている。

③ 自然災害防止事業費

i) 事業の目的

国庫補助の対象とならない箇所、荒廃地等の復旧、予防工事を実施することで、公共の利益の保護、林業生産基盤の確保及び民生の安定を図る。

ii) 事業の概要

自然災害防止事業

・事業主体 福岡県

・事業内容 災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止する小規模な治山事業を実施。

a. 対象となる災害

防風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じた災害

b. 対象となる復旧(予防)事業

1 箇所の全体計画の工事費等が 300 万円以上であること。

3) 治山事業の課題

治山事業は、市町村からの要望を受け、現地調査の上で採択要件に合致する場合に事業計画を作成し、国の審査を経て事業化し、翌年度に工事を実施する運用が基本となっている。一方、事業確定後に実施する立木等補償の承諾段階において、地権者等が難色を示し、事業廃止を余儀なくされる事例が一定程度発生しているとのことである。

また、計画箇所の測量・設計は、県単治山事業（施設維持管理事業、事務費等）を活用して先行実施することが多いところ、近年は国庫補助事業においても測量試験費の先行計上が可能となっているが、これを活用した場合、工事の速やかな実施が強く求められる。加えて、工事単価の上昇等により 1 箇所当たり事業費は増大傾向にある一方、国庫補助事業の当初予算の大幅な増加は見込めないため、補正予算を計画的に活用した箇所管理と年度調整の重要性が高まっている。

以上を踏まえると、従来の単年度中心の計画・調整では、(1) 地元関係者との合意形成不足による事業の不確実性、(2) 事業廃止に伴う行政コストの損失、(3) 測量設計費の先行実施箇所において廃止のリスクが顕在化する可能性がある。

(3) 監査の結果及び意見

①中期計画の作成及び運用【監査意見 1 1】

県において、治山事業の計画的・効率的な推進と事業不確実性の低減を目的として、中期計画（市町村から要望を受け調査し、採択基準に適合した箇所について、治山事業計画案を作成し市町村は実施の可否（土地使用の承諾や保安林指定の同意取得が可能か含む）を調査し報告、その結果を反映し農林事務所長が作成する中期計画）を策定し、地元市町村及び関係者との協議を事前に深化させるための取組を検討しているが、事業の有効性・効率性の観点から必要かつ合理的である。

特に、中期計画を通じて、事業着手前に同意取得上の論点（保安林指定同意、土地使用承諾、補償承諾等）を把握し、合意形成上のボトルネックを早期に顕在化させることは、事業廃止の発生抑制に資する。また、実施確度の高い計画を前提に測量試験費を国庫補助事業へ計上できる状態を整えることは、財源の適正化と必要な防災対策の充実にもつながる。さらに、計画箇所を一覧化し、年度調整のルールを明確化することで、補

正予算への迅速対応や、対外説明の透明性向上が期待できる。

県は、治山事業の実施に伴うリスク（地権者等の同意・補償、測量試験費の先行実施、予算確保・年度調整等）を箇所別に整理して見える化し、当該リスクに対する対応策、実施時期等を中期計画に織り込むことにより、事業の確実性をより高める運用となるよう引き続き検討を進めていただきたい。

9. 事項名) 災害関連緊急治山等事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	農村森林整備課
事業の概要	<p>災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又は地すべり地で、次に該当する箇所を緊急に復旧整備する。</p> <p>1. 次期降雨により荒廃の拡大若しくは、土砂、土石、流木の流出のおそれが認められるもの。</p> <p>2. 公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの。</p>

ア. 事業内容

下記参照

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
724,543	724,543	724,543	-	・治山施設（谷止工、山腹工等）の設置

(2) 事業の内容

i) 事業の目的

災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又は地すべり地で、次に該当する箇所を緊急に復旧整備する。

- 1 次期降雨により荒廃の拡大若しくは、土砂、土石、流木の流出のおそれが認められるもの。
- 2 公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの。

ii) 事業の概要

災害関連緊急治山等事業

・事業主体 福岡県

・事業内容 県は、溪流での土砂等の流出防止や山腹崩壊の拡大防止のため、緊急に復旧整備を行う。

a 対象となる災害

防風、こう水、高潮、地震、その他の異常な天然現象に因り生じた災害。

b 対象となる災害復旧事業

1 箇所の復旧事業費が600万円以上のもの。人家10戸以上に被害を与えると認められたもの。

- c 「災害関連緊急治山事業」と「災害関連緊急地すべり防止事業」の区分
- ・災害関連緊急治山事業…民有林等において、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又はなだれ発生地につき、当該発生年に緊急に行う復旧整備に係る保安施設事業。
 - ・災害関連緊急地すべり防止事業・・・地すべり等防止法第3条の規定により指定された林野庁所管に係る地すべり防止区域(当該年度内に地すべり防止区域の指定を行うことが確実な区域を含む)内において、緊急に地すべり防止工工事を行う事業。
- d 補助率 2/3

(3) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

10. 事項名) 直轄治山事業負担金

(1) 事業の概要について

所管部署	農村森林整備課
事業の概要	<p>平成29年7月九州北部豪雨により、朝倉市などの山間部において、多数の山腹崩壊やそれに伴う土石流及び流木の発生により、人的及び家屋等に甚大な被害が発生した。</p> <p>上記災害の復旧対策については、規模が大きく早期復旧を図る必要があることから、朝倉市のうち、旧朝倉町及び旧杷木町については、民有林直轄治山事業を国に要請し事業を計画的に実施することにより、本地区の安全を早期に確保する。(民有林直轄治山事業負担金の支払)</p>

ア. 事業内容

下記参照

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
418,167	418,167	418,167	130,367	・国が実施する治山事業に対する負担金の支払い

(2) 事業の内容

(事業の目的・概要)

本災害の復旧対策については、規模が大きく早期復旧を図る必要があることから、朝倉市のうち、旧朝倉町及び旧杷木町については、民有林直轄治山事業を国に要請し事業を計画的に実施することにより、本地区の安全を早期に確保する。

- ・民有林直轄治山事業負担金の支払(実施主体：国)
- ・支払期間：平成29年度～令和9年度
- ・総事業費：8,996,014千円
- ・支払総額：2,998,664千円
- ・負担割合 国2/3、県1/3

(3) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

1 1. 事項名) 耕地災害復旧事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	農村森林整備課
事業の概要	下記参照

ア. 事業内容

下記参照

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
5,169,976	5,190,614	5,217,022	1,587,931	・農地(田・畑)や農業用施設(ため池、井堰、農業用水路など)の復旧工事

(2) 事業の内容

1) 災害別被害概要

近年、福岡県においては、平成29年7月の九州北部豪雨以降も毎年のように多くの災害が発生している。

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(暫定法)の適用対象の各年災毎(平成29年以降)の農地・農業用施設における被害額、申請額、査定額は以下の通り。

各年度ごとの農地・農業施設災害推移

	被害額		申請額		査定額	
	箇所	金額(千円)	箇所	金額(千円)	箇所	金額(千円)
平成29年災	9,054	34,324,044	1,516	13,598,212	1,516	12,560,327
平成30年災	2,712	6,833,708	655	2,896,127	655	2,845,378
平成31年災	848	3,256,520	220	1,793,947	220	1,785,157
令和2年災	1,587	6,984,310	400	2,588,469	400	2,523,520
令和3年災	670	3,453,758	221	1,408,940	195	1,077,166
令和4年災	338	861,310	67	229,311	67	218,413
令和5年災	6,277	22,109,417	936	8,759,272	936	7,880,574
令和6年災	240	935,100	63	321,635	63	318,673

2) 耕地災害復旧関連事業の概要

令和6年度の耕地災害復旧関連事業として、「団体営耕地災害復旧事業費」・「県営耕地災害復旧事業費」・「農地災害復旧緊急支援事業費」の事業が予算化されており、各々の事業概要は以下の通りである。

① 団体営耕地災害復旧事業費

(事業の目的)

異常な天然現象によって発生した災害により被害を受けた農地及び農業用施設を原形に復旧すること(原形に復旧することが不可能な場合は従前の効用を回復するために必要な施設を作る工事)を目的とする。

(事業の概要)

団体営耕地災害復旧事業費は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(暫定法)に基づき、田、畑などの「農地」やため池、井堰、農業用水路、揚水機、農道などの「農業用施設」の天災による被害に対して、国庫補助を受け市町村や土地改良区等が復旧工事を実施するもの。

i) 対象となる要件

- 一) 1箇所工事費用が40万円以上のもの
 - ※1つの施設において被災した箇所が150m以内の範囲の間隔で連続している場合も1箇所とする。
- 二) 【降雨】被災当時における最大24時間雨量が80mm以上
 - ※ただし、最大24時間雨量が80mm未満であっても、連続雨量又は時間雨量(20mm/h以上)が大であった場合
- 三) 【洪水】河川の出水による被害は、被災箇所の推移が警戒水位以上
- 四) 【暴風】最大風速15m(10分間平均)以上
- 五) 【干害】連続干天日数(日雨量が5mm未満の日を含む)が20日以上
- 六) 【地震】震度の定めはない

ii) 補助率

暫定法による基本補助率

区分	事業費		県分事務費	
	国	事業主体	国	県
農地	50%	50%	0%	100%
施設	65%	35%	0%	100%

*県分事務費=事業費×4.5%以内

iii) 補助率の増嵩

市町村別に被災した農家一戸当たりの災害復旧事業費が8万円を超えるものについて補助率の増嵩がある。

令和6年度団体営災害復旧事業決算調書

(単位:円)

年災	区分	予算額(2月補正後)			決算額		
		工事費	事務費	事業費	工事費	事務費	事業費
29	農地	252,302,000	11,563,000	263,865,000	20,726,739	5,627,000	
	施設	675,623,000	30,433,000	706,056,000	298,937,855	14,809,000	
	計	927,925,000	41,996,000	969,921,000	319,664,594	20,436,000	340,100,594
2	農地	0	0	0	0	0	0
	施設	308,710,000	13,919,000	322,629,000	267,472,000	11,983,000	279,455,000
	関連	141,811,000	6,869,000	148,680,000	111,557,000	5,463,000	117,020,000
	計	450,521,000	20,788,000	471,309,000	379,029,000	17,446,000	396,475,000
3	農地	0	0	0	0	0	
	施設	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0
4	農地	0	0	0	0	0	
	施設	3,846,000	178,000	4,024,000	3,422,000	178,000	
	計	3,846,000	178,000	4,024,000	3,422,000	178,000	3,600,000
5	農地	621,585,000	29,106,000	650,691,000	351,624,593	14,164,000	
	施設	1,909,484,000	86,882,000	1,996,366,000	335,203,615	34,669,000	
	生活関連	4,469,000	402,000	4,871,000	4,063,000	383,000	
	計	2,535,538,000	116,390,000	2,651,928,000	690,891,208	49,216,000	740,107,208
過年	総計	3,917,830,000	179,352,000	4,097,182,000	1,393,006,8	87,276,000	1,480,282,802
6	農地	123,670,000	6,107,000	129,777,000	23,151,852	1,595,000	
	施設	262,356,000	12,196,000	274,552,000	67,054,597	2,060,000	
	査定委託	50,000,000	4,500,000	54,500,000	11,095,000	2,692,000	
	計	436,026,000	22,803,000	458,829,000	101,301,449	6,347,000	107,648,449
	合計	4,353,856,000	202,155,000	4,556,011,000	1,494,308,251	93,623,000	1,587,931,251

② 県営耕地災害復旧事業費

(事業の目的)

異常な天然現象によって発生した災害により被害を受けた農地及び農業用施設を原形に復旧すること(原形に復旧することが不可能な場合は従前の効用を回復するために必要な施設を作る工事)を目的とする。

(事業の概要)

県営耕地災害復旧事業は、下記内容で国庫補助を受け、県が復旧工事を実施するもの。

i) 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(暫定法)に基づく、県営事業実施中(県管理を含む)の農地、農業用施設の災害復旧事業

ii) 「公共土木施設災害復旧事業費国庫補助負担法」(負担法)に基づく、県管理の農地海岸保全施設、地すべり施設の災害復旧事業

iii) 一定の要件を満たし、高度な技術を要するもの。

一) 対象となる要件

(一) 暫定法は、1 箇所工事費用が 40 万円以上のもの。負担法は、1 箇所工事費用が 120 万円以上のもの

※暫定法は、1つの施設において被災した箇所が 150m 以内(負担法 100m 以内)の範囲の間隔で連続している場合も 1 箇所とする。

(二) 降雨、洪水、暴風、干害、地震、その他異常な天然現象により生じた災害である事

【降雨】被災当時における最大 24 時間雨量が 80mm 以上

※ただし、最大 24 時間雨量が 80mm 未満であっても、連続雨量又は時間雨量(20mm/h 以上)が大であった場合

【洪水】河川の出水による被害は、被災箇所の水位が警戒水位以上

【暴風】最大風速 15m(10 分間平均)以上

【干害】連続干天日数(日雨量が 5mm 未満の日を含む)が 20 日以上

【地震】震度の定めはない

(三) A. 県防災重点ため池(堤高が 15m 以上または堤高 10m 以上かつ貯水量が 10 万 m³ 以上のため池)が被災を受けたもの。

B. 貯水量が 5 万 m³ 以上でかつ、ため池堤体と洪水吐、もしくはため池堤体と取水設備の複合施設に甚大な被災がある高度な技術を要するため池。

C. 知事が特別に認めたもの。

二) 補助率

暫定法による基本補助率

区分	事業費		県分事務費	
	国	県	国	県
農地	50%	50%	0%	100%
施設	65%	35%	0%	100%

* 県分事務費=事業費×4.5%以内

負担法による基本補助率(農地海岸保全施設、地すべり施設)

区分	事業費		県分事務費	
	国	県	国	県
施設	66.6%	33.4%	0%	100%

* 県分事務費=事業費×4.5%以内

三) 補助率の増嵩について

暫定法(市町村別に算出)、負担法(農地海岸保全施設、地すべり施設)のそれぞれについて、災害復旧費が一定値を超えるものについて補助率の増嵩がある。

(令和 6 年度の実績)

令和 6 年度の実績はなし(当初予算額 104,638 千円)。

本事業は、対象となる災害が発生した場合に対応するもので、令和 6 年度に関しては、該当がなかった。

3) 県の耕地等災害対応体制

①現状と課題認識

県の耕地等災害対応は、限られた人員体制（担当係 3 名、各農林事務所 3 名体制が平成 29 年災以降大きな変動なし）の下で運用されている。一方で、近年は毎年のように大規模農地災害が発生し、初動対応（被害把握・査定準備・国協議等）に加えて、過年度災害の復旧業務が累積し、平時から業務負荷が高止まりしていると思われる。

特に、災害発生後概ね 3 週間以内に被害報告（確報）することが望ましいとされる中で、市町村側の負担は大きく、報告漏れや把握遅れのリスクがある。また、市町村職員は事務職が中心で、技術系知識・経験が十分でない場合、被害額算定や復旧工法検討を短期間で実施することが困難となり、県への支援要望が急増する構造にある。

②現状の取組

i) 業務のデジタル化による効率化期待

国が開発中の災害復旧事業支援システム（被害状況把握、災害事務効率化等の目的）を今後一部運用予定とされ、将来的には補助金事務まで一連化する開発が進む見込みである。県としても期待は大きく、市町村・県・国の負担軽減、早期被害把握に資する方向性は妥当である。

ii) ノウハウの蓄積・共有

担当者間の引継ぎ、災害派遣から帰庁した職員による経験報告の場を設けており、災害対応ノウハウの蓄積・共有化が図られている。

iii) 研修体制（スキル向上）

国主催研修（梅雨前）に加え、県単の防災・災害支援事業として県・市町村向け研修会を年 1、2 回実施しており、継続的な取組がある。

iv) 応援体制

災害時の各係からの応援や、地方公共団体間の職員派遣制度を活用できる体制があり、一定の臨機応変性は確保されている。

(3) 監査の結果及び意見

頻発化・激甚化する災害に対して、限られた人員下でも持続可能な執行体制を確立できるために、以下のような点について検討を進めることが望ましい。

1) デジタル化への提案【監査意見 1 2】

国が被害把握から補助金事務まで一連化されたシステムを開発中である現状は、県・市町村の課題（報告期限、被害額の算定、添付資料、査定・補助金事務の一連化等）を整理し、また、試行段階のシステムについては使用感などについて、体系的に国へ提案

することができる良い機会である。今後も被害把握から補助金事務までの一貫通貫に管理できるシステムになるように、県として継続的に意見提案していくことが望ましい。

2) ノウハウ蓄積共有、研修への展開【監査意見13】

経験談報告会については、経験知を体系化し、検索可能な形で蓄積する仕組み（事例データベース、復旧工法の判断事例、査定時の質疑応答、災害規模別の体制例）を整備することが重要である。このように蓄積された実践ノウハウ等についての研修の機会を設け、災害対応職員全体のレベルアップを図ることが望ましい。

1 2. 事項名) 農地災害復旧緊急支援費

(1) 事業の概要について

所管部署	農村森林整備課
事業の概要	下記参照

ア. 事業内容

下記参照

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
27,832	14,435	24,477	8,644	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の災害復旧に要する経費に対する助成 ・土地利用計画に要する経費に対する助成

(2) 事業の内容

農地災害復旧緊急支援事業費

(事業の目的)

重要な生産基盤である農地とともに、作付けされている農作物、ハウス等が一体的に被害を受けているため、農業者の災害復旧に要する費用の負担軽減を図り、経営意欲の減退による離農を防止する。

また、甚大な被害を受けた農地等について、区画整理型による復旧事業を推進するために、地元が負担することになる換地経費を補助し、被災地の早期復旧を図る。

(事業の概要)

区分	事業主体	事業内容
1 農地災害復旧 緊急支援事業	市町村	永年作物及びハウス等と一緒に被災した農地の災害復旧に要する経費に対する助成 実施要件: (1) 激甚指定された災害であること (2) 農地の災害復旧事業のうち、永年作物又はハウス等が同時に被害を受けたもの 事業主体: 市町村 補助率: 地元負担額の 1/2
2 土地利用計画 策定事業	市町村	換地を伴う復旧事業にかかる地域の土地利用計画に要する経費に対する助成 実施要件: (1) 激甚指定された災害であること (2) 農地災害復旧事業のうち、土地利用計画策定が必要なもの 事業主体: 市町村 補助率: 事業費の 1/2

(令和 6 年度の実績)

農地災害復旧緊急支援事業 144,789 円 (令和 5 年災)
土地利用計画策定事業 8,499,000 円 (平成 29 年災)

(3) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

1 3. 事項名) 道路管理情報の一元化事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	道路維持課
事業の概要	道路台帳を基盤とし、3次元点群データや防災情報等を紐付けて一元管理するシステムを構築する。

ア. 事業内容

下記参照

イ.

予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
—	—	81,000	81,000	・システム開発 ・データ実装

(2) 事業の内容

地図図面上で、各種情報が同時に確認でき、現地確認や資料探索の時間の縮減効果を得るとともに、防災情報を紐づけることで、災害時に迅速な対応が可能となるための事業費である。

システム上で一元管理されるものは、下記の情報である。

- ・地図図面
- ・道路台帳（基盤）
- ・3次元点群データ：道路の3次元の位置情報、地形を立体的に把握可能なもの
- ・防災情報：緊急輸送道路箇所、防災点検箇所等
- ・その他の道路管理情報：占有情報（電柱、埋設管等）、道路施設情報（橋梁・トンネル等）、補修履歴、苦情・要望履歴等

ここに、令和7年度の重点目標としては、国・警察の道路交通情報等のシステムと連携することを予定している。

当該事業に関しては、令和6年度から制度設計及びシステム開発を行い、一部運用開始をされており、令和10年度を目途に一元化事業を行い、令和11年より本格運用を目指している。

(3) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

14. 事項名) 道路施設維持管理推進費

(1) 事業の概要について

所管部署	道路維持課
事業の概要	道路施設構造物が老朽化していく中、総合的な「アセットマネジメント」を行う必要がある。

ア. 事業内容

道路施設構造物が老朽化していく中、客観的な把握・評価、中長期的な施設の状態予測など、総合的な「アセットマネジメント」を行い、道路施設構造物の適切な維持管理を行っていく。
--

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
400,000	400,000	400,000	347,133	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設の点検 ・道路施設の維持補修

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

15. 事項名) 道路防災事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	道路維持課
事業の概要	<p>道路交通の安全確保、災害に強い道路環境の整備を行う。</p> <p>落石・法面崩壊等の災害の発生を未然に防ぎ、道路利用者や地域住民の人名・財産を守る。</p> <p>災害時における緊急車両や救援物資の輸送路として位置づけられている橋梁を優先に、耐震補強工事を行う。</p>

ア. 事業内容

<p>【道路災害防除費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡県地域防災計画に基づき、道路の法面防災工事を実施する。 <p>【道路防災費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県管理道路の法面防災工事、モルタル吹付工、落石防護柵等を実施する。 <p>【橋りょう震災対策費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県管理道路における橋梁の耐震補強等に関する事業を実施する。

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
1,938,409	1,941,409	1,948,085	1,428,777	<ul style="list-style-type: none"> 法面防災工事 道路防災点検

(2) 事業の内容

1) 道路災害防除費

平成18年度以降に実施している道路防災点検の結果、風化や豪雨等により落石や法面崩壊等の災害の発生への恐れがある、危険箇所が457か所で確認されている。また、災害発生時には道路の封鎖による集落の孤立等も懸念されている。そこで、事業のねらいとしては、落石・法面崩壊等の災害の発生を未然に防ぎ、道路利用者地域住民の人命・財産を守ることを目的とされている。

福岡県地域防災計画に基づき、道路の法面防災工事を3か所（八女香春線・湯之原合川線・北矢部冬野黒木線）順次実施している。

2 国・県（道路維持課、道路建設課）・市町村・警察（公安委員会）

道路防災対策 風水害等時における道路機能の確保のため、所管道路について、道路防災点検を実施し、対策工事の必要な箇所を指定して、道路の整備を推進する。

ア 道路防災点検

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路防災点検」を実施する。

イ 道路の防災工事

アの調査に基づき、道路の防災工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行いその対策工事を実施する。特に、緊急輸送道路の法面未対策箇所の整備について、計画的に推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け換え等の対策を推進するものとする。

（出所：福岡県地域防災計画を一部抜粋）

2) 道路防災費

風化やゲリラ豪雨により、そのまま放置すれば法面の崩壊・落石等の災害が発生する恐れがある箇所が残っており、道路の通行に危険がある状況がある。事業の狙いとしては、道路交通の安全確保、災害に強い道路環境の整備を目的としている。

実際の点検補修に関しては、県の出先機関である 15 か所（実働は 14 か所）にて、県管理道路の法面防災工事、モルタル吹付工事、落石防護柵等を実施されている。

3) 橋りょう震災対策費

福岡県管理道路（国道・県道）の供用延長は年々増加しており、管理延長は約 3,500km で、道路施設は年々老朽化しており、古い基準で建設され、地震等災害時の安全性が十分でない橋梁があるようである。事業の狙いとしては、災害時における緊急車両や救援物資の輸送路として位置付けられている橋梁を優先に、耐震補強工事を行ってゆくことを目的とされている。

（3）監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

16. 事項名) 河川改修費

(1) 事業の概要について

所管部署	河川管理課、河川整備課
事業の概要	<p>現在、劣化による不具合が発生している管理ダムの各種設備について、更新・改良を行うことで、安全性や信頼性の確保、操作性の向上及び管理コストの削減を図る。</p> <p>河道の流下断面の確保や施設の機能維持を行いながら、適正な維持管理に努める。</p> <p>河川法第16条河川整備基本方針及び、第16条の2河川整備計画等に沿った、事業の推進を図る。</p> <p>河道掘削、橋梁架け替え、排水機場の更新等により河川の流下能力を向上させ、治水安全度を向上させる。</p> <p>河道拡幅に伴う橋梁架け替え等により河川の流下能力を向上させ、治水安全度を向上させる。</p>

ア. 事業内容

下記参照

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
9,426,813	8,971,905	8,600,867	4,389,953	<ul style="list-style-type: none"> ・河道掘削 ・拡幅等

(2) 事業の内容

【河川の現況について】

1) 概要

日本の国土の70%は山地及び急傾斜地であるが、福岡県は面積の44%が山地部で、平坦部が残りをおよそ比較的平地に恵まれている。この山地を源とする河川は、東は周防灘、西は有明海、北は玄界灘及び響灘に注いでいる。本県の一級河川は筑後川をはじめ4水系、二級河川は御笠川、多々良川、釣川、紫川、今川をはじめ、52水系があり、合計341河川となっている。

河川には、「河川法」により、その種類や管理者が下表のように定められている。

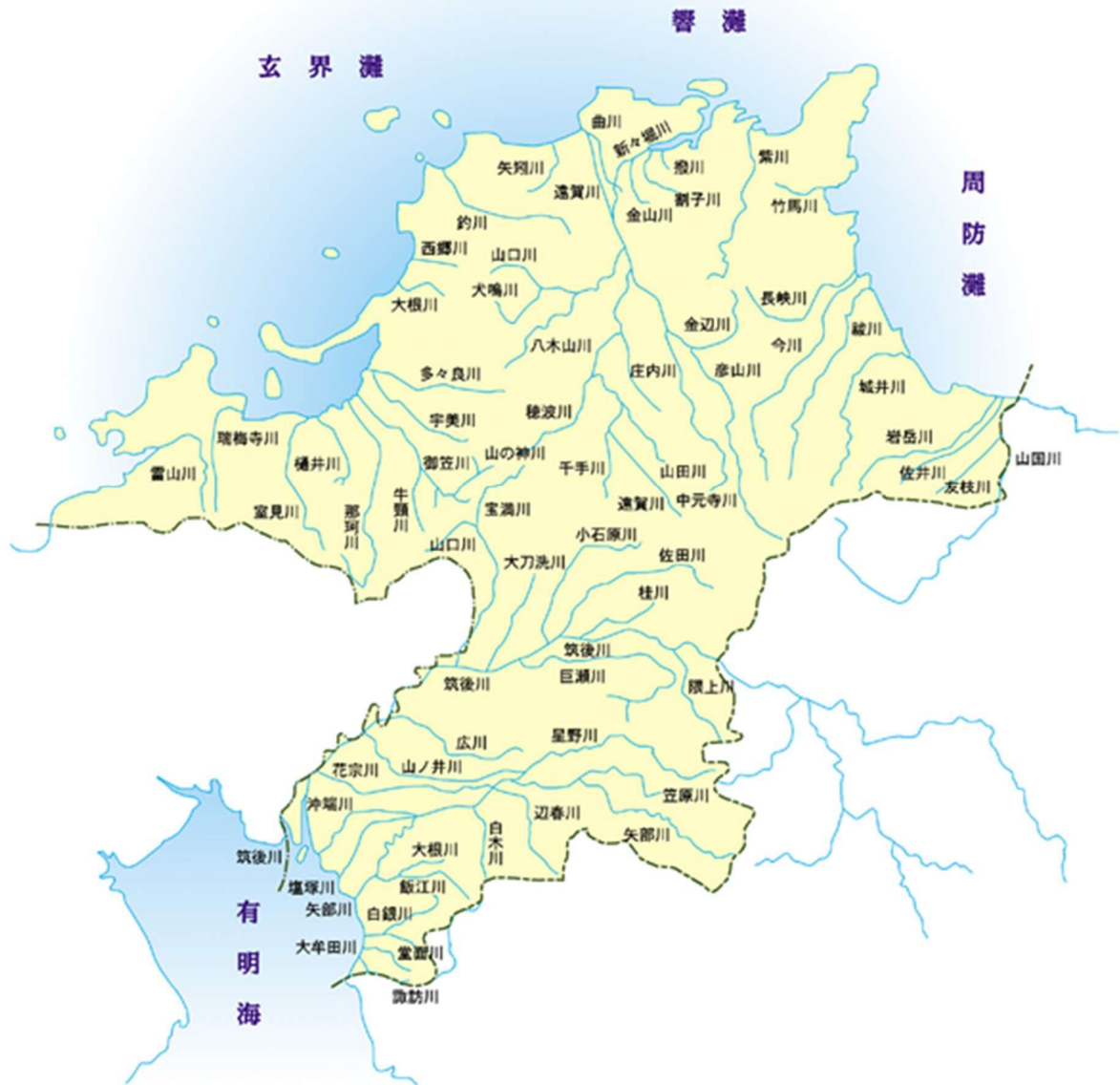
【河川の種類と河川管理者の一覧表】

河川の種類		内 容	河川管理者
一 級 河 川	直轄 管理 区間	国土保全上又は国民経済上特に重要な水系（政令で指定）で国土交通大臣が指定した一級河川のうち、重要度の高い区間で、国土交通大臣が直接的、全面的に管理する区間	国土交通大臣
	指定 区間	国土交通大臣が指定する区間（指定区間）で大臣の権限に属する事務の一部を都道府県知事又は政令指定都市の長が行う区間	国土交通大臣 (ただし、事務の一部は知事又は政令指定都市の長が権限を行使する。)
二級河川		一級河川に指定された水系以外で公共の利害に重要な関係があり、都道府県知事が指定した河川	知 事
準用河川		一級河川及び二級河川以外の河川の中から市町村長が指定。河川法を準用する河川	市町村長
普通河川		河川法の対象とならない河川	市町村長

【福岡県内河川延長】 ※R4.4.30 時点

種別	水系名	河川数	河川延長 (km)	管 理 区 分		
				国(km)	県(km)	市町村 (km)
一級河川	山国川	6	37.8	0.0	37.8	—
	遠賀川	76	497.3	133.8	363.5	—
	筑後川	86	549.4	106.5	442.9	—
	矢部川	24	218.3	23.2	195.1	—
	4水系	192	1,302.8	263.5	1,039.3	—
二級河川	室見川	12	50.3	—	50.3	—
	那珂川	4	42.3	—	42.3	—
	御笠川	11	48.6	—	48.6	—
	多々良川	14	92.0	—	92.0	—
	釣川	11	55.5	—	55.5	—
	紫川	6	39.0	—	39.0	—
	今川	6	55.7	—	55.7	—
	その他45	85	492.6	—	492.6	—
52水系	149	876.0	—	876	—	
一級・二級 計	56水系	341	2,178.8	263.5	1,915.3	—
準用河川	一級水系4	176	240.9	—	—	240.9
	二級水系29	85	150.6	—	—	150.6
	単独水系38	45	76.0	—	—	76.0
	71水系	306	467.5	—	—	467.5
合 計	127水系	647	2,646.3	263.5	1,915.3	467.5

【福岡県内主要河川図】



2) 河川管理の目的

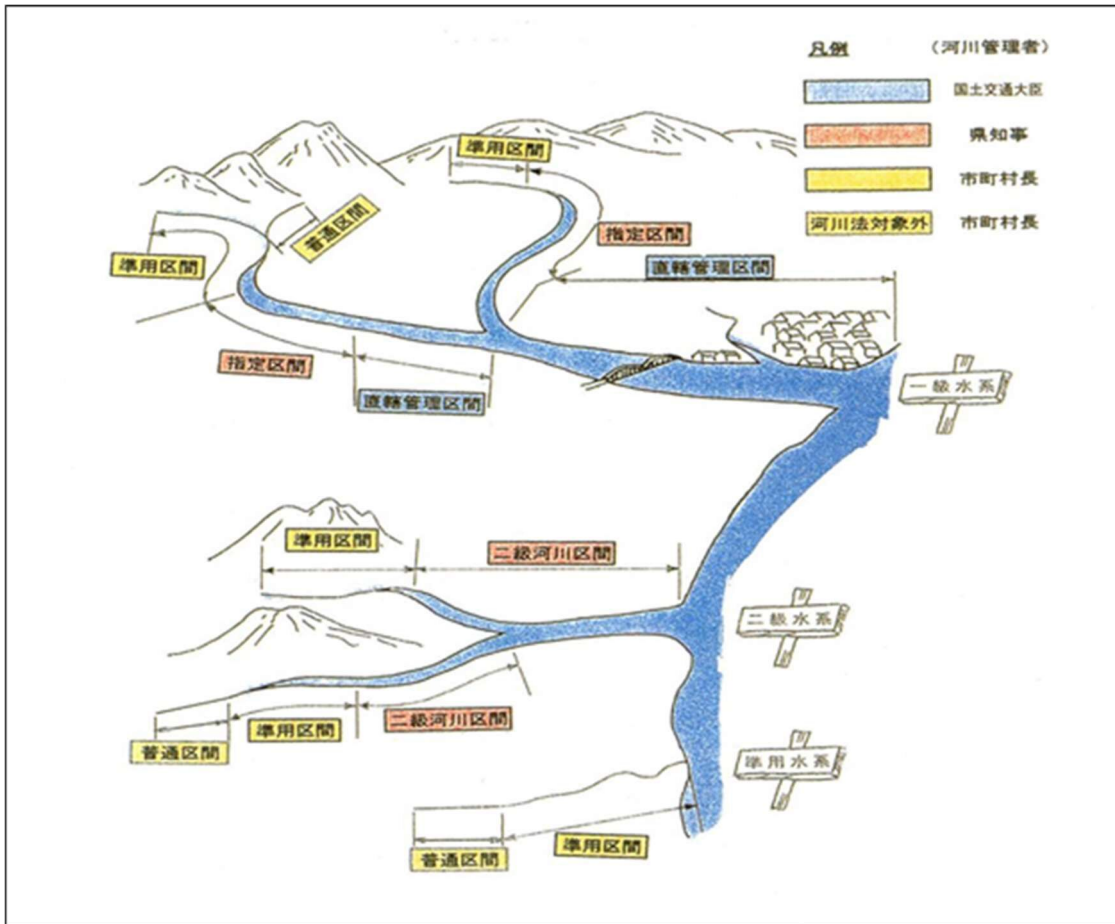
河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。(河川法第1条)

洪水、高潮等による災害発生防止	ダム、堤防等の河川管理施設の新改築、河床掘削、放水路開削、河川に影響を及ぼす行為の規制 etc.
河川の適正利用	河川流水の占用の許可、河川敷の占用の許可、河川の清潔の維持、河川環境の保全、台帳の調製 etc.
流水の正常な機能の維持	一定水位の保持、河川の自然浄化作用の維持 etc.
河川環境の整備と保全のための総合的に管理	除草、河川愛護活動支援、自然型・親水型工法の採用 etc.

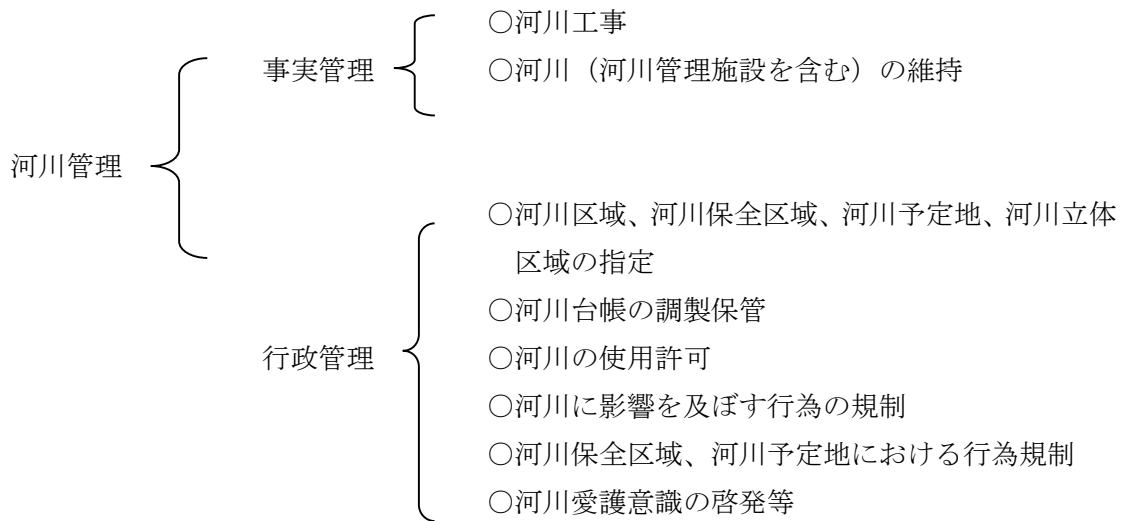
3) 河川の管理（水利権、施設の管理）

河川においては、上水道、かんがい、工業用水等の河川の流水の利用や河川区域内の土地の利用、土砂の採取等の排他独占的な利用のほか、漁業等との利用関係も存在しており、河川管理者として護岸、堤防等の河川管理施設の維持管理はもとより、これら利用者間の調整を図り、河川の持つ公共用物としての機能を適切に管理することも重要である。また、河川管理施設の中でも、排水機場、水門、ダム等の洪水調節施設は、その効用が長期にわたり発揮できるように、十分な管理が必要となる。

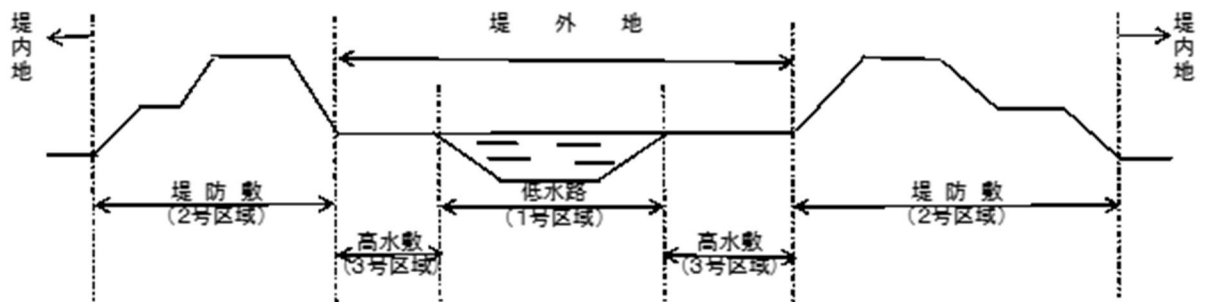
【河川管理の模式図】



4) 河川管理の内容



5) 河川区域



1号区域：河状を呈している土地の区域

2号区域：堤防等の河川管理施設の敷地である土地の区域

3号区域：堤外の土地（堤防より河川側の土地）の区域のうち、1号地と一体として管理を行う必要のあるものとして河川管理者が指定した区域

6) 河川法の変遷と改正河川法

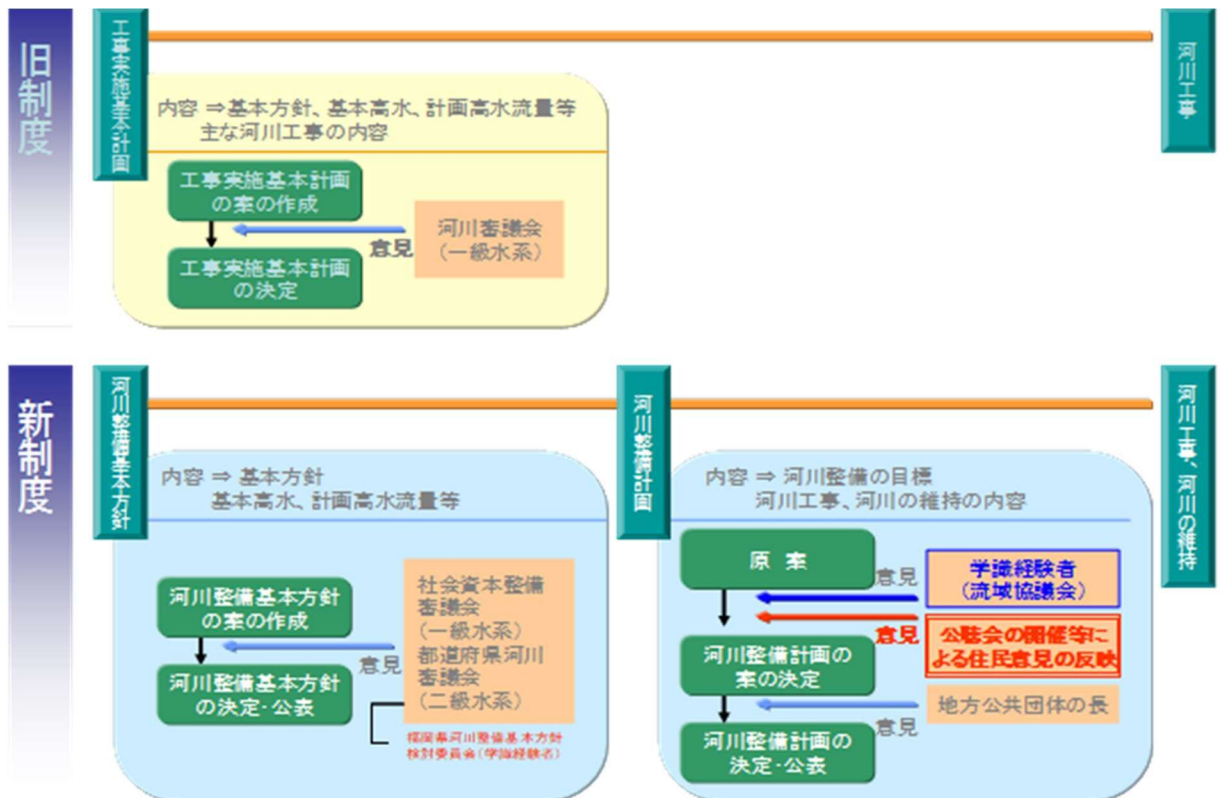
河川法は、我が国で最初の近代的な公物管理制度であり、河川管理についての体系的な制度として明治29年に制定された。その後、昭和39年に新河川法が制定され、数回の小改正を経て、平成9年に大々的な河川法の改正が行われ、現在に至っている。

さらに平成25年度には、近年頻発する水害や構造物の老朽化等を踏まえ、新たに「維持」が目的として加えられた「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が公布され、河川管理施設等の維持又は修繕の義務の明確化及び技術的基準の策定並びに従属発電に係る流水の占用の登録に係る改正が行われた。

この背景には、河川環境に対する人々の意識の高まりが挙げられる。更に、河川は貴重な水と緑の空間として人々にうるおいを与え、様々な生物の多様な生息・生育環境を

形成するものとしてその役割が大きく見直されている。現在にいたる過程において、河川が地域文化を形成する重要要素であることが再認識され、地域の個性を生かした川づくりが求められている。

この河川法改正に伴い、河川の整備計画制度の見直しもなされた。従来は「河川工事実施基本計画」に基づき河川改修等の方針が定められていたが、改正河川法では、治水・利水のみではなく河川環境面にも配慮した長期的計画である「河川整備基本方針」を定めるとともに、その方針の具体的な実施項目を定めた中期的計画である「河川整備計画」の策定が義務付けられている。



(3) 監査の結果及び意見

①河川整備基本方針の作成について【監査意見14】

福岡県では、流域面積・流域の都市化状況・氾濫区域の想定資産額(被害額)・既往洪水の状況等を考慮し、順次「河川整備基本方針」の策定を進めている。令和7年6月現在の作成状況は、以下のとおりである。

	策定済	未策定	合計	策定率
水系	21	31	52	40%
流域面積(km ²)	1,300	500	1,800	72%

注：流域面積は、概算である。

表のように、作成を義務付けた河川法の改正から 25 年以上が経過しているにもかかわらず、「河川整備基本方針」の策定が完了していない。

現状では、策定未了の河川については関連する事業について、期待される目的を達成するための最適な執行がなされているとは必ずしも言えないと考えられる。また、少ない費用で効果を上げる経済性に関しても、目に見える形ではないにしろ、長期的観点からは影響を与えている可能性があると考えられる。よって、策定計画を立てる等、「河川整備基本方針」策定に向けた取り組みを進めるべきである。

なお、国土交通省の資料を基に作成した令和 5 年 4 月現在の状況を記載した西日本新聞記事によると、九州の河川整備基本方針策定率は 20.4%、全国は 28.5% である。表記載の福岡県の状況が記事の 2 年後時点ではあるものの、河川整備基本方針策定率が 40% であることから、福岡県は九州、全国の策定率を大幅に上回っている。ただ、同記事では宮城県と東京都の河川整備基本方針策定率を 100% としており、すでに策定が完了した自治体があることを報じている。

(河川整備基本方針)

第 16 条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

2 河川整備基本方針は、水害発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土形成計画及び環境基本計画との調整を図って、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。

3～6 (略)

(出所：河川法)

(河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則)

第十条 河川整備基本方針及び河川整備計画は、次に定めるところにより作成しなければならない。

一 洪水、津波、高潮その他の天然現象（以下この号において「洪水等」という。）による災害の発生の防止又は軽減に関する事項については、過去の主要な洪水等及びこれらによる災害の発生の状況並びに流域及び災害の発生を防止すべき地域の現在及び将来の気象の状況、土地利用の現況及び将来の見通し、地形、地質その他の事情を総合的に考慮すること。

二 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項については、流水の

占有、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持その他の事情を総合的に考慮すること。

三 河川環境の整備と保全に関する事項については、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保その他の事情を総合的に考慮すること。

(出所：河川法施行令)

②押印と日付の記載漏れについて【監査意見15】

副所長欄に押印のない工事設計書チェックシートがあった。また、決裁日付に記載のない監督員(変更)任命兼監督員(変更)通知伺書があった。2つの書類は同じ工事に関するものであり、起工伺の添付資料として回覧されている。起工伺には副所長の印が押されており決裁日付も記載されていることから実質的な問題は生じていないと思われるが、それぞれ単独の書類としては未完成であり、単独の書類としても完成させる必要がある。

③工事打合せ簿の確認について【監査意見16】

「材料承認願い このことについて別添のとおり提出いたします。また、下記については、不使用理由書等を添付いたします。」と記載がある受注者の作成した工事打合せ簿があった。この工事打合せ簿には、総括監督員、主任監督員、担当監督員である県職員3名の印が押されている。しかしながら、県産資材不使用理由書の添付が不要のため、県産資材不使用理由書の添付がなかった。また、この別添である材料承認願には全て県産資材を使用するにもかかわらず、「全て県産資材使用：いいえ」との記載があった。受注者からの提出書類は不備がないかどうかを、慎重に確認する必要がある。また、不備がある場合には適切に訂正を依頼する必要がある。なお、工事完成後に作成される工事成績採点表には担当監督員の所見として、「提出書類に不備があった」との記載がある。不備の多い受注者の提出資料は、より注意して確認する必要がある。

④落札者提出書類の確認について【監査意見17】

落札法人の商号または名称及び代表者の氏名、押印、所在地の記載のない説明書(対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明する書類)があった。また、この説明書の添付資料として「別表1(建築物に係る解体工事)」にチェックマークが付してあるものの、実際に添付されている書類は「別表3(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))」であった。落札者からの提出書類は不備がないかどうかを確認する必要がある。また、不備がある場合には適切に訂正を依頼する必要がある。

⑤県産資材の不利用理由について【監査意見18】

(県産資材の優先使用)

第13条 1. 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの(以下「県産資材」という)の使用に努めなければならない。

また、県産資材の調達が困難な資材については、県内中小企業から調達するよう努めなければならない。

2. 請負者は、前項で定めた県産資材を使用しない場合は、「県産資材不利用理由書」を監督員に提出すること。

(出所：楠田川護岸整備工事特記仕様書)

県産資材不利用理由書には「弊社取引業者が県内にない為」と記され、県外生産資材を入手している例がある。しかしながら、取引業者が県内にないからといって県産品を扱っていないとは限らない。監督員は、不利用理由の内容が特記仕様書と矛盾せず、合理的な説明がなされているかを確認する必要がある。

17. 事項名) 河川災害関連等事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	河川管理課、河川整備課
事業の概要	<p>災害復旧事業では、被災した施設等を原形に復旧することを原則とするため、事業の効果が限定されることがあるため、このような場合に、未被災箇所も含めて一連区間について災害防止と安全度の向上を図るために一定計画等に基づき復旧を行う。(令和5年7月の大雨により、大規模に被災した朝倉・久留米の河川施設)</p> <p>中小河川の氾濫により深刻な影響が生じた地域において、概ね5年間で緊急的かつ集中的な河川整備等をおこなうことで再度災害の防止を図る。</p> <p>特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域で流域水害対策計画の策定を行い、河川の整備、雨水貯留浸透施設の整備、土地利用規制と併せた二線堤の築造や排水施設整備などを計画的・集中的に実施することで、早期に治水安全度を向上させ浸水被害を軽減させる。</p>

ア. 事業内容

<p>【河川災害関連事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年7月の大雨により、特に朝倉・久留米では河川施設の大規模な被災が発生している。そのため、本事業により被災箇所を含めて改良復旧を行うことにより、治水安全度の向上、再度災害の防止・軽減を図る。 <p>【浸水対策重点地域緊急事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度に、築堤、護岸、放水路等の工事を行い、事業進捗を図る。対象河川は、庄内川・金丸川・池町川他3河川。 <p>【浸水対策重点地域緊急事業（受託）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度当初予算において、排水機場の整備等を行い、事業進捗を図るものである。排水機場の整備等を行う理由から、施設管理者である久留米市の費用負担により受託事業を行う。対象河川は金丸川・池町川である。 <p>【特定都市河川浸水被害対策事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度、流域水害対策計画の査定を行う。対象河川は、久留米市の下弓削川流域及び金丸川流域（池町川流域を含む）。
--

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
7,055,426	4,576,950	11,739,878	4,950,819	・護岸工・放水路

				・特定都市河川の指定による流域水害対策計画の作成
--	--	--	--	--------------------------

(2) 監査の結果及び意見

①委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリストについて【監査意見19】

<p>第3章 個人情報取扱特記事項の順守</p> <p>第2条 前条の特記事項の順守事項を確認するため、「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト記載要領」を参照し、「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト」で自己点検を行い、その結果を提出すること。</p>
--

(出所：下弓削川流域水害対策計画策定業務委託特記仕様書)

特記仕様書にて提出を求めている「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト」の提出を受けていない契約があった。

当該契約については契約者との打ち合わせの中で問題のない旨を確認しているが、特記仕様書通りに提出を受け書面にて確認する必要がある。

18. 事項名) 土木災害復旧事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	河川管理課
事業の概要	令和4年度、5年度及び6年度に発生した豪雨等により被災した河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路等の公共土木施設の早期復旧を図る。

ア. 事業内容

<p>【令和4年災害土木施設費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大海、防風、洪水、高潮、地震等の異常な天然現象によって、被災を受けた県管理の公共土木施設を原形に復旧させる。 <p>【令和5年災害土木施設費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大海、防風、洪水、高潮、地震等の異常な天然現象によって、被災を受けた県管理の公共土木施設を原形に復旧させる。令和5年7月7日から10日にかけて西日本から東北地方付近に梅雨前線が停滞したため、記録的な大雨が発生した。特に久留米・朝倉周辺で大きく被災している。 <p>【令和6年災害土木施設費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大海、防風、洪水、高潮、地震等の異常な天然現象によって、被災を受けた県管理の公共土木施設を原形に復旧させる。 ・過去30年間の平均査定額程度を確保することで、補正予算を計上することなく着実な進捗を図れるようにする。 ・過去10年間の初年度災害復旧費所要額の平均を工事費で計上する。

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
3,656,000	3,863,107	8,753,640	3,453,174	・災害復旧（護岸工等）

(2) 監査の結果及び意見

①特記仕様書の作成について【指摘事項1】

2. 対象工事

福岡県県土整備部が発注する建設工事を対象とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事（緊急対応工事等）
- (2) 主たる工種が屋外作業でない工事
- (3) 災害復旧工事

(出所：建設現場に設置する「快適トイレ」の実施要領)

対象外である災害復旧工事であるにもかかわらず、対象である通常の工事と誤認し快適トイレの設置を可能とする特記仕様書にて契約している工事があった。結果的に当該工事で快適トイレの設置は行われなかったが、特記仕様書は実施要領に従う必要がある。なお、建設現場に設置する「快適トイレ」の実施要領は改訂されており、令和7年4月1日以降指名通知又は入札公告する工事に対しては災害復旧工事を対象外から外していることから、現在では災害復旧工事も快適トイレの対象工事となっている。

19. 事項名) 流域治水推進費

(1) 事業の概要について

所管部署	河川整備課
事業の概要	安全、安心に暮らせる生活環境の確保のため、自然環境との調和に配慮した治水対策及び水辺環境整備を実施する。

ア. 事業内容

<p>【通常事業・臨時河川等整備事業】</p> <p>(改修事業系) 治水効果を図るため、河道掘削・拡幅等を行う。</p> <p>(環境整備系) 緩傾斜護岸や階段設置など川とふれあえる親水空間づくりや魚道整備などの生態系に配慮した川づくりを行う。</p>
--

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
47,314	164,689	173,000	1,170	・雨水貯留浸透施設整備への補助

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

20. 事項名) 河川総合流域防災事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	河川整備課
事業の概要	河道拡幅、橋梁架け替え等により河川の流下能力を向上させ、治水安全度を向上させる。

ア. 事業内容

<p>【河川総合流域防災事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度当初予算において、河道堀削やそれに伴う護岸工事等を行い流下能力を向上させ、事業進捗を図る。対象河川は、戸切川他10河川である。 <p>【河川総合流域防災事業費（受託）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度当初予算において、橋梁架替工事等を行い、事業進捗を図る。橋梁の架替等を伴う理由から、道路管理者である鞍手町他2市町の費用負担により受託事業を行う。対象河川は、西川他2河川である。

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
2,076,530	2,266,769	2,669,625	1,657,294	<ul style="list-style-type: none"> 河道拡幅 橋梁架替

(2) 監査の結果及び意見

①後閲の取扱いについて【監査意見20】

往査県土整備事務所の事務書面において副所長欄に「後閲」としているところ、押印がないままとなっているものがあった。

後閲とされた副所長欄に押印がない状態であり、副所長が当該文書を閲覧したのか、閲覧はしているものの押印を失念しているのかは不明である。後閲とされた者は当該内容を把握する必要があることから、後閲を行う必要がある。その際に押印を怠れば、本来文書の保管ができないはずであり、自身が内容を把握したことを示し、文書を保管できる状態に完成させるためにも後閲者は押印する必要がある。

2 1. 事項名) 直轄河川事業費負担金

(1) 事業の概要について

所管部署	河川整備課
事業の概要	直轄河川災害復旧事業により、被災した護岸や堤防を修復し、従来 の状態へ回復を図る。

ア. 事業内容

令和6年度に被災を受けた直轄管理の公共土木施設を原形に復旧させる。 対象は、隈上川である。
--

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
3,965,272	3,770,000	3,554,506	5,780,874	・河道掘削 ・築堤

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

2.2. 事項名) 直轄河川災害復旧事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	河川整備課
事業の概要	直轄河川災害復旧事業により、被災した護岸や堤防を修復し、従来の状態へ回復を図る。

ア. 事業内容

令和6年度に被災を受けた直轄管理の公共土木施設を原形に復旧させる。 対象は、隈上川である。
--

イ.

予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
20,808	20,808	20,808	94,665	・災害復旧（護岸工等）

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

23. 事項名) 海岸整備事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	港湾課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化した海岸保全施設の長寿命化を計画的に推進し、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、背後地の人命や資産を防護する。 ・ 既設護岸高さが低い海岸保全施設の嵩上げを実施し、台風等による高潮被害から人命や資産を防護する。 ・ 侵食傾向にある海岸を保全し、背後地の人命や資産を防護する。

ア. 事業内容

<p>【海岸高潮対策事業費・港湾海岸高潮対策事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度当初予算において、護岸、堤防の嵩上げや老朽化した施設の補修を行い、背後地の防護を図る。対象海岸は柳川海岸他10海岸である。 <p>【海岸調査費（交付金）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度当初予算において、気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画の改定に向けた検討や、施設の長寿命化計画策定を行う。 <p>【海岸災害防除対策事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度当初予算において、護岸、堤防の築造、補修を行い、背後地の防護を図る。対象箇所は長井海岸や姫島海岸、和白海岸外12海岸である。 <p>【海岸調査費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度当初予算において、侵食傾向にある海岸の保全対策を検討するため、地形測量や波浪解析等の調査を行う。対象海岸は玄界灘沿岸である。
--

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
1,334,867	1,331,205	1,326,480	651,429	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸高潮対策事業 ・ 港湾海岸高潮対策事業

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

24. 事項名) 港湾保安対策管理費

(1) 事業の概要について

所管部署	港湾課
事業の概要	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき策定した埠頭及び水域保安規程で定める、苅田港及び三池港の制限区域（埠頭・水域）において、テロ等の危害行為を未然に防止するため、各種の保安措置を講ずる。

ア. 事業内容

下記参照

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
88,837	103,593	136,424	89,192	・苅田港及び三池港の国際港湾施設保安（監視）業務

(2) 事業の内容

SOLAS 条約に対応するために苅田及び三池港の保安管理に要するものである。

1) 苅田港務所費（国際港湾施設保安業務）

重要港湾苅田港において、年間12回以上外貨貨物を取り扱う岸壁を、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき制限区域として設定し、制限区域ごとに策定した保安規程に基づき必要な保安措置を講じている。

制限区域は南港10号岸壁、南港7C岸壁、本港7・10・13号岸壁及び、松山木材岸壁、新松山13号岸壁の5箇所である。

本業務委託は、保安規程に基づき実施する制限区域（埠頭及び水域施設）の出入管理（人又は車両）、内外監視、貨物等の管理等の業務を委託するものである。

2) 港湾管理費（SOLAS）

重要港湾三池港において、年間12回以上外貨貨物を取り扱う岸壁を、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき制限区域として設定し、制限区域ごとに策定した保安規程に基づき必要な保安措置を講じている。

制限区域は公共埠頭における内港北岸壁及び荷捌き地である。

本業務委託は、保安規程に基づき実施する制限区域（埠頭及び水域施設）の出入管理（人又は車両）、内外監視、貨物等の管理等の業務を委託するものである。

(3) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

25. 事項名) 砂防事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	砂防課
事業の概要	<p>【通常砂防事業費】 流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする。</p> <p>【地すべり対策事業費】 地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設の設置等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他の施設に対する地すべり等による被害を除去し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。</p> <p>【急傾斜地崩壊対策事業費】 急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行うことによって、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。</p> <p>【砂防事業費】 治水上、砂防設備を必要とするが、規模・経済効果等の面から国庫補助事業の対象とならない箇所について、県単独事業として砂防事業の施工をすることを目的とする。</p> <p>【砂防調査費】 砂防関係事業の施工上必要な事前調査（平面、縦断及び横断測量等）に施工することを目的とする。</p> <p>【県単急傾斜地崩壊対策事業費】 国庫補助事業の対象とならない小規模の急傾斜地崩壊対策事業で、災害から住民の生命を保護し、民生の安定を図るため、市町村が施行する事業に補助する。</p>

ア. 事業内容

<p>【通常砂防事業費】 砂防施設、床固工等の砂防設備の整備及び必要に応じた除石工事を実施する事業である。</p> <p>【地すべり対策事業費】 国土交通大臣が指定する地すべり防止区域において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業である。</p> <p>【急傾斜地崩壊対策事業費】</p>

自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を行う事業である。

【砂防事業費】

土石流等の土砂災害から県民を守るために砂防施設等を整備し、災害による被害を未然に防止する事業である。

【砂防調査費】

土石流等の土砂災害から県民の生命・財産を守るために砂防設備等を整備する必要があり、その事業に先立ち測量・調査・設計を行う。

【県単急傾斜地崩壊対策事業費】

がけ高が比較的低く、保全戸数が少ないなど小規模な箇所について、急傾斜地の所有者等による崩壊防止工事の実施が困難な場合に、市町村が事業主体となり、擁壁工、排水工、法面工その他必要な急傾斜地崩壊防止施設を整備し、がけ崩れによる被害の防止を図る事業である。

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
6,295,446	6,077,058	6,119,821	3,273,976	・砂防施設等の整備 ・市町村が行う急傾斜対策の支援

(2) 監査の結果及び意見

文書の日付等が鉛筆若しくは消せるボールペン等、容易に修正が可能な筆記具で記入されている事案が4件(①文書の記載方法について(2件)、②文書の記載内容の修正方法と記載方法について(2件))あった。

① 文書の記載方法について【監査意見21、22】

i) 事案1

日付の記載が鉛筆によってなされており、容易に削除・修正ができる状態になっていた。

令和7年2月21日	急傾斜地崩壊対策事業
令和5年補助第34050-001号	愛宕2丁目地区急傾斜地崩壊対策工事(2工区) 変更設計書

上記の文書は課長による決裁が行われているものであり、その日付はいつ決裁が行われたのかを示す重要なものとなる。

本事案のように、鉛筆による記載が行われた場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく容易に起案内容の削除・修正を行うことも可能となることから、記載方法としては適切でない。

今後は、ボールペン等の容易に削除・修正できない方法でなされるべきである。

ii) 事案 2

所管	朝倉県土整備事務所
起工番号	42669-001
事業	地すべり対策事業費
目的	高山地区地すべり対策工事（10 工区）
債権者	K 社
請負金額	43,670,000

以下の文書において、消せるボールペンで記載されている箇所があった。

工事打合せ簿（発議年月日：令和 6 年 5 月 24 日） →発注者の欄の記載内容について、消せるボールペンで記載されている

記載内容が消せるボールペンで記載されている場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく容易に内容の削除・修正を行うことが可能となることから、記載方法としては適切でない。

よって、文書の記載方法としては、ボールペン等の容易に削除・修正できない方法で記載されるべきである。

② 文書の修正方法と記載方法について【監査意見 2 3、2 4】

以下の事案において、修正者の記載がなされずに修正されているものと、①と同様に加筆・修正の内容を消せるボールペンで記載されているものがあった。

i) 事案 1

所管	朝倉県土整備事務所
起工番号	506-38080-301
事業	通常砂防事業費
目的	寺村上谷川砂防管理用道路工事積算補助業務委託

債権者	G 社
請負金額	2, 200, 000

以下の文書において、修正者の記載がなされずに修正されている箇所と、加筆・修正の内容を消せるボールペンで記載されている箇所があった。

業務計画書

<p>1-4 . 対象工事の概要</p> <p>起工番号：未定 → <u>506-38080-301</u> 【加筆】</p> <p>工 事 名：寺村上谷川 砂防管理用道路工事 → <u>工事用道路工事</u> 【修正】</p> <p>工事箇所：朝倉郡東峰村福井 地内</p> <p>工事区分：道路改良</p>

まず、文書の内容の修正方法については、福岡県文書管理規程にて、以下のように定められている。

<p>(起案の内容の修正及び廃案)</p> <p>第二十六条 起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、文書管理システムに修正する内容を登録しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、書面による起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、当該起案文書に修正する内容を記載しなければならない。この場合において、起案者は、修正された箇所及び当該修正をした者を明らかにしておかなければならない。</p>

(出所：福岡県文書管理規程)

文書の内容を修正する際には、その修正を行った担当者が誰であることを明らかにしなければならない。

本事案のように、誰が修正を行ったかが明らかでない場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。

また、加筆・修正の内容が消せるボールペンで記載されている場合、担当者が容易に内容の削除・修正を行うことが可能となることから、記載方法としては適切でない。

よって、修正を行う際には、担当者が押印を行うなどによって、誰が修正を行ったかを明らかにするべきである。そして、修正内容などを記載する際には、ボールペン等の容易に削除・修正できない方法で記載されるべきである。

ii) 事案2

所管	朝倉県土整備事務所
起工番号	506-38080-001
事業	通常砂防事業費
目的	寺村上谷川砂防管理用道路工事
債権者	S社
請負金額	45,723,700

以下の文書において、修正者の記載がなされずに修正されている箇所と、消せるボールペンで記載されている箇所があった。

1. 工事打合せ簿（発議年月日：令和6年8月9日）
→発注者の欄の確認日の修正について、修正者が明らかにされていない
2. 工事打合せ簿（発議年月日：令和7年2月5日）
→発注者の欄の記載方法について、消せるボールペンで記載されている

まず、文書の内容の修正方法については、福岡県文書管理規程にて、以下のよう定められている。

（起案の内容の修正及び廃案）

第二十六条 起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、文書管理システムに修正する内容を登録しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、書面による起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、当該起案文書に修正する内容を記載しなければならない。この場合において、起案者は、修正された箇所及び当該修正をした者を明らかにしておかなければならない。

（出所：福岡県文書管理規程）

文書の内容を修正する際には、その修正を行った担当者が誰であることを明らかにしなければならない。

本事案のように、誰が修正を行ったかが明らかでない場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。

また、記載内容が消せるボールペンで記載されている場合、担当者が容易に内容の削除・修正を行うことが可能となることから、記載方法としては適切でない。

よって、修正方法としては、担当者が押印を行うなどによって、誰が修正を行ったかを明らかにするべきである。そして、文書の記載方法としては、ボールペン等の容易に削除・修正できない方法で記載されるべきである。

③委託先に対する個人情報の取扱状況の確認について【監査意見25】

所管	朝倉県土整備事務所
起工番号	505-43390-301
事業	地すべり対策事業費
目的	高山地区地すべり観測解析業務委託
債権者	B社
請負金額	28,682,500

個人情報を取り扱う委託業務において、業務委託先から保有個人情報の取扱状況チェックリストの提出を受けていない事案があった。

個人情報を取り扱う委託先の監督について、総務部県民情報広報課長より以下の内容の文書が発行されている。

	5 広第 824 号 令和 5 年 10 月 10 日
本庁各課（室）長 各 出 先 機 関 の 長	} 殿 総務部県民情報広報課長
<p>保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合の監督の徹底について（通知）</p> <p>.....(略).....</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 「保有個人情報取扱特記事項」の一部改正について</p> <p>令和 5 年 10 月 10 日以降に保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合は、改正後の特記事項を契約書に添付し、<u>契約締結後速やかに委託先における保有個人情報の管理体制及び実施体制について、報告書（委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト等）又は実地調査により、必ず確認してください。</u></p> <p>既に改正前の特記事項を添付して委託契約を締結している場合は、特記事項の差替えは不要です。</p> <p>※ただし、<u>委託先における保有個人情報の管理体制及び実施体制について、報告書（委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト等）又は実地調査により、必ず自確認してください。</u></p>	

・・・・・・・・・・(略)・・・・・・・・・・

2 保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合の留意点について

別紙2の通り

【主なポイント】

委託契約締結前の留意点

(ア) 委託先の選定

過去、同一の委託事業について、保有個人情報の漏えい等が発生した者を選定する場合は、特に次の「特記事項及び安全管理措置に係る内容の周知」を入念に行うこと。

(イ) 委託先に対する安全管理措置に係る内容の周知

保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる義務があることを説明する際、委託先が講ずるべき措置の具体的な内容について把握できるよう、「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト」や「個人情報保護マニュアル」を手交して説明すること。

委託契約締結後の留意点

(ウ) 実地調査による確認の対象事例

特定個人情報や要配慮個人情報等を取り扱う場合、1,000件以上の保有個人情報を取り扱う場合、提出されたチェックリストに疑義がある場合等は、原則として実地調査を行うこと。

(エ) 委託先で漏えい等が発生した場合の報告

県が主体となって初期対応を行う必要があるため、直ちに県に概要を一報するよう指導すること。

個人情報を取り扱う委託業務については、特記事項に合わせてチェックリストを配付し、業務委託先における個人情報の管理体制の整備状況や、その運用状況を確認しなければならない。そして、提出されたチェックリストにおいて何らかの疑義が生じる場合は、実地調査を行うことが必要となる。

県の資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った結果、委託業務のうち、個人情報を取り扱う業務と判断したものについては、特記事項を契約書に添付するとともにチェックリストも配付することとされている。

本事案は、保有個人情報を取扱う事務と判断されたことから、特記事項を契約書に添付していたが、チェックリストの配付は行っていなかった。

今後は、特記事項とともにチェックリストを配付することによって、業務委託先における個人情報の取扱いに関する責任者等を含め、個人情報の管理体制全般を確認する必要がある。

④不十分な内容の文書が承認されていることについて【監査意見26】

所管	福岡県土整備事務所
起工番号	505-34050-001
事業	急傾斜地崩壊対策事業費
目的	愛宕2丁目地区急傾斜地崩壊対策工事(2工区)
債権者	F社
請負金額	44,702,900

以下に記載した、内容が不十分であるにもかかわらず、上席者が確認印を押印して承認がなされている事案があった。

(急傾斜地崩壊対策事業費)

1. 工事打合せ簿(発議年月日:令和6年9月25日)
→担当監督員の押印がなされていないまま、総括監督員が押印・承認している。
2. 工事打合せ簿(発議年月日:令和6年7月1日)
→「発議者」の欄にチェックがなされていないことから、発注者と受注者のどちらが発議した文書であるのか不明である。
→「処理・回答」の欄において、発注者と受注者ともに、日付をはじめとする記載が全くなされていない。
→主任(監理)技術者および現場代理人の押印がなされていない。
→当該文書には「後日」と書かれた付箋が張られているが、上記のなされるべき対応が未了のまま、総括監督員が押印・承認している。

決裁・承認は、文書に記されるべき内容が漏れなく記載されているか、そして記載された内容が正当なものであり問題ないかを十分に確認したうえでなされるべきである。

今後は、上席者は各種文書の内容が十分であることを確認したうえで決裁・承認を行う必要がある。

26. 事項名) 砂防災害関連等事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	砂防課
事業の概要	<p>【特定緊急砂防事業費】 土砂災害発生箇所の応急的対策のみならず、周辺地域を含めた対策の集中的・重点的实施により、甚大な土砂災害が発生した地域の災害防止対策を図る。</p> <p>【災害関連地域防火がけ崩れ対策事業費】 がけ崩れは直接人家等に被害を及ぼすおそれがあるため小規模であっても人命の損失に結びつくことが多い。したがって、がけ崩れが発生もしくは発生するおそれが顕著な地域における安全性確保に万全を期するためには、小規模であっても地域防災上重要な箇所の復旧整備を重点的に推進する必要がある。このため、がけ地の崩壊等が発生している箇所について、がけ崩れ防止工事を行い、次期降雨等による再度災害を防止し、もって民生の安定を図ることを目的とする。</p> <p>【災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業】 風水害、震災等が発生した地域について、急傾斜地崩壊防止施設を緊急的に施工することにより、再度災害の防止を図り、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。</p> <p>【災害関連緊急砂防事業】 風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するための砂防設備の設置を目的とする。</p>

ア. 事業内容

<p>【特定緊急砂防事業費】 土石流等により人的被害、家屋被害等が発生した一定の地区において、被害をもたらした同規模の土石流が再び発生した場合でも、安全が確保されるよう災害関連緊急事業と一体的な計画に基づき、一定期間内に緊急的に施設整備を実施する。</p> <p>【災害関連地域防火がけ崩れ対策事業費】 「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)による市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地のうち、激甚災害に伴い崩壊等が発生し、これを放置すると人家2戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において、直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事を実施する。</p> <p>【災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業】 当該年発生 of 風水害、震災等により急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により被害を与えるおそれがある場合に、緊急的に急傾斜地崩壊防止工事を実施す</p>
--

る。

【災害関連緊急砂防事業】

砂防設備を緊急に設置する。

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
171,174	102,000	681,180	271,637	・被災箇所の復旧と併せて、土砂・流木を捕捉する砂防ダム等の整備

(2) 監査の結果及び意見

①文書の記載内容の修正方法について【監査意見27】

所管	朝倉県土整備事務所
起工番号	505-43238-301
事業	特定緊急砂防事業費
目的	迫谷川3砂防用地測量業務委託
債権者	G社
請負金額	14,685,000

以下の通り、修正者の記載がなされずに修正されている事案があった。

調査員変更通知何書（令和6年4月12日起案・決裁）

→工事番号および工事名について、二重線を引いて修正を行っているが、修正者が誰であるか明らかでない。

文書の内容の修正方法については、福岡県文書管理規程にて、以下のように定められている。

(起案の内容の修正及び廃案)

第二十六条 起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、文書管理システムに修正する内容を登録しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、書面による起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、当該起案文書に修正する内容を記載しなければならない。この場合において、起案者は、修正された箇所及び当該修正をした者を明らかにしておかなければならない。

(出所: 福岡県文書管理規程)

文書の内容を修正する際には、その修正を行った担当者が誰であることを明らかにしなければならない。

本事案のように、誰が修正を行ったかが明らかでない場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。

よって、修正を行う際は、担当者が押印を行うなどによって、誰が修正を行ったかを明らかにするべきである。

②保有個人情報の取扱状況チェックリストについて【監査意見28】

受注者から交付を受けた保有個人情報の取扱状況チェックリストに関して、チェック項目欄のうち2か所においてチェックマークがなされていない事案があった。

個人情報を取り扱う委託先の監督について、総務部県民情報広報課長より以下の内容の文書が発行されている。

	5 広第 824 号 令和 5 年 10 月 10 日
本庁各課(室)長 各出先機関の長	} 殿 総務部県民情報広報課長
保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合の監督の徹底について(通知)	
.....(略).....	
記	

1 「保有個人情報取扱特記事項」の一部改正について

令和5年10月10日以降に保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合は、改正後の特記事項を契約書に添付し、契約締結後速やかに委託先における保有個人情報の管理体制及び実施体制について、報告書(委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト等)又は実地調査により、必ず確認してください。

既に改正前の特記事項を添付して委託契約を締結している場合は、特記事項の差替えは不要です。

※ただし、委託先における保有個人情報の管理体制及び実施体制について、報告書(委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト等)又は実地調査により、必ず自確認してください。

・・・・・・・・・・(略)・・・・・・・・・・

2 保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合の留意点について

別紙2の通り

【主なポイント】

委託契約締結前の留意点

(ア) 委託先の選定

過去、同一の委託事業について、保有個人情報の漏えい等が発生した者を選定する場合は、特に次の「特記事項及び安全管理措置に係る内容の周知」を入念に行うこと。

(イ) 委託先に対する安全管理措置に係る内容の周知

保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる義務があることを説明する際、委託先が講ずるべき措置の具体的な内容について把握できるよう、「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト」や「個人情報保護マニュアル」を手交して説明すること。

委託契約締結後の留意点

(ウ) 実地調査による確認の対象事例

特定個人情報や要配慮個人情報等を取り扱う場合、1,000件以上の保有個人情報を取り扱う場合、提出されたチェックリストに疑義がある場合等は、原則として実地調査を行うこと。

(エ) 委託先で漏えい等が発生した場合の報告

県が主体となって初期対応を行う必要があるため、直ちに県に概要を一報するよう指導すること。

提出されたチェックリストにおいて何らかの疑義が生じる場合は、実地調査を行うことが必要となる。

今後は、当該チェックリストの提出を受けた際には、何らかの疑義が生じていないかも含めて、チェック項目に不備がないことを確認する必要がある。

なお、上記の特定個人情報等を取り扱う業務委託に関する実地調査等及び委託先による再委託先の監督とチェックリストによる確認の徹底について、令和6年度の行政監査の結果に記載があり、令和7年6月16日付けで発出した通知において、実地調査の意義等の意義等に対する周知とともに実地調査を適切に行うように指示するという措置が実施されている。また、再委託する際の委託先による再委託先へのチェックリスト等により確認を行う必要性改めて周知し、再委託先から委託先に提出されたチェックリスト等を県に提出し、再委託先に対する監督を適切に指示するという措置が実施されている。

7広第659号

令和7年6月16日

本庁各課（室）長 } 殿
各出先機関の長 }

総務部県民情報広報課長

保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合の適切な監督について（依頼）

.....(略).....

(2)実地調査について

業務委託において、特定個人情報や要配慮個人情報等を取り扱う場合、1,000件以上の保有個人情報を取り扱う場合、提出されたチェックリストに疑義がある場合等は、原則として年1回以上実地調査を行う必要がありますので、以下を参考に適切に実施してください。

.....(略).....

27. 事項名) 砂防総合流域防災事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	砂防課
事業の概要	総合流域防災事業は、個々の事業規模が小さいこと等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が交付を行う制度を定めることにより豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする。

ア. 事業内容

土砂災害対策施設である砂防堰堤等を整備することで土砂災害による被害を防止し、またソフト対策として土砂災害警戒区域の指定を行い、危機の周知等を行うことで防災対策を推進し、安心安全な県民生活の確保を図るものである。

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
657,660	866,430	808,767	370,251	・土砂災害警戒区域等の指定

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

28. 事項名) 原子力災害対策費

(1) 事業の概要について

所管部署	防災危機管理局防災企画課
事業の概要	<p>防災活動資機材等を整備し、緊急時における住民の安全確保及び防災業務に従事する者の安全確保を図る。</p> <p>原子力防災訓練の実施により、防災業務関係者の原子力災害対策への習熟、防災関係機関相互の連携協力体制の強化、県民の原子力防災意識の向上を図る。</p> <p>上記訓練の実施により、県地域防災計画（原子力災害対策編）や原子力災害広域避難基本計画、糸島市の広域避難個別計画の実効性を検証する。</p> <p>原子力防災業務に従事する県・市町村職員等に、放射線、原子力防災に関する知識を習得させ、資質の向上を図る。</p>

ア. 事業内容

<p>【原子力災害対策費（資機材等整備費）】</p> <p>1) 原子力防災活動資機材等の整備・管理に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災業務に従事する者の安全を確保するための資機材の整備・管理 ① 個人線量計、放射線測定器の保守点検料、校正費（隔年点検により増減する） ② 衛星携帯電話利用料 ③ 原子力防災資機材総合管理システム（NEMS）ライセンス契約 ④ 防護服、防護マスク等防災従事者用防護資機材整備 <p>2) 福岡県原子力発電施設緊急時安全対策補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災活動資機材等整備事業（離島における放射線防護対策施設の保守・点検費等） ② 緊急時対策調査・普及等事業（福岡県原子力防災訓練経費等） <p>3) 緊急時に防災業務に従事する者の免許・資格取得に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大型バスで避難住民を輸送する糸島市職員の大型一種自動車運転免許の取得費 <p>4) 国との連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 道府県原子力防災担当者会議への参加等 <p>【原子力災害対策費（教育訓練費）】</p> <p>1) 計画及び広域避難基本原子力防災訓練（地域防災計画に基づく実動訓練）</p> <p>原子力防災に特化した訓練を3県連携して10月～11月に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関協議費 <p>関係機関（県・糸島市・16市町・警察・消防等）における協議の実施</p> <p>全体会議：訓練参加機関による訓練実施要領等を決定する</p> <p>調整会議：訓練種目ごとの参加機関が訓練の詳細を検討する</p>

他道府県訓練視察：他道府県の原子力防災訓練を視察する

② 実動訓練の実施

原子力災害情報収集・伝達訓練：九州電力及び玄海原子力規制事務所から収集した異常時・非常時の情報を関係機関へ伝達する。

緊急時モニタリング訓練：モニタリングポストによる空間放射線量の測定、県内全域でのサーベイメーターによる空間放射線量の測定を行う。

2) 原子力防災に関する研修への職員派遣及び県主催による研修会開催

原子力防災業務に従事する県・市町村職員、地域の防災活動をリードする消防団や自主防災組織、防災士などに、放射線、原子力防災に関する知識を習得させ、資質の向上を図る。

- ① 原子力防災訓練図上演習委託（委託費）
- ② 原子力安全技術センター等が主催する研修講座への参加に係る経費（旅費、負担金、資料代等）
- ③ 県が主催する講習会の経費（委託費）

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
43,574	36,830	52,645	38,130	・UPZ内の住民の避難誘導 等に必要な資機材の整備 ・原子力防災研修の開催

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

29. 事項名) 原子力防災ネットワーク運営費

(1) 事業の概要について

所管部署	防災危機管理局防災企画課
事業の概要	原子力災害の危機管理体制に必要な情報インフラを整備し、原子力災害時における体制の基盤整備を強化する。

ア. 事業内容

<p>【原子力防災ネットワーク運営費】</p> <p>原子力災害に備えた緊急時通信回線網（「統合原子力防災ネットワーク」）は、国の機関と各地のオフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設）を接続する（「広域系ネットワーク」）と、オフサイトセンターと各地方公共団体を接続する（「地域系ネットワーク」）で構成される。</p> <p>このうち、「地域系ネットワーク」については、関係道府県が、交付金を活用して整備・運用することとされており、本県では、県庁、佐賀県オフサイトセンター、糸島市庁を専用回線で結んでいる。</p> <p>また、連絡手段の多重化の観点から、通信回線について、地上系と衛星系の2つを整備・運用している。</p> <p>本県地域「地域系ネットワーク」に係る地上系回線、衛星系回線の維持・運用に係る経費である。</p> <p>ー地上系回線に係る経費</p> <p>① 専用回線の使用料：長期継続契約の更新</p> <p>② 制御装置、電話機、ファクシミリ、テレビ会議システムのリース料の更新</p> <p>ー衛星系回線に係る経費</p> <p>専用回線の使用料、保守点検料</p>
--

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
23,389	29,819	55,219	53,098	・原子力防災ネットワーク 運営費

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

30. 事項名) 防災対策費

(1) 事業の概要について

所管部署	防災危機管理局防災企画課
事業の概要	防災会議の開催、防災訓練の実施

ア. 事業内容

<p>【防災対策費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議の開催 ・ 災害危険個所の調査 ・ 災害の状況及び被害状況の調査 ・ 災害対策本部及び地方本部の設置 ・ 災害応急対策の要望書の作成・陳情 ・ 風水害対策の推進 <p>【防災訓練費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県防災訓練の実施
--

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
10,547	10,635	11,994	14,780	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県防災会議運営費 ・ 防災訓練費

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

3 1. 事項名) 防災情報発信強化費

(1) 事業の概要について

所管部署	防災危機管理局防災企画課
事業の概要	防災情報等メール配信システムや防災アプリ等の運用

ア. 事業内容

<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災情報等メール配信システムの運用に要する経費 ・ 防災ホームページの運用に要する経費 ・ 防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の運用に要する経費
--

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
45,448	30,539	22,693	22,692	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災情報等メール配信システムの運用 ・ 防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の運用

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

3 2. 事項名) 防災行政無線業務費

(1) 事業の概要について

所管部署	防災危機管理局防災企画課
事業の概要	福岡県防災行政無線局を運営する。

ア. 事業内容

・福岡県防災行政無線局の管理運営及び保全業務の実施を実施する。

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
174,818	177,765	183,230	199,944	・防災行政無線の維持管理

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

3.3. 事項名) みんなで備える地震対策費

(1) 事業の概要について

所管部署	防災危機管理局防災企画課
事業の概要	<p>福岡県では、平成 23 年に東日本大震災を契機に地震防災アセスメント調査を実施しており、当時の調査では、想定されていない地震等について、被害想定等を調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震（本県は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、国は令和 6 年 3 月末を目途に基本計画を策定予定していた） ・新たに国の主要活断層に追加された県内の 3 つの断層（①福智山、②宇美、③日向峠-小笠木峠） ・前回調査した県内の 4 つの断層（①警固、②小倉東、③西山、④水縄） <p>また、能登半島地震を踏まえ、海域活断層による地震・津波被害想定調査の必要性を判断するための予備調査を実施する。</p> <p>調査結果を踏まえて、県・市町村の地震対策強化や県民への啓発を図る。</p>

ア. 事業内容

<p>1) 地震防災アセスメント調査</p> <p>南海トラフ地震及び新たに追加された県内主要活断層等の被害想定を調査し、県や市町村の地域防災計画等へ反映させる。</p> <p>委託内容) 各断層等及び市町村ごとの被害想定（建物・人的被害等）を調査対象断層等) 南海トラフ地震、福智山断層帯、宇美断層、日向峠-小笠木峠断層帯、警固断層帯、小倉東断層、西山断層帯、水縄断層帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の被害想定に追加された項目や考え方を踏まえて、調査を実施する。 <p>2) ふくおか防災ナビ・まもるくん機能強化</p> <p>「ふくおか防災ナビ・まもるくん」に地震メニューを追加し、調査結果を反映し、県民への啓発を図る。</p> <p>委託内容) 現在地や登録地域の断層別「想定震度」や「液状化想定」を地図で知らせる。また、「災害時徒歩帰宅者支援ステーション」を地図で知らせる。</p> <p>3) 地震対策の啓発強化</p> <p>令和 6 年度能登半島地震等を踏まえ、子どもから大人までを対象に地震防災の啓発及び「ふくおか防災ナビ・まもるくん」を広める「防災フェア」を 11 月頃に開催する。</p> <p>委託内容) ①地域の自主防災組織や消防団の活動紹介、②防災車両展示、企業・団体ブース出展、③「ふくおか防災ナビ・まもるくん」登録サポート及び登録者へのノベ</p>

ルティ配布（エコバック）及び④著名人によるステージショー

4) 海域活断層の予備調査

能登半島地震を踏まえ、海域活断層の予備調査を実施する。

委託内容) 各断層の震度分布や津波高等を調査

対象断層) 福岡県近海の9つの海域活断層

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
-	-	60,584	79,221	<ul style="list-style-type: none"> ・地震被害想定調査 ・地域防災計画の見直し ・防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」への地震メニュー追加

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

3 4. 事項名) デジタルでまもる防災推進費

(1) 事業の概要について

所管部署	防災危機管理局防災企画課
事業の概要	福岡県では、大雨災害発生時に増水した河川等に近づかないよう、不要不急の外出を控えることを強く呼びかけているが、毎年のように屋外での人的被害が発生している。また、災害規模が大きいほど情報整理に時間を要し、迅速な初動対応に影響を及ぼしている。そのため、AI等DX技術を活用し、災害情報の可視化・予測できる環境の整備により、県民の早期避難支援や発災時の初動対応の迅速化、災害の未然防止を図る。

ア. 事業内容

<p>1) AI防災・危機管理情報サービス「Spectee (スペクティ)」の活用拡大による初動対応の教化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Spectee を県防災情報システムと連携し、庁内関係課、県関係出先機関、市町村等へ活用を拡大することで県全体の初動対応（通行規制、流域治水、救命・救助等）の強化を図る。 <p>工事内容) 県防災情報システムの改修及び Spectee の配信サーバーの新設</p>
<p>2) 河川カメラを活用した早期避難支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ふくおか防災ナビ・まもるくん」を改修し、県内 164 か所に設置されている河川カメラ画像を県民が容易に確認できる機能を追加する。 <p>委託内容) 「防災ナビ・まもるくん」に現在地や登録地域の河川カメラ画像等を表示する機能を追加する。</p>
<p>3) AI技術を活用した災害リスク予測システムの実証導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の災害・気象情報からAIが災害リスクを分析・予測するシステムを、県防災情報システムへ令和7年度に導入するための実証調査 <p>委託内容) AI技術を活用した災害リスク予測システムの実証導入調査</p>
<p>4) 災害時における衛星データの利活用実証</p> <p>委託内容) 災害時における浸水被害の状況把握等に関する衛星データの利活用実証</p>

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
-	-	57,135	62,544	<ul style="list-style-type: none"> ・ AI防災・危機管理サービスの活用拡大 ・ 衛星データの利活用実証

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

35. 事項名) 消防ヘリ応援体制強化費

(1) 事業の概要について

所管部署	防災危機管理局防災企画課
事業の概要	<p>福岡県は消防ヘリを保有しておらず、両政令市（福岡市、北九州市）に対して、ヘリの維持管理経費の一部を補助することで、県内市町村等が費用負担無くヘリの応援要請をできる仕組みを継続するとともに、両政令市保有のヘリの安全運航を確保する。</p> <p>近隣県の消防ヘリとの応援体制を構築し、県内のヘリが運行できない場合においても、大規模災害時等におけるヘリの対応を迅速かつ円滑に行う。</p>

ア. 事業内容

<p>1) 両政令市（福岡市2台、北九州市1台）が保有する消防ヘリの維持管理経費 両政令市が保有する消防ヘリの維持管理経費の一部を補助する（1機あたり30百万円）ことで、両政令市のヘリ安全運航の取組が円滑に行われるとともに、県内市町村が躊躇なくヘリ応援要請をすることができる。</p> <p>2) 「防災消防ヘリコプター相互応援協定」の事務打合せ会議への参加費 両政令市と連携して近隣県と締結する「防災消防ヘリコプター相互応援協定/九州（福岡県に加えて長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、佐賀県が加入）」の事務打合せ会議に参加し、平時から各県との連携体制を確保することで、ヘリが必要な大規模災害時等における対応を迅速かつ円滑に行う。</p>

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
413,469	90,000	90,027	90,000	・両政令市所有の消防ヘリの維持管理経費の補助

※令和4年度は、政令市の消防ヘリの維持管理経費に対する助成90百万円に加えて、福岡市の消防ヘリ機体更新に対する助成323百万円が予算化された。

(2) 監査の結果及び意見

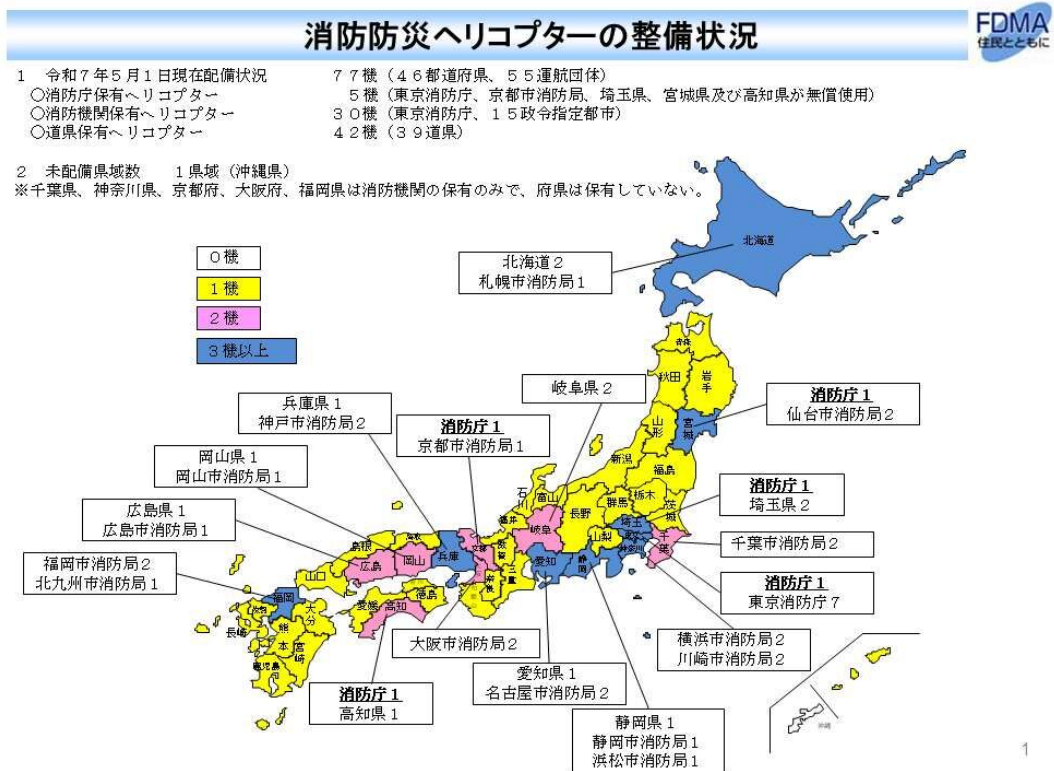
①防災消防ヘリについて【監査意見29】

防災消防ヘリは、消火活動などのために大人数が搭乗できるという有用性は認められるものの大変高額な機体であるため、その購入は財政上の負担が大きい。一般的には、新機体1機の価格は、約20億円から30億円以上かかるものと言われている。

福岡県は、県独自には防災消防ヘリを保有していない。福岡市（2機）及び北九州市（1機）の消防機関が保有するヘリの維持管理に要する経費の一部負担を行い、ヘリの

安全運航を支援するとともに、県内の市町村が要請しやすい状況を作っている。両政令市の維持管理経費は、年間で1機あたり少なくとも2億円から3億円は必要とされている。そのため、県からの助成だけでは不足するため、将来において、政令市から助成のアップを要請される可能性も考えられる。また、安全運航のための機体・エンジンの点検や耐空検査も義務付けられ使用できない機体も出るため、近隣県との消防ヘリの相互応援協定を結んでいる。

防災消防ヘリを保有するか否かも含め、現状のような運用を続けていくのか、防災の観点から、また、長期的な観点から定期的な検討を行っていくことが望ましいと考える。



36. 事項名) 救急業務高度化推進費

(1) 事業の概要について

所管部署	防災危機管理局消防防災指導課
事業の概要	<p>救急救命士の充足率を高め、福岡県における救急業務の高度化を図り、プレホスピタルケアの充実を図る。</p> <p>平成 14 年度から本県においても県及び地域のメディカルコントロール協議会 (MC 協議会) を設置し、課題 (①医師からの直接的指示、指導・助言体制の構築、②救急救命士の再教育、③救急活動に対する事後検証) について検討を行い、MC 体制を構築するとともに、救急救命士が実施できる救命処置の中でも、より高度な処置 (気管挿管、薬剤投与) が可能な救急救命士を早急に育成し、プレホスピタルケアの充実を図る。</p>

ア. 事業内容

<p>【救急業務高度化推進事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急救命士要請を目的として全国都道府県の共同出資により設立された救急振興財団の都道府県負担金であり、東京・九州研修所の事業推進等に要する財団運営費に充当する。 <p>実施主体) 一般財団法人救急振興財団 実施箇所) 救急救命東京研修所、救急救命九州研修所</p> <p>【救急業務高度化推進事業費 (救急業務高度化連絡調整費)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 県の (※) メディカルコントロール (以下MCと略す) 協議会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・県のMC体制の構築を図り、救急医療機関医師の指示・指導・助言体制や事後検証、救急救命士等に対する再教育の諸課題を検討する。 2) 県内4地域のMC協議会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・各地域のMC体制の構築を図るため、事後検証、再教育、各種プロトコール等の検討を行う。 3) 気管挿管認定登録委員会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・気管挿管の実施ができる救急救命士の認定と同救急救命士の再教育等について検討を行う。 4) 全国MC協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県、全国救急医学会等で組織する全国MC協議会 (H19 年度に設置) へ参加し、県MC、地域MCのレベルアップを図る。 <p>(※) メディカルコントロール (MC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間において、救急救命士等に医行為の実施が委ねられる場合、医行為を医師が指示又は指導・助言並びに検証してそれらの医行為の質を保証することを意味する。
--

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
17,858	17,888	17,863	17,542	・救急振興財団への負担金 ・MC協議会の開催

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

37. 事項名) 消防連絡調整費

(1) 事業の概要について

所管部署	防災危機管理局消防防災指導課
事業の概要	消防団は、消防本部（局）と連携して、消火活動や風水害、林野火災などの消防防災面等で幅広く活動している。その消防団員が減少しているなかで、地域防災の要である消防団員を維持し活性化させていくために、消防団員の訓練上達、士気高揚を図る消防協会等の関係機関の事業を支援する。

ア. 事業内容

<p>【消防関係団体育成事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域防災の要である消防団員の維持、活性化を図り消防団員の福利厚生や技能向上功績の表彰等を行う経費に対する助成を行う。 <p>【消防学校運営費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡県消防学校の運営を行う上で必要な経費 「福岡県消防学校における派遣職員の身分の取扱等に関する協定書」に基づき県内の消防本部職員3名（福岡市消防局1名、北九州市消防局1名及び22消防本部から1名（輪番））の派遣を受け、消防学校派遣教官を受け入れている。 消防学校における調理業務の円滑な運営体制の確保及び入校生に対する適切な給食の提供を図る。 消防学校での教育に必要な呼吸器等の器具を準備する。

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
131,929	133,086	137,025	128,807	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県消防学校の運営に要する経費 派遣教官に係る県負担金

(2) 監査の結果及び意見

①消防学校の給食業務の契約について【監査意見30】

消防学校の給食業務に関して、従前の業者の中には、調理員の不足により業務への支障が生じて賃金支払い遅延等もあり、その後も選定業者の辞退が多く、予算額との関連から、適切に業務を遂行する業者が多くなかった。

当時実施していた指名競争入札は、価格を最優先とすることから、経費削減にはつながるが、調理体制に無理が生じる場合が少なくない。

そのため、令和4年度の契約（令和4年度～令和6年度）からは、民間の技術等を活

用すべく、公募型プロポーザル方式による随意契約を実施している。

複数の審査員により、選定基準（経営方針、理念、実績や給食業務実施体制、衛生管理体制、給食提供）に点数を付して、合計点数を争う方式である。

令和4年度の契約では、応募申請が4社あったが、そのうち1社は辞退があった。そのため、プレゼンテーションは3社により行われている。

その結果、S社(株)（東京本社、福岡に九州沖縄支店）に決定している。

その後、令和7年度契約が実施されているが、応募が1社のみであり、前契約者のS社のみであった。年間の委託料は約16%程度、前回の契約より増額されている。そもそも、プロポーザル方式を採用したのは、価格のみでなく給食実施体制や衛生管理体制等も総合判断して給食業務を委託しようとしていたのに、応募者が1社のみでは競争原理が働かないというデメリットが生じていると思われる。更なる周知（契約応募の）等を行うのが望ましいと考える。

38. 事項名) 救急医療情報センター運営費

(1) 事業の概要について

所管部署	医療指導課
事業の概要	救急患者への医療の確保及び災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、医療機関の応需情報を収集し、消防機関や医療機関への情報提供を行うことが必要である。また、県民が適切な医療機関を選択できるよう、医療機関情報を提供することが必要である。

ア. 事業内容

<p>【救急医療情報センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)福岡県メディカルセンターに業務委託して、「福岡県救急医療情報センター」を設置し、次の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 同センターのホストコンピューターと県内救急医療機関(約400施設)をインターネットで結び、救急医療機関の救急患者応需情報を消防機関に提供する。また、県民からの救急医療機関の照会について、オペレーターが24時間年中無休で対応する。 ② 災害発生時において、災害拠点病院(31施設)を中心とした救急医療機関の受入可能患者数や医療スタッフの提供可能数等の情報を収集し、関係機関に提供するとともに、県民に対しNHK地上デジタルデータ放送等を通じて提供する。 ③ ホームページにおいて、県民が医療機関を選択する際の一助となる医療機関情報を提供する。 <p>【救急医療電話相談(#7119)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)福岡県メディカルセンターに業務委託し、「福岡県救急医療情報センター」において、看護師による「救急電話相談」(県民に対する救急車の利用や医療機関受診の緊急度の助言)を実施する(24時間年中無休)。
--

イ. 予算の推移及び決算額

(単位:千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
289,629	289,629	289,644	289,113	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療情報センター運営事業 ・救急医療電話相談事業

(2) 監査の結果及び意見

①随意契約に係る業務の再委託に関する検討および再委託の承認に関する決裁スケジュールについて【監査意見31】

受託業者は、福岡県広域災害・救急医療情報システム運営事業のうち、システム及びネッ

トワークの保守、管理、点検に関する業務を再委託している。令和6年4月1日に受託業者から県へ再委託の承認を申請し、令和6年4月1日に県から委託業者へ再委託承認書を発行している。

福岡県随意契約ガイドライン 第4 留意事項

(6)不適切な再委託がないよう厳正な取扱いとし、やむを得ず再委託する場合は、委託契約内容の大部分又は業務の根幹が委託契約の相手方からさらに第三者に再委託されることがないように留意すること。再委託を行う場合には、再委託の合理的理由や契約方式、契約金額、再委託先が適切な業務遂行能力を有しているかについて記載した書面を委託契約の相手方に提出させ、再委託先と随意契約等競争性のない契約方式による場合は、その適切性も含め慎重に審査した上で承認を行うこと。また、県の書面による承認を事前に受けることを再委託を行う際の手続きとして契約書の記載を義務付けること。なお、再委託が見受けられる部分については、再委託先との直接契約を検討すること。

と規定されているが、承認に際して、再委託する業務内容が委託契約内容の大部分ではないかどうかの検証、業務の根幹ではないかどうかの検討、再委託先との直接契約の検討などの具体的な過程を確認できなかった。随意契約は、競争入札を経ずに特定の相手と契約する例外的な契約であり、そのため、契約の透明性や公平性を確保するために厳格な運用が求められるべきである。

したがって、不適切な再委託を防ぐために、再委託業務に相当する金額や業務における再委託割合などを検討し、委託契約内容の大部分又は業務の根幹が委託契約の相手方からさらに第三者に再委託されることがないようにすべきである。また、再委託が見受けられる部分について、再委託先との直接契約の是非についても検討すべきである。

また、本件の承認手続きに関して、下記のスケジュールで行われている。

文書番号	所属名	件名	備考
6医指第343号	保健医療 介護部 医療 指導課 災害医療係	再委託承認書	再委託承認申請：R06/4/1 再委託承認書発行日：R06/4/1 起案日：R06/4/25 決裁日：R06/4/26

委託事業者からの再委託承認申請およびそれに対する県からの再委託承認書について、両者とも令和6年4月1日となっているが、電子決裁では、起案は令和6年4月25日、決裁は令和6年4月26日に行われており、事後決裁となっている。随意契約の再委託については、福岡県随意契約ガイドラインにより、厳正な取扱いを求められており、決裁手続きは、日程を含め厳正に行われるべきである。

39. 事項名) 原子力災害医療対策費

(1) 事業の概要について

所管部署	医療指導課
事業の概要	<p>原子力発電所の事故等により、糸島市の住民及び防災業務関係者等の放射性物質の汚染に対する安全確保を図るため、避難退域時検査における汚染拡大防止資機材、簡易除染のための資機材及びこれらの資機材を保管する棚等を整備する。</p> <p>毎年必要となる原子力防災訓練で使用する単回使用の資機材を整備する。</p> <p>放射性物質の汚染に適切に対応するための人材を育成するため、被ばく医療に関する研修会への参加・派遣を行う。</p> <p>原子力災害拠点病院の指定及び原子力災害医療協力機関の登録に伴い、原子力災害医療のための必要な整備を行う。</p>

ア. 事業内容

<p>【防災活動資機材等整備事業等】</p> <p>(原子力発電施設等緊急時安全対策交付金)</p> <p>・玄海原子力発電所の事故等の緊急時における玄海原子力発電所周辺の避難住民及び防災業務関係者の安全確保に必要な資機材の整備等を行う。</p>
--

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度		
		当初予算	決算額	主な内容
31,833	42,249	54,754	22,497	・緊急時防護措置準備区域(UPZ)内の医療体制の強化に必要な資機材の整備等

※監査対象所属のみの記載であるため、令和6年度当初予算の編成概要に記載の金額と異なる。

(2) 監査の結果及び意見

①資機材の運用および管理について【監査意見32】

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金で整備した資機材等について、各地の保健福祉事務所に配置されている。このうち、福岡県糸島総合庁舎内の福岡県糸島保健福祉事務所において現地調査を実施した。



福岡県糸島総合庁舎 外観

糸島保健福祉事務所には、GM サーベイメータ（小型の放射線測定器）30 台が配備されている。内訳としては、15 台ずつを時期が異なる 2 回に分けて購入している。当該資機材については、2 年に一度、不具合がないかどうか点検校正を外部に委託している。

通年のスケジュールは、30 台のうち 15 台について

時期		作業内容
1 年目	12 月	点検校正を外部業者に委託する。
	3 月	点検校正完了。合格品と不合格品ともに返却される。
2 年目	10 月	県の予算書編成の際、点検校正において不合格となったものの修理費用を見積もる。
	2 月	国へ交付金の交付申請
3 年目	12 月	不合格品を修理委託する。合格品の点検校正を外部業者に委託する。

という流れである。このため、毎年 3 か月程度は、点検のため 15 台が手元にない状況である。さらに不合格品については修理をするのは翌々年度であり、1 年以上修理されない状況である。

調査実施時点（2025 年 11 月）では、今年度修理予定の不合格品 5 台（合格品は 10 台）、翌年度修理予定の不合格品 10 台（合格品は 5 台）があり、使用可能なものは 30 台中

15 台であった。また、前者の合格品 10 台が今年度の点検校正に出されることになるため、今年度の点検校正期間は後者の合格品 5 台のみが使用可能な状況になる。

※平成 25 年～26 年度に購入した機器であり、経年劣化による不備が最も多い年度であった。

修理金額の推移	修理金額（千円）
R4 年度	933
R5 年度	1,970
R6 年度	545
R7 年度（調査年度）	3,153

このため、現状では、実際に当該資機材が必要になった場合、必要数が確保できない可能性が高い。したがって、点検校正及び修理にかかるスケジュールを改善する、今後買い替えの際に故障しにくいデジタル式の放射線測定器を導入する、機材使用場面を含むスキームを見直すなどの当該資機材を必要数確保する手段を検討すべきである。

また、点検校正が必要な資機材等については、定期的なメンテナンスは実施されているが、その他の資機材等について使用可能かどうか、棚卸表の保有数が正しいかどうかということについては、各地の保健福祉事務所が自主的に実施しており、一律の実施時期や実施回数は決まっていない状況である。使用する段階で使用不能や個数不足などが無いように、実地棚卸は定期的に行うべきである。

② 決裁スケジュールについて【監査意見 3 3】

文書番号	所属名	件名	備考
6 医指第 2283 号	保健医療介護部 医療指導課	福岡県原子力災害 医療地域連携ネット ワーク会議業務委託 契約について（押印依 頼）	押印依頼文：R07/01/10 決裁日：R07/01/14
6 医指第 2196 号	保健医療介護部 医療指導課	放射線測定器修理 業務の委託業務の委 託契約について（押印 依頼）	契約書：R06/12/24 決裁日：R06/12/26

「福岡県原子力災害医療地域連携ネットワーク会議業務委託契約について（押印依頼）」について、押印依頼文は、令和 7 年 1 月 10 日付で出されているが、令和 7 年 1 月 14 日が

決裁日であり、事後決裁となっている。

また、「放射線測定器修理業務の委託業務の委託契約について（押印依頼）」についても、契約は令和6年12月24日に締結されているが、決裁日は令和6年12月26日であり、事後決裁となっている。

事後稟議については、事後稟議となった経緯を把握し、原因を突き止め、再発防止に努めるべきである。

40. 福岡県備蓄基本計画について

1. 福岡県備蓄基本計画を選定した理由

昨今、全国各地で地震、台風、洪水などの自然災害や火災、陥没などの人為災害などの大規模災害が頻発している。災害発生時における被災者の避難生活に必要な物資の備蓄体制を構築することは防災対策として重要視されている。

福岡県地域防災計画に基づき、災害発生時における被災者の避難生活に必要な物資に関し備蓄に関する各主体の役割や、県・市町村が実施すべき施策の基本的な方向性を示す基本計画として平成26年3月に福岡県備蓄基本計画が策定されている。

その運用状況・管理状況について監査をおこなうものである。

2. 福岡県備蓄基本計画（以下、「基本計画」という）の概要

1) 基本計画策定の趣旨

大規模災害時に被災者の安全・安心を確保するためには、県、市町村、自主防災組織、事業所（団体、学校、病院等を含む）、県民等の各主体の連携・協力が重要である。

この計画は、福岡県地域防災計画に基づき、被災者の避難生活に必要な物資に関し、本県内で見込まれる最大規模の災害にも対応できる備蓄体制を構築するため、過去の災害を踏まえ、備蓄に関する各主体の役割や、県・市町村が実施すべき施策の基本的な方向性を示すことを目的とする。

2) 計画策定に当たっての考え方

大規模災害時には、流通機能が麻痺し、発災から3日間程度は被災地外からの支援が行き届かず、被災地ニーズの的確な把握が困難な状況が続くことを想定する必要がある。

このため、本計画は、発災から3日間を想定した自助・共助・公助による備蓄のあり方を定めるものとする。

3) 県としての備蓄・調達

第1 基本的な考え方

県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や協定事業者等からの調達が困難になった場合などに備え、広域自治体として市町村を補完する立場から、物資の備蓄の充実とともに、調達体制の整備を図る。

第2 備蓄・調達の考え方

賞味期限が短い、保管に広い場所が必要など備蓄に適さない物資、大量に必要ですべてを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努める。

発災時に必要な物資を速やかに調達できるよう、優先的な物資供給を定めた関係事

業者等との協定締結に努める。大規模災害時には、協定事業者が被災し、調達が困難となることも想定されるため、多様な調達先の確保に努める。

県民の持参物資、市町村、県による備蓄・調達等で必要な物資が確保できない場合は、国や他の都道府県等に支援を求める。

第3 品目

発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水、生活必需品、感染症対策用物資、避難所運営に必要な資機材を備蓄する。

具体的な品目の選定に当たっては、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いを踏まえるとともに、通信網の寸断等により被災地の需要把握が困難な場合に要請を待たずに物資を供給することも想定し、汎用性の高い物とする等の配慮を行う。

食料については、要配慮者に配慮して飲み込みやすいもの、アレルギー対応食品も含めるほか、発災直後は十分な量の水や湯、熱源が確保できない場合もあることから、これらを必要としないものとするよう努める。

飲料水については、被災市町村からの要請に応じて、隣接水道事業者や他地方自治体への応援給水の要請を行う。

避難所運営資機材については、避難者の生命・身体を守るもののほか、良好な生活環境を確保するため、仮設トイレ、発電機、投光器や、授乳室、男女別の更衣室等を確保するためのパーテーションなどを計画的に整備する。

発電機等については、カセットガス式など備蓄が容易な燃料で稼働するものを確保するよう努める。

第4 必要量及び目標量

必要量は県内で想定される最大の避難者数をもとに見積もる。

(参考)『地震に関する防災アセスメント調査報告書』(平成24年3月、福岡県)

最大想定避難者数 46,566人(警固断層南東部中央下部震源の地震)

食料等の物資は想定される最大避難者数の1日分の3分の1を、避難所運営資機材は最大規模の災害発生時に必要と想定される量の3分の1を、現物で備蓄する。ただし、衣料品や生活用品等で、保管に広い場所が必要など備蓄に適さない物資、大量に必要で全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保可能数も含め目標量を備蓄する。

第5 保管・輸送体制

物資の保管場所は、耐震性があること、津波・洪水等の際に浸水しないこと等に留意して選定する。

物資の保管・輸送のため、物流事業者と協定を締結するよう努める。

被災者に迅速に物資を提供し、保管場所の被災による物資の滅失リスクを低減するため、県災害対策地方本部を単位とした分散備蓄を実施する。

他の都道府県や協定事業者等からの物資を集積する拠点を予め定めるよう努める。

集積拠点は県有施設を充てるほか、必要に応じて協定物流事業者等の協力を得て確

保する。

物資の輸送は原則として市町村の集積拠点までとし、その後に必要な輸送は市町村が行うこととする。輸送体制の整備に当たっては、県地域防災計画に基づき、協定物流事業者や防災関係機関の協力を得ることとする。

第6 災害対応職員用の備蓄

災害対応を行う職員を対象とした3日以上飲料水、食料、生活物資の備蓄に努める。

第7 その他

① 市町村との連携

平常時から、備蓄物資の品目や数量、保管場所等、県・市町村間における必要な情報の共有を図る。

② 医薬品等の供給体制

大規模災害時における初動医療救護のため、医薬品及び医療機器等（以下「医薬品等」という。）の安定供給体制を確保する。

i) 医薬品等の備蓄

福岡県医薬品卸業協会及び福岡県医療機器協会に委託し、大規模災害発生直後の初期医療救護に必要な医薬品等を備蓄し、定期的な点検及び更新を行うなど、備蓄医薬品等の計画的な管理に努める。

ii) 医薬品等の供給

福岡県医薬品卸業協会及び福岡県医療機器協会と協定を締結し、大規模災害発生時には、両協会が、備蓄医薬品等や必要が生じて両協会が調達した医薬品等を被災地の医療救護所等へ搬送する。

(1) 監査の概要

1) 監査対象部局

- ・総務部 防災危機管理局 防災企画課
- ・福祉労働部 福祉総務課

2) 監査対象備蓄拠点

- ・県消防学校
- ・県本庁舎

3) 監査の実施期間

令和7年6月13日から令和7年11月30日

4) 監査の実施方法

- ・備蓄拠点を訪問し、備蓄物資の帳簿数量と現物数量との確認、管理状況の確認
- ・備蓄品の購入手続の確認

5) 備蓄物資一覧 (福祉総務課所管分)

備蓄物資一覧

(令和7年7月8日)

品名	必要数量	数量	1箱の数量	消防学校	県本庁舎	千代合同庁舎	八幡総合庁舎	行橋総合庁舎	田川総合庁舎	朝倉総合庁舎	八女総合庁舎
パン	43,200個	43,258個		21,600		3,638	3,610	3,600	3,610	3,600	3,600
賞味期限2026 (R8) : 4.6		11,808個	50個	0		2,688	2,760	1,800	2,760	0	1,800
賞味期限2029 (R11) : 5.6		16,600個		16,600							
賞味期限2030 (R12) : 10		7,900個		4,200						3,600	
賞味期限2033 (R15) : 10		7,950個	50個	800		950	850	1,800	850	0	1,800
おかゆ	3,800個	3,870個		2,030		300	320	300	320	300	300
賞味期限2028 (R10) : 8.1		1,550個	20個	750		100	200	100	200	100	100
賞味期限2030 (R12) : 12		2,320個	40個	1,280		200	120	200	120	200	200
副食レトルト	47,000個	47,012個	24缶	18,308		14,500	2,308	2,904	2,308	3,840	2,844
賞味期限2028 (R10) : 1~5		32,080個		16,668		5,992	840	1,980	840	3,840	1,920
賞味期限2029 (R11) : 5		14,932個		1,640		8,508	1,468	924	1,468		924
乳児用ミルク		144個	24缶			144					
乳児用ミルク (アレルギー対応)		72個	18缶			72					
哺乳瓶		96個	96個			96					
トイレトーパー		800個	100個		800						
毛布	4,220枚	5,072枚	10枚	2,070	502		500	500	500	500	500
タオル	14,000枚	14,000枚	200枚	6,800	1,200		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
ジャージM・L 上・下各4,700枚	4,700組	7,800組	10組	2,300	400	3,100	400	400	400	400	400
男性用下着	2,350組	2,350組	100枚	1,150	200		200	200	200	200	200
上 (M/L)		2,350組		1,150	200		200	200	200	200	200
下 (M/L)		2,350組		1,150	200		200	200	200	200	200
女性用下着	2,350組	2,350組	100枚	1,150	200		200	200	200	200	200
上 (M/L)		2,350組		1,150	200		200	200	200	200	200
下 (M/L)		2,350組		1,150	200		200	200	200	200	200
給水袋	15,700枚	15,700個	100枚 200枚	7,400	1,800		1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
食器セット(陶器、20P. フォーラス、スプーン、箸)	15,700組	15,789組	100人分	7,900	1,389		1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
紙おむつ (乳幼児用)	5,500枚	6,060枚		2,424		606	606	606	606	606	606
紙おむつ (大人用)	3,280枚	5,568枚		2,436		522	522	522	522	522	522
尿とりパッド	8,200枚	8,208枚		3,888		720	720	720	720	720	720
生理用品	21,800個	22,200個		11,544		1,776	1,776	1,776	1,776	1,776	1,776
簡易トイレ	25,000個	25,000個	200枚	13,000	2,000		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
ブルーシート	1,910枚	1,910枚	10枚/5枚	1,010	150		150	150	150	150	150
缶切り	3,000個	3,000個		1,200	300		300	300	300	300	300
マスク (子ども用)	-	19,800枚		19,800							
マスク (大人用)	-	43,500枚		43,500							

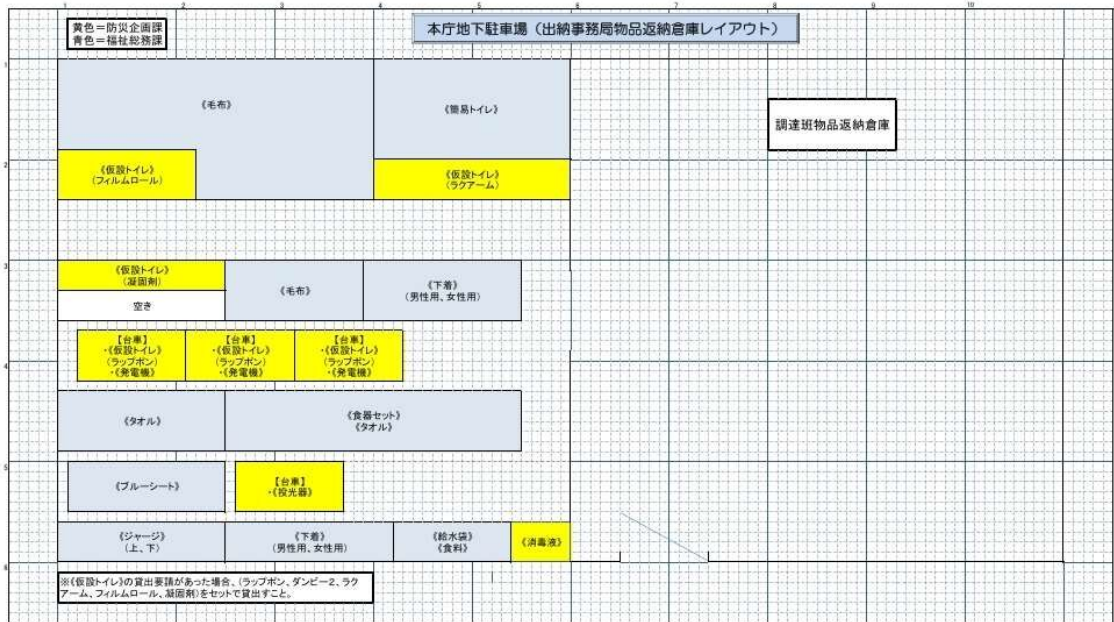
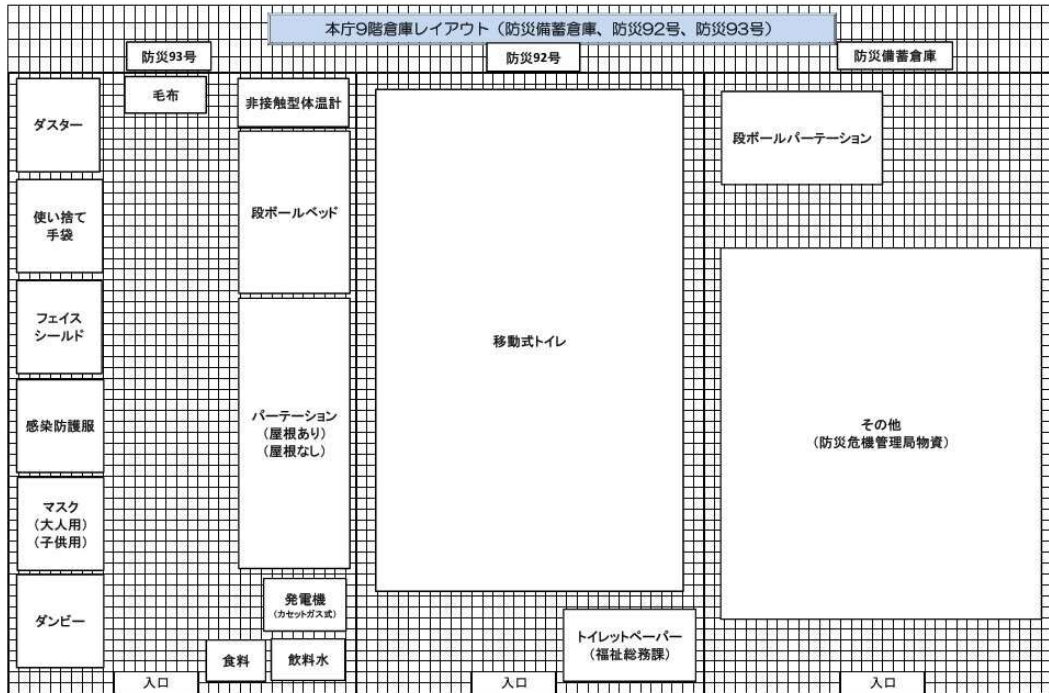
6) 備蓄物資一覧 (防災企画課所管分)

備蓄物資一覧 (R7.3.31現在)

品名	必要数量	数量	消防学校	最本庁舎	5階防災倉庫	千代 合同庁舎	八幡 総合庁舎	行橋 総合庁舎	田川 総合庁舎	朝倉 総合庁舎	八女 総合庁舎
積立式トイレ	60台	60台	60								
簡易トイレ(股ボール)	—	60台	60								
簡易トイレ(ラップボン)	—	70台	38	6			5	5	5	7	5
ラップ ボン	ラクアーム	—	68台	36	5		5	5	5	7	5
	凝固剤	—	83箱	33	7		7	7	7	15	7
	ダンビー2	—	62台	32		5	5	5	5	5	5
	フィルム ロール	—	40箱	17	6		3	3	3	5	3
発電機(ガソリン式) (47×36×52)	60台	60台	30	5			5	5	5	5	
発電機(カセットガス式) (47×36×52)	—	2台			2						
投光器 (28×40×31)	60台	60台	30	5			5	5	5	5	
エアテント (90×90×60)	6台	6台	1				1	1	1	1	
パーティション(屋根あり) (24×28×15)	180台	182台	90	14	3		15	15	15	15	
パーティション(屋根なし) (24×28×15)	60台	60台	30	5			5	5	5	5	
股ボールパーティション (16×32×94)	—	98台	30		68						
股ボールベッド (16×32×94)	—	82台	90		32						
介置ベッド (90×18.5×60)	—	2台	2								
浄水器 (60×33×170)	—	1台	1								
マスク(大人用) (44×62×44)	125,900枚	127,200枚	63,950		10,750		10,500	10,500	10,500	10,500	
マスク(子供用) (34×53×30)	14,100枚	15,450枚	8,500		1,100		1,050	1,100	1,100	1,100	
非接触体温計 (48×48×40)	940台	989台	510		79		80	80	80	80	
ダスター (47×57×44)	22,400枚	22,400枚			22,400						
使い捨て手袋 (27×51×41)	44,800枚	45,000枚			45,000						
感染防護服 (67×55×30)	5,600枚	5,600枚			5,600						
フェイスシールド (35×29×25)	2,000枚	2,000枚			2,000						

※避難所設置資材については、寸法(縦・横・高さの順)を記載しています。単位: cm

8) 本庁9階倉庫及び本庁地下駐車場出納事務局物品返納倉庫レイアウト図





④情報の共有について【監査意見34】

福岡県消防学校に保管されている備蓄品に関しては、大量の物品等を置いておく場所、県内各所に備蓄品を分散させる狙いもあると思われる。基本的には、消防学校の職員は備蓄品には関与しておらず、購入時の検品等も本庁から県職員が訪れて実施しているとのことである。また、在庫リストに関しても消防学校では、県庁側から入手しており、備蓄品の増減があるたびに随時データが送られてくることになっている。

今回、監査で訪問を行った際に、在庫のテストカウントを行うために、在庫リストを依頼したが、当日に県庁から送ってもらったようであった。

備蓄品が必要な災害時には緊急性が要求されることも多いが、本庁から消防学校までは、自動車でも1時間20分から30分かかかる遠方（下記の地図参照）であり緊急の場合も多いため、日常の情報共有は必要である。災害時に本庁からの指示等が無ければ対応できないといった状況にならないように、消防学校の倉庫内の備蓄品の種類、数量及び保管場所に関して、情報の共有には留意していただきたいと考える。



(S : 福岡県庁、G : 福岡県消防学校)

2) 本庁 9 階倉庫及び本庁地下駐車場出納事務局物品返納倉庫

①在庫数量について

備蓄物資一覧(令和 7 年 7 月 8 日)福祉総務課所管分リスト及び備蓄物資一覧 (令和 7 年 3 月 31) 防災企画課所管分リストに基づいて、本庁 9 階倉庫及び本庁地下駐車場出納事務局物品返納倉庫に保管されている実際の数量の確認を行なった。

品名、数量について確認をおこなった結果、リスト記載の数量との相違が 2 アイテム(缶切り 300 個、ブルーシート 5 枚)あったが、確認の結果、同 2 アイテム中、缶切りについては場所の移動、ブルーシートについては備蓄物資の下に敷いて使用していることで数量の確認ができたので結果的に数量の相違は認められなかった。

②管理状況について 本庁 9 階倉庫

本庁 9 階倉庫(出納事務局物品返納倉庫レイアウト)に沿って品目別に①平置き、②ラック棚で保管されており品目と数量の確認は行いやすい管理状況となっていた。倉庫内の掃除及び整理整頓も行なわれており、災害発生時の払出に関しても特に問題なく行い得る状況となっていた。

③倉庫内の状況 本庁9階倉庫



④管理状況について 本庁地下駐車場出納事務局物品返納倉庫

本庁地下駐車場(出納事務局物品返納倉庫レイアウト)に沿って品目別に①平置き、②ラック棚で保管されており品目と数量の確認はおこないやすい管理状況となっていた。倉庫内の掃除及び整理整頓もおこなわれており、災害発生時の払出に関しても特に問題なくおこなえる状況となっていた。

⑤倉庫内の状況 本庁地下駐車場出納事務局物品返納倉庫



(2) 備蓄品の購入手続の確認

1) 防災企画課

防災企画課 年度別 備蓄品購入リスト

年度	購入物資	数量	購入金額	購入先	購入プロセス
令和3年度	チョコチップ	1箱	8,800円	A社	随意契約(10万円以下)
令和3年度	缶入りカンパン	12箱	66,000円	A社	随意契約(10万円以下)
令和3年度	フェイスシールド	2,000枚	301,400円	A社	随意契約(見積合わせ)
令和3年度	ダスター	448ケース	77,504円	B社	随意契約(10万円以下)
令和3年度	水	18箱	29,160円	A社	随意契約(10万円以下)
令和3年度	グローブ	4,500枚	148,500円	A社	随意契約(見積合わせ)
令和3年度	エプロン	5,600枚	190,960円	A社	随意契約(見積合わせ)
令和4年度	缶入りカンパン	40箱	171,072円	C社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和4年度	缶入りパン	2箱	14,299円	C社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和4年度	水	3箱	3,110円	C社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和4年度	水	45箱	72,900円	A社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和5年度	缶入りパン	3箱	22,939円	C社	随意契約(10万円以下)
令和5年度	水	25ケース	26,406円	C社	随意契約(10万円以下)
令和7年度	ひだまりパン	360袋	88,257円	C社	随意契約(10万円以下)
令和7年度	水	23箱	25,187円	C社	随意契約(10万円以下)
令和7年度	組立てトイレ	171式	48,906,000円	D社	一般競争入札

① 購入プロセスについて

防災企画課において令和3年度から令和7年度に購入した備蓄物資については、以下の手続きで購入されていた。

i) 総務事務厚生課へ物品購入請求

ii) 防災企画課での購入

- ・ 随意契約(1件10万円以下のもの。見積書の徴取不要。)
- ・ 随意契約(1件10万円を超え、160万円以下のもの。見積り合せを行う。)
- ・ 一般競争入札(160万円を超えるもの。)

② 購入プロセスの確認の結果

令和3年度から令和7年度までの防災企画課所管の備蓄品の購入プロセスの確認を

おこなった。物品購入伺書、支出負担行為決議書兼支出命令書、会計事務チェックシート、見積書等の書類を確認した結果、防災企画課での随意契約、総務事務厚生課への物品購入請求については適正なプロセスを経て購入がおこなわれていた。

防災企画課での一般競争入札で調達がおこなわれていたのは令和 7 年度購入の災害用組立てトイレの 1 案件のみであったが、入札者が 1 社のみであったため結果的には同社が落札した。単独の入札になったことについて確認をおこなったが、福岡県のホームページにより一般競争入札の公告をおこない、複数の業者から問い合わせはあったが結果的に 1 社になったことについて、各事業者の判断であり担当課では理由はわからないとのことであった。

2) 福祉総務課

福祉総務課 年度別 備蓄品購入リスト

年度	購入物資	数量	購入金額	購入先	購入プロセス
令和 3 年度	生理用品	600 パック	171,600 円	E 社	随意契約（見積合わせ）
令和 3 年度	レトルトパン	16,600 個	3,531,816 円	C 社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和 3 年度	大人用・子供用おむつ他	528 パック	868,560 円	C 社	随意契約（見積合わせ）
令和 4 年度	尿取りパッド	51 パック	84,150 円	C 社	随意契約（10 万円以下）
令和 4 年度	レトルトパン	7,800 個	2,047,032 円	E 社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和 4 年度	副食レトルト	32,080 個	5,504,500 円	E 社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和 4 年度	おかゆ	1,550 個	318,060 円	F 社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和 5 年度	副食レトルト	14,932 個	6,128,092 円	C 社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和 5 年度	ジャージ	6,200 枚	11,048,400 円	A 社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和 6 年度	ブルーシート	1,000 枚	2,150,500 円	G 社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和 7 年度	トイレトペーパー	8 箱	72,600 円	H 社	随意契約（10 万円以下）
令和 7 年度	液体ミルク他	312 個	99,964 円	C 社	随意契約（10 万円以下）
令和 7 年度	レトルト米粉パン	7,050 個	3,426,300 円	C 社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和 7 年度	おかゆ	2,320 個	415,929 円	C 社	総務事務厚生課へ物品購入請求

① 購入プロセスについて

福祉総務課において令和 3 年度から令和 7 年度に購入した備蓄物資については、以下の手続きで購入されていた。

- i) 総務事務厚生課へ物品購入請求
- ii) 福祉総務課での購入
 - ・ 随意契約（1 件 10 万円以下のもの。見積書の徴取不要。）
 - ・ 随意契約（1 件 10 万円を超え、160 万円以下のもの。見積り合せを行う。）

② 購入プロセスの確認の結果

令和3年度から令和7年度までの福祉総務課所管の備蓄品の購入プロセスの確認をおこなった。物品購入伺書、支出負担行為決議書兼支出命令書、会計事務チェックシート、見積書等の書類を確認した結果、総務事務厚生課への物品購入請求、福祉総務課での随意契約については適正なプロセスを経て購入がおこなわれていた。